

5 協定等の締結状況

本部事務局本部班関係

資料5-1 災害時における相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、尾張北部広域行政圏を構成する市町（春日井市、犬山市、江南市、小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町）において、大規模な災害が発生し、被災市町のみでは十分な救護等の応急措置ができない場合における協定市町間の相互応援協力について必要な事項を定めるものとする。

(応援要請及び連絡窓口)

第2条 協定市町は、あらかじめこの協定に基づく相互応援協力の連絡窓口として、連絡担当部局を定めるものとし、応援の要請は、当該市町の連絡担当部局を通じて行うものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (2) 食糧及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (5) 被災者に対する一時的な避難施設等の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認めて要請した事項

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊の活動は、要請市町の指揮のもとに行うものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

(連絡会議)

第6条 協定事項の円滑な推進を図るため、原則として年1回、協定市町間において連絡会議を開くものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(報告)

第8条 応援を行った市町の長は、応援活動の結果を速やかに応援を要請した市町の長に報告するものとする。

(他の協定等との関係)

第9条 この協定と他に締結された協定等との関係については、別に定めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、その都度協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第11条 この協定は、平成8年9月1日から効力を生ずる。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、協定市町の長が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成8年8月30日

資料 5-2 施行時特例市災害時相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 本協定に参加するいずれかの市（以下「協定市」という。）の区域において、地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に、被災市以外の協定市が相互に救援協力し、被災市の災害応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要と認めるもの

(ブロック体制)

第3条 応援を円滑に遂行するためブロック体制を整備し、各ブロックには、代表市及び副代表市を置く。

- 2 各ブロックの代表市及び副代表市は、ブロックを構成する協定市の中から決定する。
- 3 副代表市は代表市を補佐し、代表市が欠けたとき又は代表市に被災があったときにはその代理を務める。

(幹事市等)

第4条 本協定を有効に運用するため、幹事市及び副幹事市を置く。

- 2 幹事市及び副幹事市は各ブロックの代表市による互選により決定する。
- 3 幹事市は本協定に係る総合調整を行うこととする。
- 4 幹事市は各ブロックの代表市及び副代表市が決定したときには、これを全協定市に通知する。
- 5 副幹事市は幹事市を補佐し、幹事市が欠けたとき又は幹事市に被災があったときにはその代理を務める。

(応援要請の手続き)

第5条 被災市が、応援の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、被災市の属するブロック（以下「被災ブロック」という。）の代表市に、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種及び人数並びに被災市での業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援体制)

第6条 被災ブロックの代表市は、被災市から応援の要請を受けたときは、被災ブロ

ック内の協定市による応援体制をとることを基本とする。ただし、被災ブロックの代表市が、ブロックを越えた応援体制にすることが必要と判断するときは、幹事市に他ブロックからの応援を要請することができる。

- 2 前項の規定により応援の要請を受けた幹事市は、被災ブロック以外の協定市に対し、被災市への応援を要請する。

(応援の実施)

第7条 被災ブロックの代表市又は幹事市から要請を受けた協定市は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

- 2 前項の規定により応援する協定市は、災害発生直後、応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(自主的活動)

第8条 激甚な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第5条の規定に基づく応援要請がない場合、被災ブロックの代表市はブロック内の協定市と協力し、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 被災ブロックの代表市は、前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市と連絡ができない場合は、自ら第6条に規定する応援体制をとることができる。
- 3 前2項の対応は、他のブロック代表市も同様に行うことができるものとする。
- 4 自主的な応援活動中に、被災市から第5条の規定に基づく応援要請を受けたときは、前条の規定に基づく応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第9条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。

- 2 応援職員が第2条第3号の応援（以下「応援業務」という。）により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市の負担とする。
- 3 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては応援する協定市が、それぞれ負担するものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、被災市及び応援する協定市が協議して定めることができる。

(連絡担当部局)

第10条 協定市は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

- 2 幹事市は、前項の連絡担当部局の確認を行うこととする。

(情報交換)

第11条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回、原則として幹事市において意見交換会を開催することとする。

- 2 前項の意見交換会に係る庶務は幹事市が行う。

(脱退)

第 12 条 協定市がこの協定から脱退をしようとするときは、その3か月前までに幹事市に対し書面にて申し出ることとする。

2 幹事市は前項の申し出があったときは、速やかに協定市へ周知し、必要に応じて本協定及びブロック体制の改定等を行うこととする。

(協議)

第 13 条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

附 則

1 本協定の締結にあたっては、協定参加同意書の提出をもって、協定が成立したものと見なす。

2 本協定は、令和2年4月1日より効力を有する。

令和2年2月17日

別表1

(第1条関係)

つくば市	伊勢崎市
太田市	熊谷市
所沢市	春日部市
草加市	平塚市
茅ヶ崎市	厚木市
大和市	松本市*
沼津市	富士市
春日井市	四日市市
岸和田市	茨木市
加古川市	宝塚市

別表2

(第3条関係)

Aブロック	Bブロック	Cブロック
つくば市	平塚市	春日井市
伊勢崎市	茅ヶ崎市	四日市市
太田市	厚木市	岸和田市
熊谷市	大和市	茨木市
所沢市	松本市*	加古川市
春日部市	沼津市	宝塚市
草加市	富士市	—

※令和3年3月31日をもって、松本市は脱退

資料 5-3 災害時における旅館等の宿泊先の提供協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と愛知県ホテル旅館環境衛生同業組合春日井支部（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な旅館等の宿泊先の提供協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て行う旅館等の宿泊先の確保を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において旅館等の宿泊先の確保を必要とするときは、乙に対してその提供が可能な宿泊先について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、その要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（協力の限度）

第4条 乙が、甲の要請により提供すべき宿泊先の限度は、要請時点において乙又は乙に属する組合員（以下「組合員」という。）が提供可能なものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、宿泊先要請書（第1号様式）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに宿泊先要請書を提出するものとする。

（宿泊先提供の協力）

第6条 乙は、甲の要請により宿泊先の提供協力に応じ、要請された事項が終了したときは、宿泊等確認書（第2号様式）を甲に提出する。

（支払）

第7条 甲は、乙が提供した宿泊等の経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、甲乙協議の上、災害時直前における適正料金をもって決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙又は組合員に対して宿泊先箇所及び宿泊可能人数等について資料の提出を要請することができる。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成11年4月27日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(雑則)

第11条 この協定の実施について必要な事項は、別に定める。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成11年4月27日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市乙輪町2丁目133番地
愛知県ホテル旅館環境衛生同業組合春日井支部
支部長

災害時宿泊先提供実施細目

この実施細目は、平成 11 年 4 月 27 日付けで春日井市（以下「甲」という。）と愛知県ホテル旅館環境衛生同業組合春日井支部（以下「乙」という。）との間で締結した災害時における旅館等の宿泊先の提供協力に関する協定書第 11 条の規定に基づき、必要な事項を定める。

- 1 甲の要請により宿泊先の提供業務を実施するときは、乙は、愛知県ホテル旅館環境衛生同業組合春日井支部事務局に愛知県ホテル旅館環境衛生同業組合春日井支部災害対策本部を設置し、愛知県ホテル旅館環境衛生同業組合春日井支部長を本部長に充てる。
- 2 乙は、甲の要請に応じて直ちに宿泊先の提供が実施できるよう必要な体制づくりに努める。
- 3 甲が乙に協力を要請する業務は、宿泊先の提供等（以下「業務」という。）とする。
- 4 甲は、状況により、春日井市災害対策本部の各部長、同副部長、及び同班長又は春日井市災害支援本部長から、乙又は乙に属する組合員（以下「組合員」という。）に対し、協力要請を行うことができるものとする。
- 5 乙は、この協定に基づく協力要請があったときは、組合員をして当該業務を実施させるものとする。

資料5-4 ホットライン協定

春日井市、春日井警察署、日本電信電話株式会社春日井営業支店、中部電力株式会社春日井営業所及び東邦ガス株式会社春日井営業所（以下「協定機関」という。）は、春日井市地域防災計画に基づき、災害時における協定機関の直接通信連絡線（以下「ホットライン」という。）の設置及び運用について、次のとおり協定する。

（設置）

第1条 各協定機関は、災害時において電話回線に専従者を配置し、各協定機関との災害に関する情報交換用通信の専用化を図るため、ホットラインを設置するものとする。

第2条 春日井市は、災害が発生した場合には、ホットラインの設置を別表第1の他の協定機関（以下「他の協定機関」という。）の連絡先に依頼するものとする。

2 前項の規定による依頼を受けた他の協定機関がホットラインを設置した場合は、直ちに別表第1の春日井市の連絡先に報告するものとする。

第3条 ホットライン設置後の連絡先は、別表第2のとおりとする。

（解除）

第4条 春日井市は、ホットラインの設置が必要でなくなったと判断した場合は、ホットラインの解除を他の協定機関に依頼するものとする。

2 他の協定機関は、前項の規定による依頼を受けた後、ホットラインを解除するものとする。

（経費の負担）

第5条 ホットラインに要する経費の負担は、各協定機関において負担するものとする。

（実施細目）

第6条 この協定の実施について必要な事項は、協定機関が協議して定めるものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度協定機関が協議の上、決定するものとする。

この協定の証として本書5通を作成し、各自1通を保有する。

平成8年7月1日

春日井市 代表者 春日井市長
春日井警察署 署長
日本電信電話株式会社 春日井営業支店長
中部電力株式会社 春日井営業所長
東邦ガス株式会社 春日井営業所長

資料 5-5 災害発生時における協力に関する協定

春日井市（以下「甲」という。）と春日井市内の郵便局（以下「乙」という。別表のとおり。）は、春日井市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、春日井市内に被害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の物資集積場所等としての乙への提供

(2) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての甲への提供

(3) 郵便による春日井市災害対策本部宛災害救援物資等の乙による保管等

(4) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達車両は除く。）

(5) 甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供

(6) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(7) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(8) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(9) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(注)

(10) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(11) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害対策本部への派遣）

第5条 乙は、甲から要請があった場合には春日井市災害対策本部に職員を派遣することができる。

(災害情報連絡体制の整備)

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について平時より協議するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 春日井市総務部市民安全課長

乙 日本郵便株式会社 春日井郵便局長

(防災訓練等への参加)

第9条 乙は、甲から甲主催の防災訓練等への参加要請があった場合には積極的に協力するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、この協定の有効期間は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成29年10月31日

甲 春日井市鳥居松町5-44

春日井市 代表者 春日井市長

乙 春日井市柏井町3-102-1

日本郵便株式会社 春日井郵便局 局長

春日井市鳥居松町4-115-1

日本郵便株式会社 春日井市役所前郵便局 局長

春日井市六軒屋町5-40

日本郵便株式会社 春日井六軒屋郵便局 局長

春日井市中央台2-4-2

日本郵便株式会社 高蔵寺郵便局 局長

春日井市玉野町1181

日本郵便株式会社 春日井玉野郵便 局長

(別 表)

春日井市役所前郵便局	高蔵寺白山郵便局	春日井勝川郵便局
坂下郵便局	高蔵寺郵便局	春日井郵便局
春日井鷹来郵便局	味美駅前郵便局	春日井王子町郵便局
春日井玉野郵便局	春日井篠木郵便局	春日井駅前郵便局
春日井神領郵便局	春日井二子山郵便局	春日井柏井郵便局
高蔵寺藤山台郵便局	春日井宮町郵便局	春日井出川郵便局
高蔵寺岩成台郵便局	高蔵寺駅前郵便局	春日井六軒屋郵便局
高蔵寺高森台郵便局	春日井東野郵便局	高蔵寺石尾台郵便局
春日井柏原郵便局	春日井中切郵便局	

資料 5-6 災害時における避難所及び広域避難場所指定に関する協定書

春日井市（以下「甲」という）と中部大学（以下「乙」という）とは、春日井市地域防災計画の定めるところにより、避難所及び広域避難場所として指定するにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て乙の施設を避難所及び広域避難場所として開設するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（避難所の開設）

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合に、避難所を開設するものとする。

- (1) 甲からの要請があった場合
- (2) 住民が避難を開始した場合

2 乙は避難所を開設した場合、速やかに開設状況を甲へ報告するものとする。

（避難所）

第3条 第2条に掲げる避難所は、講堂（体育館）及びサブアリーナとする。ただし、大災害などの発生等により、講堂（体育館）及びサブアリーナのみでは対応できない場合には、別に乙が定める建物についても避難所とすることができる。

（避難所の維持管理）

第4条 避難所施設の維持管理は、甲が行うものとする。ただし、甲の職員が派遣されるまでの間、避難所施設の維持管理は乙が行うものとする。

（避難所の運営等）

第5条 避難所の運営等は、甲と乙が協力し、避難者の中から代表者を選任し、代表者の指揮に基づき避難者が自主運営する。

（避難場所）

第6条 第3条に掲げるもののほか乙は、メイングラウンド及びサブグラウンドを春日井市地域防災計画に定める広域避難場所とする。

（費用負担）

第7条 この協定に基づき乙が避難所等を開設した場合、甲が必要と認めた費用等については、甲が負担するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定書の有効期限は平成20年1月17日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期限の満了する1か月前までに甲乙いずれからもこの協定書についての何らかの意思表示がない場合は、引き続き3年間自動的に有効期限を延長し、以降も同様とする。

（雑則）

第9条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

この協定書成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙が記名捺印の上、各自1通を保管する。

平成20年1月17日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市長

乙 春日井市松本町1200番地
中部大学長

資料5-7 災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と中部電力株式会社（以下「乙」という。）は、自然災害（地震・台風等）により電力設備に被害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときに、春日井市内の電力を迅速に復旧するため、甲の所有する用地を、乙が電力設備を復旧するための基地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として、一時的に使用することについて、次のとおり定める。

（使用する用地）

第1条 使用する用地は、次のとおりとし、使用範囲は別紙のとおりとする。

- (1) 都市緑化植物園
- (2) 大池緑地

（災害復旧用オープンスペースの使用手続）

第2条 乙は、災害復旧用オープンスペースを使用する必要がある場合は、甲に対し、被害状況、復旧計画等を明らかにして、口頭、電話又はファックスにより甲に申出をするものとし、甲は、甲が定める春日井市地域防災計画を勘案し、特別な理由がない限り、これを承諾するものとする。

2 乙は、使用にあたって、都市公園法第6条第1項及び第3項に基づく都市公園の占用の許可等の手続を行うものとする。

3 甲は、前各項の場合において、復旧活動で災害復旧用オープンスペースを使用する必要があるときなどの特別の事情により、全部又は一部を乙に使用させることができない場合は、乙と使用範囲等について協議するものとする。

（使用期間）

第3条 乙が本施設等を使用する期間は、甲から承諾を受けた日から電力設備の復旧が完了する日までとする。

（遵守事項）

第4条 乙は、災害復旧用オープンスペースを善良な使用者の注意をもって使用し、火災、盗難、破損等の防止に努めなければならない。

（用地の使用方法等）

第5条 乙は、原則として、甲の所有する用地内の建物を使用せず、その他の場所に事務所、宿泊所、資材置場、仮設トイレ、応急仮設住宅等を設置するなどして使用するものとする。ただし、建物を使用する場合は、甲乙協議して使用内容を定めるものとする。

2 電気、水道、電話等を設置する場合は、乙の責任において設置する。

3 使用期間終了後は、乙の責任で現状復旧を行うものとする。

（損害賠償）

第6条 乙は、故意又は重大な過失により本施設等に損傷を与えた場合は、その損害賠償責任を負う。ただし、天災地変等の不可抗力により施設等が損傷した場合は、その責を負わないものとする。

（使用料）

第7条 乙が、第2条第1項の規定に基づき第1条の用地を使用する場合は、乙の使用料は無料とする。

(連絡体制)

第8条 甲及び乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先、連絡方法等をあらかじめ相手方に報告し、連絡体制の確立を図るものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡先、連絡方法等に変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までに、甲乙いずれかからの意思表示がないときは、さらに有効期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年5月7日

春日井市鳥居松町5丁目44番地

甲 春日井市

代表者 春日井市長

春日井市鳥居松町4丁目83番地

乙 中部電力株式会社 春日井営業所

所長

資料 5-8 災害発生時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と東邦瓦斯株式会社（以下「乙」という。）とは、東海地震等の大規模な災害が春日井市内で発生した場合、甲の所有する用地を災害復旧活動場所や資機材置場の用地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（災害復旧用オープンスペースとして使用する用地）

第1条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 落合公園
- (2) 所在地 春日井市東野町字落合池1-2
- (3) 場所及び面積 落合公園内運動広場 6,095 m²、駐車場 226 m²
合計 6,321 m²

（災害復旧用オープンスペースの使用要請）

第2条 乙は、災害復旧のため、災害復旧用オープンスペースが必要なときは、甲に対し期間、内容等を明らかにして、使用を要請する。

2 甲は、前項の規定による使用要請があったときは、特別な理由がない限り、これに協力する。

（要請等の手続き）

第3条 乙は、甲に前条の使用要請を行うときは、口頭、電話、ファックス又は防災行政無線をもって連絡を取り、災害復旧用オープンスペースとして甲の所有する用地の使用を開始する。

2 乙は、使用に当たって、都市公園法第6条第1項及び第3項に基づく都市公園の占有の許可等の手続きを行う。

（現状復旧等）

第4条 甲の施設に損傷等を与えたときは、乙の責任で現状復旧を行う。

（用地の使用方法等）

第5条 乙は、原則として甲の所有する用地内の建物を使用せず、その他の場所に事務所、宿泊所、資材置場、仮設トイレ、応急仮設住宅等を設置するなどして使用する。ただし、建物を使用する場合は、甲乙協議して使用内容を定める。

2 電気、水道、電話等を設置する場合は、乙の責任において設置する。

3 施設の鍵の管理は、乙が施設を使用する間は乙が行い、終了後は速やかに甲に返還するものとする。

4 施設使用後は、乙の責任で現状復旧を行う。

（使用料）

第6条 乙が、第2条第1項に基づき第1条の用地を使用する場合、乙の使用料は無料とする。

（協定の有効期間）

第7条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

（協議）

第8条 甲と乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議するものとする。

2 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、
 甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成17年5月1日

甲 春日井市鳥居松5丁目44番地
 春日井市
 代表者
 春日井市長

乙 名古屋市熱田区桜田町19番18号
 東邦瓦斯株式会社
 代表者
 取締役社長

資料 5-9 災害時における相互応援協定

春日井市と大垣市は、いずれかの市域において、地震等の災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた市が独自では十分な救護等の応急措置ができない場合に、当該市の要請に応え、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、救護、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救護及び救助に必要な車輛等の提供
- (4) 救護、救助、その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 被災児童生徒の受入れ
- (7) 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受入れ
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援の手続）

第2条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにし、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した書面を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 必要とする職員の職種、人数及び活動内容
- (4) 応援場所、応援場所への経路、集結地及び担当者名
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に必要とする事項

（応援の実施）

第3条 前条による応援の要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

2 応援市は、災害発生直後、前条の規定により応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員に自ら消費し又は使用する物資等を携行させるものとする。

（災害発生時の自主的行動）

第4条 甚大な被害が発生し、通信途絶等により被害を受けた市から第2条に基づく応援の要請がない場合、一方の市は速やかにその被災状況について自主的に情報収集を行うものとする。

2 前項による情報収集の結果、被害が甚大であると判断し、かつ、被害を受けた市と連絡ができない場合は、一方の市は自主的に応援を行うことができる。

3 前項の規定による応援については、第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市が負担する。

- 2 応援市の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
- 3 応援市の職員が業務により第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、要請市が賠償の責を負うこととし、また、要請市への往復の途中において生じたものについては、応援市が賠償の責を負うものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、両市が協議して定めることができる。

(連絡責任者の設置及び会議等の開催)

第6条 第2条の規定に基づく応援要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、相互に防災担当部署に連絡責任者を置くとともに、原則として年1回以上の連絡責任者会議を開催し、資料及び情報の交換等を行うものとする。

(体制の整備)

第7条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(防災訓練への参加)

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、それぞれが実施する防災訓練に参加するよう努めるものとする。

- 2 前項の規定による協定先の防災訓練への参加に要する経費は、原則として防災訓練に参加する市が負担するものとする。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、両市が協議して定めるものとする。

上記のとおり、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印の上各自1通を保有する。

平成23年8月25日

春日井市長

大垣市長

資料 5-10 災害時における相互応援協定

春日井市と春日市とは、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた市（以下「被災市」という。）独自では十分な応急復旧を実施することができない場合における相互の応援協力について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、救護、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救護及び救助に必要な車両等の提供
- (4) 救護、救助、その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 被災者の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第 2 条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにして電話等による応援の要請（以下「応援要請」という。）を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要な数量
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 集結地及び担当者名
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に必要とする事項

（応援の実施）

第 3 条 応援要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、可能な限り応援に努めるものとする。

- 2 応援市は、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。
- 3 応援市は、応援活動のため職員等を派遣する場合には、派遣職員に自ら消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

（自主応援の実施）

第 4 条 通信途絶等により被災市から応援要請がない場合で、緊急に応援を行うことが必要であると認められるときは、他の一方の市は自主的に応援を行うことができる。

- 2 前項の応援は、応援要請に基づき行ったものとみなす。

（応援経費の負担）

第 5 条 応援に要した経費は、原則として要請市が負担する。

- 2 応援市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合にお

る公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。

3 応援市の職員が応援業務を行うに当たり第三者に損害を与えたときは、応援市がその損害賠償の責任を負うものとする。

4 前3項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、両市が協議して定めるものとする。

(連絡責任者の設置)

第6条 両市は、災害の発生時における相互応援が確実かつ円滑に行われるよう、防災担当部署に連絡責任者を置くとともに、平常時から防災に関する資料及び情報の交換を行うものとする。

(体制の整備)

第7条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、両市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印の上各自1通を保有する。

平成24年8月7日

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市

代表者 春日井市長

福岡県春日市原町3-1-5

春日市

代表者 春日市長

資料 5-11 災害時における相互応援協定

青森市と春日井市は、いずれかの市域において災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、被害を受けた市のみでは応急対策及び復旧対策を実施することができない場合の相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、救護、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救護及び救助に必要な車両等の提供
- (4) 救護、救助、その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 被災者の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、次に掲げる事項を可能な限り明らかにして電話等による応援の要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援場所、応援場所への経路、集結地及び担当者名
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に必要とする事項

（応援の実施）

第3条 前条による応援の要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

- 2 応援市は、特別な事情により応援できない場合は、その旨を速やかに電話等により連絡するものとする。
- 3 応援市は、応援活動のため職員等を派遣する場合には、派遣職員に自ら消費し又は使用する物資等を携行させるものとする。

（自主応援の実施）

第4条 通信途絶等により被害を受けた市から第2条に基づく応援の要請がない場合、一方の市は速やかにその被災状況について自主的に情報収集を行うものとする。

- 2 前項による情報収集の結果、緊急に応援を実施することが必要であると認められる場合は、一方の市は自主的に応援を行うことができる。
- 3 前項の規定による応援については、第2条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として要請市が負担する。

- 2 応援市の職員が応援業務により負傷、疾病又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援市の負担とする。
- 3 応援市の職員が業務により第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援市が賠償の責を負うものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、両市が協議して定めることができる。

(連絡責任者の設置)

第6条 第2条の規定に基づく応援要請に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、相互に防災担当部署に連絡責任者を置くとともに、応援及び防災に関する資料、情報の交換を行うものとする。

(体制の整備)

第7条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(疑義の決定)

第8条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、両市が協議して定めるものとする。

上記のとおり、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方署名押印の上各自1通を保有する。

平成24年10月10日

青森県青森市中央1丁目22-5
青森市
代表者 青森市長

春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

資料5-12 災害発生時における隊友会の協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という）と公益社団法人隊友会愛知県隊友会春日井支部（以下「乙」という）は、乙が、大規模な災害等から市民の生命、身体及び財産を守るために行う協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内において地震、風水害その他の大規模災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という）において、甲が乙に対して協力を依頼する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部を設置した場合に、乙の協力が必要と認められるときは、乙に対し次の事項について協力を依頼することができる。

- (1) 災害時における被害情報、救援情報、その他必要と認められる情報の提供
- (2) 災害対策基本法の規定に基づく災害応急対策に必要な援助
- (3) その他必要と認められる業務

（協力の依頼）

第3条 甲が、乙に対して前条各号に定める協力を依頼するときは、協力依頼書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等で依頼し、その後、速やかに当該文書を提出するものとする。

2 甲は、乙に対して依頼した協力の必要がなくなったときは、速やかに撤収依頼書（様式第2号）により乙に通知するものとする。

（安全の確保）

第4条 乙は、甲の依頼を受けて協力する乙の会員に対し、その協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

2 甲が、乙に対して前2条による協力の依頼を行う場合、甲は、乙に対して必要な情報を出来る限り提供するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

（第三者等に対する損害）

第6条 乙は、甲の責めに帰さない事由により、第2条及び第3条に定める協力の実施に伴って第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害補償）

第7条 乙は、この協力を実施するにあたり、乙の負担で保険に加入するものとする。

2 乙の会員の事故及びトラブルが発生した場合は、乙の責任において対処するものとする。

（有効期限）

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙のいずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときには、そ

の都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成24年11月6日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市中央台6丁目14番地6
公益社団法人隊友会愛知県隊友会春日井支部
代表者 支部長

資料5-13 広告付き避難場所看板の設置に関する協定

春日井市（以下「甲」という。）と中電興業株式会社（以下「乙」という。）及びテルウェル西日本株式会社（以下「丙」という。）は、春日井市地内における広告付き避難場所看板（以下「看板」という。）の設置について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画に基づき、春日井市地内に看板を設置することにより、平常時から関係地域住民に避難場所を周知するとともに、速やかに避難できるようにするため、看板の設置について、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 看板 乙及び丙の実施している広告事業のうち、電柱へ設置する看板（巻き付け・突き出し）に、災害時の避難場所と民間企業などの広告を併せて記載するものをいう。
- (2) 広告主 本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。
- (3) 避難場所 甲が定める指定避難所をいう。
- (4) 電柱 中部電力株式会社及びN T T西日本株式会社が所有する電柱をいう。

（情報の提供）

第3条 甲は、看板の設置のために必要な情報を乙及び丙に提供し、本協定の目的の実現に必要な指導・協力を行うものとする。

（乙及び丙の業務）

第4条 乙及び丙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

- (1) この協定の目的に適う広告主を募り、看板の設置に必要な手続を行うこと。
- (2) 設置された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対する対応を行うこと。
- (3) 看板の設置状況につき、甲が求めるとき及び新規設置のあったときに報告を行うこと。
- (4) 避難場所の変更等により、看板の表示に訂正があったときは、甲の情報に基づき速やかに必要な修正を行うこと。

（看板の仕様・設置状況）

第5条 看板の仕様・設置状況については、甲乙丙が協議の上、決定するものとする。

2 看板に記載する避難場所は、看板設置場所から最も近い距離の避難場所を表示することとする。ただし、必要に応じて、甲乙丙が協議の上、決定するものとする。

（経費等）

第6条 看板の設置にあたり、必要な経費等は、乙及び丙並びに広告主が負担し、甲は負担しないものとする。

（協議）

第7条 この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項、又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙丙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年7月31日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 名古屋市天白区原一丁目801番地
中電興業株式会社 東営業所
代表者 所長

丙 名古屋市中区松原三丁目13-15
テルウェル西日本株式会社
代表者 取締役東海支店長

資料5-14 災害時における電気の保安に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と一般財団法人中部電気保安協会名古屋支店（以下「乙」という。）は、災害時における災害応急対策業務のうち電気の保安について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害が発生した場合（以下「災害時という。」）において、電気設備の保安及び電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、甲の施設の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧に必要な役務の提供受けるため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において役務の提供が必要になった場合、乙に対して協力を要請することができる。

（要請の種類）

第3条 前条の要請の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時においてやむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

- (1) 電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備並びに、甲が乙以外の者と電気保安に関する契約を締結している高圧設備及び特別高圧設備の電源復旧について、甲から要請があった場合可能な限り支援を行う。
- (2) 乙は甲に対して、甲の施設での電気の安全使用に関して必要なアドバイスを行う。
- (3) 甲及び乙は災害復旧に当たって、相互に協力し電源復旧に必要な情報を可能な限り提供するものとする。

（要請の手続）

第4条 前条の要請は、乙に対して災害時協力要請書（第1号様式）をもって、要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後、速やかに災害協力要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。

（相互の連絡）

第5条 甲と乙は本協定書を遵守するために、災害時における連絡先、連絡方法等あらかじめ相手方に報告し、連絡体制の確立を図るものとする。

2 甲と乙は、前項の連絡先、連絡方法等に変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項について災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって、甲に報告するものとする。

- (1) 要請担当者
- (2) 口頭、電話等による要請日時
- (3) 実施業務内容
- (4) 従事者氏名
- (5) 履行の場所

- (6) 履行の期日又は期間
- (7) その他甲が乙に指示した事項
(費用負担)

第7条 乙は、乙が実施する災害応急対策業務に要した費用は、乙の負担とする。

(第三者に対する損害賠償)

第8条 乙は、甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策業務において、故意又は重大な過失により、第三者に被害が生じた場合は、その損害賠償責任を負う。ただし、天災地変等の不可抗力により被害を生じた場合には、甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

(防災訓練)

第9条 乙は、甲の要請があった場合、甲が主催する総合防災訓練に参加するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期間は締結した日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第11条 この協定書に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときには、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成25年11月22日

甲 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 愛知県名古屋市天白区井口一丁目606番地
一般財団法人中部電気保安協会
代表者 名古屋支店長

資料 5-15 災害時における電気の保安に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と株式会社電気管理者連合（以下「乙」という。）は、災害時における災害応急対策業務のうち電気の保安について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、電気設備の保安及び電気使用の安全確保のため、甲が乙の協力を得て災害応急対策業務を円滑に行い、甲の施設の迅速かつ適切な機能の維持及び復旧に必要な役務の提供受けるため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において役務の提供が必要になった場合、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項の要請は、乙に対して災害時協力要請書（第1号様式）をもって、要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後、速やかに災害協力要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。

（要請の種類）

第3条 前条の要請の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時においてやむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

- (1) 電力会社が供給責任を負う低圧供給の設備並びに、甲が乙以外の者と電気保安に関する契約を締結している高圧設備及び特別高圧設備の電源復旧について、甲から要請があった場合可能な限り支援を行う。
- (2) 乙は甲に対して、甲の施設での電気の安全使用に関して必要なアドバイスを行う。
- (3) 甲及び乙は災害復旧に当たって、相互に協力し電源復旧に必要な情報を可能な限り提供するものとする。

（要請の手続）

第4条 甲と乙は本協定書を遵守するために、災害時における連絡先、連絡方法等あらかじめ相手方に報告し、連絡体制の確立を図るものとする。

2 甲と乙は、前項の連絡先、連絡方法等に変更があった場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第3条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項について災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって、甲に報告するものとする。

- (1) 要請担当者
- (2) 口頭、電話等による要請日時
- (3) 実施業務内容
- (4) 従事者氏名
- (5) 履行の場所
- (6) 履行の期日又は期間

(7) その他甲が乙に指示した事項

(費用負担)

第6条 乙は、乙が実施する災害応急対策業務に要した費用は、乙の負担とする。

(第三者に対する損害賠償)

第7条 乙は、甲の要請に基づき乙が実施する災害応急対策業務において、故意又は重大な過失により、第三者に被害が生じた場合は、その損害賠償責任を負う。ただし、天災地変等の不可抗力により被害を生じた場合には、甲と乙の双方が誠意を持って協議し解決するものとする。

(防災訓練)

第8条 乙は、甲の要請があった場合、甲が主催する総合防災訓練に参加するものとする。

(有効期限)

第9条 この協定書の有効期間は締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲又は乙のいずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以後この例によるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定書に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときには、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成26年1月20日

甲 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 愛知県春日井市下市場町4丁目5番地11
株式会社 電気管理者連合
代表者 代表取締役

資料 5-16 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、春日井市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重要な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び市長との情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 春日井市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 春日井市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は3通作成し、各自1通を保有する。

平成23年7月14日

名古屋市中区三の丸二丁目5番地1号 国土交通省 中部地方整備局長
愛知県春日井市鳥居松町5-4-4 春日井市長

（立会人）

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県 防災局長

資料5-17 庄内川における情報の伝達・交換等に関する協定書

国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所長（以下「甲」という。）と春日井市長（以下「乙」という。）とは、庄内川における情報の伝達及び必要な情報の交換（以下「情報交換」という。）に関して、次のとおりとする。

（目的）

第1条 この協定は、庄内川における河川管理について、甲及び乙が相互で保有する情報を交換することにより河川管理の高度化・効率化を図り、緊急時等の迅速な対応の支援を図ることを目的とする。

（通信施設の整備）

第2条 情報交換の方法として必要な通信施設の整備は、甲及び乙が協力し進めるものとする。

（情報の使用範囲）

第3条 情報交換で得られた情報については、甲及び乙がそれぞれ管理する施設により、河川管理を行うために使用するものとする。

なお、情報の再配信は、情報の伝達者（甲又は乙）が認めた場合のみ可能とするが、事前に協議を行うものとする。

（情報の取り扱い）

第4条 相互に交換する情報は、速報値であることから、甲及び乙は各々の伝達する情報についての責任を負わないものとする。

（細目協定）

第5条 この協定を実施するため必要な細目事項については、国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所副所長と春日井市総務部長とが別途協議して定めるものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

2 この協定の有効期間は、平成26年3月31日までとする。

ただし、甲、乙いずれからもこの協定の改廃について申し出がないときは、更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各1通を保有する。

なお、平成19年1月24日付、「庄内川河川事務所と春日井市の河川・防災情報の相互利用に関する協定」は、本協定締結をもって廃止する。

平成26年1月17日

甲 国土交通省中部地方整備局
庄内川河川事務所長

乙 春日井市長

資料5-18 災害時における応急対策に関する協定書

春日井市（以下、「甲」という。）と公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、「乙」という。）は、災害予防及び災害時の応急復旧等における活動（以下、「応急対策」という。）の優先協力に関する協定を、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合（以下、「災害時」という。）において、応急対策に関する業務を迅速かつ的確に実施するための優先協力に関して、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において応急対策に関する業務が必要となった場合は、乙に対して協力を要請することができる。

（協力の内容）

第3条 前条の協力の内容は次のとおりとし、乙は甲に対し、特別な事由が発生した場合を除いてこれを実施するものとする。

- (1) 甲の所有又は管理する施設等の被災状況の調査
- (2) 甲の所有又は管理する施設等の応急対策及び災害復旧に必要な、筆界点情報の収集
- (3) 甲の所有又は管理する施設等の応急対策及び災害復旧に必要な、筆界点情報の復元
- (4) 登記及び境界に関する無料相談所の開設
- (5) 前4号に掲げるもののほか、必要な応急対策に関する業務

（要請の手続）

第4条 甲は、乙に対して協力要請書（第1号様式）をもって協力の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づき、応急対策に関する業務が完了した場合は、甲に対して報告すると共に、速やかに協力実施報告書（第2号様式）を提出するものとする。

2 甲は前項の報告書が提出された場合、速やかに乙の業務内容について確認を行なうものとする。

（費用負担）

第6条 本協定第3条第1号、第2号、第4号及び第5号に定める協力の内容に関する費用については、乙が負担する。

2 本協定第3条第3号に要する費用については、甲が負担することとし、算出方法については、災害発生時直前の当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定める。

（名簿の提出）

第7条 乙は、毎年1回、次の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 応急対策の協力に関する乙の組織図
- (2) 応急対策の協力に関する連絡担当者
- (3) 応急対策の協力を従事することができる社員名簿
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が必要と認めるもの
(資料の貸与、交換及び協議)

第8条 この協定に基づく応急対策の協力が円滑に実施できるよう、甲は乙に次の資料を貸与又は交換するとともに、必要に応じて協議を行なうものとする。

- (1) 春日井市地域防災計画
- (2) 応急対策の協力にあたり、甲乙いずれも必要と認めるもの
(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年1月28日

春日井市鳥居松町5丁目44番地

甲 春日井市
代表者 春日井市長

名古屋市中区新栄二丁目2番1号

乙 公益社団法人愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
代表者 理事長

東尾張地区における瀬戸市、春日井市、小牧市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、東郷町、豊山町（以下「東尾張九市二町」という。）は、災害時における相互の応援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、東尾張九市二町の行政区域内に災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、被災した市町（以下「被災市町」という。）独自では十分な応急復旧活動が実施できない場合の応援及び、円滑な応援実施を目的とした平時の連携について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 被災市町は、応援が必要となった場合は、東尾張九市二町のうち応援が可能な市町（以下「応援可能市町」という。）に対して応援を要請することができる。

（応援の種類等）

第3条 応援の種類及び内容は、次のとおりとし、応援可能市町の可能な範囲で実施するものとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、資機材及び物資搬送等、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 応援可能市町の管理する住宅等への被災者の受入れ
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（要請の手続）

第4条 被災市町は、応援可能市町に対して応援要請書（別記様式）を提出することにより応援の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（応援の実施）

第5条 要請を受けた応援可能市町は、速やかに応援を実施するものとする。

2 被災市町に甚大な被害等が発生し、連絡が不通の状態となった場合は、被災市町の状況把握に努めるとともに、必要と認めるときは、前条の要請を受けることなく応援を実施することができる。

3 第3条第4号の規定により派遣された職員は、原則として被災市町の指示に基づき活動するものとする。

（経費の負担）

第6条 第3条に規定する応援に要する経費負担は、法令その他別に定めがあるものを除き、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は、応援可能市町が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか、物資の調達等その他応援に要する経費は、原則と

して被災市町が負担するものとする。

(損害賠償等)

第7条 第3条第4号の規定により派遣された職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の定めるところによる。

2 派遣職員が、応援活動中に第三者に対して損害を与えた場合は、被災市町への往復途中に生じたものを除き、原則として被災市町がその賠償の責めを負うものとする。

(平時の連携)

第8条 災害発生時の被災市町への円滑かつ迅速な応援を実現するため、平時における東尾張九市二町の連携について、可能な範囲で次のとおり実施するものとする。

- (1) 総合防災訓練及びその他連携を必要とする訓練への相互参加
- (2) 定期的な情報交換会等の実施
- (3) 担当部局及び緊急連絡先の確認

2 前項の実施方法は、別途協議により定めるものとする。

(他協定との協調)

第9条 この協定は、東尾張九市二町が個別に締結している災害時相互応援協定を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、東尾張九市二町が協議して定めるものとする。

この協定は、平成29年7月31日から効力を生ずるものとする。

平成29年2月6日締結の「愛知県東尾張地区における災害時相互応援協定」は、この協定の締結をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書11通を作成し、署名の上各1通を保有する。

平成29年7月31日

資料 5-20 災害時における支援協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と春日井アマチュア無線クラブ（以下「乙」という。）及び春日井市役所無線クラブ（以下「丙」という。）は、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙及び丙の協力を得て行う情報の収集及び伝達（以下「情報の収集等」という。）に関し、必要な事項を定めるものである。

（通信活動の性格）

第2条 情報の収集等は、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4号に規定する非常通信の範囲で行なうアマチュア無線通信で、ボランティア精神に基づく活動とする。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において公衆通信網その他の手段による通信連絡が困難又は不可能な場合で、情報の収集等の必要があると認めるときは、乙及び丙に対して協力を要請することができる。

（要請の手續）

第4条 甲は、乙及び丙に対して災害協力要請書（第1号様式）をもって、協力の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに災害協力要請書を乙及び丙に提出するものとする。

（要請による活動）

第5条 乙及び丙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、情報の収集等に協力するものとする。

2 乙及び丙は、情報の収集等のために必要があるときは、甲の承認を受けて、春日井市災害対策本部に会員を派遣することができる。

（情報の提供）

第6条 乙及び丙は、第4条の規定による甲からの要請がない場合においても、必要と思われる災害に関する情報については、甲に提供することができるものとする。

（会員の状況等の報告）

第7条 乙及び丙は、この協定に定めるところによる協力が可能なクラブ会員の状況をあらかじめ甲に報告するものとする。

（無線設備等の維持管理）

第8条 乙及び丙は、第5条の活動を行うために必要となる春日井市役所庁舎内に設置してあるアマチュア無線局の無線設備等の維持管理に努めるものとする。

（訓練の実施）

第9条 甲は、この協定の実効性を確保するため、乙及び丙に対し、甲が主催する訓練への参加を要請することができる。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期限は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙丙のいずれからも協定解除、又は変

更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年8月1日

春日井市鳥居松町5丁目44番地
甲 春日井市
春日井市長

春日井市東野新町1丁目36番地26
乙 春日井アマチュア無線クラブ
会 長

春日井市旭町4丁目15番地
丙 春日井市役所無線クラブ
代 表

資料 5-21 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）は、災害時における地図製品等の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、次の各号の事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関して、必要な事項を定めるものとする。
- (2) 甲乙間の平常時から防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の形成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「住宅地図」とは、春日井市全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- (2) 「広域図」とは、春日井市全域を収録した乙の広域地図をいう。
- (3) 「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」をいう。
- (4) 「ID等」とは、ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及びZNET TOWNの総称をいう。

（供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要望に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
- 3 甲は、乙に対して物資供給要請書（第1号様式）をもって、地図製品等の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに物資供給要請書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金等は、災害の発生した直前の適正価格を基準とし、地図製品等の供給後、乙の提出する物資供給報告書（第2号様式）に基づき、甲乙協議して決定するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別に、この協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき、乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等について保管場所を定め、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙は住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、旧版の住宅地図及び広域図について、甲から引き取り、これを差し替えることができるものとする。

3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

(地図製品等の利用等)

第5条 甲は、第1条第1号に基づき、災害対策本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき、乙から供給又は貸与された地図製品等につき、次に定める利用を行うことができるものとする。

(1) 災害対策本部設置期間中の閲覧

(2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議の上、定める期間及び条件の範囲内での複製

2 甲は、前項に基づき、住宅地図の利用を開始したときは、速やかに乙に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに保管場所へ返却するものとする。

3 甲は、災害時以外において、防災担当部局内における防災業務についてのみ、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。ただし、広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年5月24日

甲 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
春日井市長

乙 愛知県名古屋市中区熱田区沢上2丁目1番32号
株式会社ゼンリン 中部エリア統括部
統括部長

資料 5-22 災害時における法律相談業務等に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と愛知県弁護士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等を対象とした法律相談業務等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲又は乙が実施する被災者等に対する法律相談及びその他の支援活動の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、相手方に対し、災害時における被災者等に対する法律相談及びその他の支援活動を行うに際し、必要があると認めたときは、その協力を要請するものとする。

2 甲及び乙は、前項の協力を要請するにあたっては、相手方に対して別紙第1号様式の協力要請書を提出することによって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（法律相談会）

第3条 災害時において、甲が無料の法律相談会（以下「相談会」という。）を開催する必要があると判断したときは、甲は乙に対し、相談に対応する弁護士の派遣を要請するものとする。

2 災害時において、乙が相談会を開催する必要があると判断したときは、乙は甲に対し、相談場所の確保等相談会の実施に必要な措置を要請するものとする。

3 前2項いずれの場合も、相談会の開催日時、場所等については、災害の規模、相談需要その他被災者等の状況を勘案し、甲乙協議の上決定する。

（役割）

第4条 甲は、相談会の開催場所の確保等相談会の実施に必要な措置及び相談会を開催する旨の広報を行うものとする。

2 乙は、相談会の開催にあたり、速やかに法律相談業務に従事する弁護士を選定し、派遣するものとする。

（その他の被災者支援活動）

第5条 甲及び乙は、相談会以外に被災者等に対する支援のために乙の活動が必要と認めるときは、甲乙協議の上、乙が行う支援活動を決定する。

（実施報告）

第6条 甲及び乙は、第2条に基づく協力が完了した場合は、相手方に対して報告すると共に、速やかに別紙第2号様式の協力実施報告書を提出するものとする。

2 甲及び乙は、前項の報告書が提出された場合、速やかに相手方の協力内容について確認を行うものとする。

（経費）

第7条 甲は、乙に対し、第3条及び第5条に記載の乙の活動に要する費用その他の経費は、発災後相当期間は支弁しないものとし、その後については甲乙協議の上決定する。

2 甲は、乙が、法テラスの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

(連絡調整)

第8条 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を選定し、相互に書面により通知する。

連絡責任者が変更された場合も同様とする。

(平常時からの連携)

第9条 甲及び乙は、平常時から、災害時における支援活動のための情報交換等を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の期間は、協定締結の日から1年間とし、その後期間満了の日から1ヶ月前までに甲又は乙から何らの申し出のないときは、さらに1年間延長し、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成30年3月12日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
春日井市長

乙 名古屋市中区三の丸一丁目4番2号
愛知県弁護士会
会長

資料 5-23 大規模災害時における労働・社会保険等の相談に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と愛知県社会保険労務士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等を対象とした労働・社会保険等の相談業務（以下「相談業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき、乙が実施する相談業務の迅速かつ適切な実施について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に被災者等に対する相談業務の必要があると判断したときは、乙に対して協力要請書（第1号様式）をもって協力の要請をすることとし、乙は社会保険労務士を相談員として派遣するものとする。

なお緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（相談業務の範囲）

第3条 乙はその専門的知識を活かし、災害時に被災者等の生活基盤を確保し、生活の安定を図るため、以下の相談業務を行うものとする。

（1）労働保険関係の相談支援

- ア 雇用保険（失業保険）の手続の仕方、離職票の書き方に関する相談等
- イ 労災保険における給付の手続きに関する相談等

（2）健康保険及び年金関係の相談支援

- ア 健康保険証の再発行などの健康保険に関する相談等
- イ 遺族年金、障害年金の手続の仕方などの年金に関する相談等
- ウ 年金手帳の再発行、年金の各種変更手続の仕方に関する相談等

（相談業務の実施体制）

第4条 乙は甲の依頼に対応できるように、あらかじめこの協定に基づく相談業務を行うための連絡系統等の実施体制を整備し、甲へ通知するものとする。

2 乙は実施体制に変更が生じた場合には、速やかに甲に通知することとする。

3 甲及び乙は、この協定に関する連絡責任者を置き、当該連絡責任者を変更したときは、速やかに相手方に通知するものとする。

（報告）

第5条 乙は、第2条に基づく相談業務が終了したときは、甲に対して報告すると共に、速やかに協力実施報告書（第2号様式）を提出するものとする。

2 甲は前項の報告書が提出された場合、速やかに乙の業務内容について確認を行うものとする。

（費用の負担）

第6条 相談業務の実施にかかる経費は、原則として無償とする。但し、場合によりその経費負担については、甲乙の協議により決定することができる。

（損害の補償）

第7条 相談業務の実施において、乙及び乙が派遣した者に損害が生じた場合で、甲の責めに帰すべき事由によらないものについての損害補償は、乙の責任において行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成31年3月31日までとする。ただし、協定期間満了前3か月までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成30年4月27日

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

甲 春日井市
春日井市長

愛知県名古屋市熱田区三本松町3番1号

乙 愛知県社会保険労務士会
会 長

資料5-24 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

春日井市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社名古屋支店（以下「乙」という。）は、災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、地震及び風水害等の発生により災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線や引き込み線等（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備が、甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、一切を甲が負担するものとする。ただし、当該破損が乙の故意又は過失に基づく場合は、乙が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧（春日井市）」（別紙1）を作成し甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者（変更）通知書」（別紙2）をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話設置場所の閉鎖、移転等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、「特設公衆電話 定期試験仕様書」（別紙3）に定める接続試験を実施することとする。

定期試験については、避難所開設訓練等での利用により接続確認とすることがで

きる。

利用方法として、接続は春日井市内の固定電話への接続とし、携帯電話及び国際通話への接続はしないこととする。

(故障発見時の扱い)

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の利用開始)

第9条 特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議の上乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、後日、甲は乙に対し利用開始の連絡を行うこととする。

(特設公衆電話の利用)

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用終了)

第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合には、甲は、速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害発生時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のウェブサイト上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験並びに第9条及び第10条に規定する利用を除き、特設公衆電話を利用してはならない。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、甲乙協議の上、抜本的な措置を講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(表明保証)

第14条 甲及び乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

(1) 甲又は乙の役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)

であること。

- (2) 甲又は乙の行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
 - (3) 甲又は乙の行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
 - (4) 甲又は乙が暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
 - (5) 本覚書の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。
- 2 甲及び乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本覚書を解除することができる。
- (1) 前項に違反したとき。
 - (2) 自ら次に掲げる行為をし、又は第三者をして次に掲げる行為をさせたとき。
 - ア 相手方に対する暴力的な要求行為。
 - イ 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ウ 相手方に対する脅迫的言辞又は暴力的行為。
 - エ 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為。
 - オ その他前各号に準ずる行為。
- 3 甲及び乙は、前項の規定により本覚書を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを賠償する責を負わないものとする。

(協議事項)

第 15 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第 16 条 本覚書は、乙が設置する屋内配線や引き込み線等の設備引渡し完了日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対して文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

平成 30 年 3 月 1 日

甲 愛知県春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地
春日井市
春日井市長

乙 愛知県名古屋市中区大須 4 丁目 9 番 60 号
西日本電信電話株式会社 名古屋支店
取締役名古屋支店長

資料5-25 災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）、春日井警察署（以下「乙」という。）、株式会社D S A（以下「丙」という。）は、災害時における無人航空機による支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲又は乙の協力要請に基づき丙が実施する無人航空機による災害情報の収集及び被災者の捜索等の業務（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲又は乙は、災害時において、本業務の必要があると認めるときは、丙に対して協力を要請することができる。

2 甲又は乙は、前項に規定する協力を要請するときは、協力要請書（第1号様式）により、丙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話又はファクシミリ等で要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲又は乙が丙に協力要請する内容は次の各号に定める事項とするものとし、丙は、可能な範囲で甲又は乙の協力要請に応じるものとする。

- (1) 災害対応に必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること
- (2) 災害地図作成及び被災者の捜索等の災害支援に関すること
- (3) その他、災害対応に必要なと認められる事項

2 丙は、甲又は乙からの協力要請を受けた場合は、災害対応に必要な人員、無人航空機及び資機材等を調達し、協力の要請に応じるものとする。

3 丙の災害対応にあたる人員においては、航空法その他関連する法令等で定める飛行経歴及び飛行に必要な知識並びに能力を有するとともに、航空局が認可している団体等から次の各号に定める技能認証を受けている無人航空機の操縦者とする。

- (1) 人又は家屋の密集している地域の上空
- (2) 人又は物件と30cmの距離が確保できない飛行
- (3) その他災害対応に必要な技能認証

（活動に関する協議）

第4条 丙は、本業務の実施に関して甲又は乙と協議したうえで、甲又は乙の指定する現場指揮者の指示に従い、本業務を実施するものとする。

（安全の確保等）

第5条 甲又は乙は、協力要請により本業務を実施する丙の人員に対し、安全の確保に十分に配慮するものとする。

2 丙は、本業務を実施するにあたり、自身の負傷及び第三者への損害が発生しないよう、安全に十分注意するものとする。

（活動報告）

第6条 丙は、災害時における本業務の活動が完了したときは、速やかにその実施した活動内容を実施報告書（第2号様式）により、甲又は乙に報告するものとする。

（著作権の帰属）

第7条 本協定に基づき撮影した映像、画像等の所有権及び著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第17条に規定する著作権をいう。）は、甲又は乙に帰属する。

2 丙は、撮影した映像、画像等を、甲又は乙の許可なく、インターネット、テレビ放送その他手段により公開してはならない。

（費用負担）

第8条 第3条第1項に基づく協力要請により実施した活動に対する費用負担については、その都度、甲乙丙協議の上定めるものとする。

（損害の負担）

第9条 丙が本業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、丙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は乙に報告し、その損害については、丙が負担するものとする。

（平常時の準備）

第10条 丙は、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から丙の人員の無人航空機の活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

2 甲及び乙並びに丙は、この協定を円滑に実施するため、災害時における連絡先等をあらかじめ相手方に書面にて報告し、連絡体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙並びに丙は、前項の連絡先等に変更があった場合は、速やかに相手方に書面にて報告するものとする。

（訓練等への参加）

第11条 丙は、この協定による本業務が円滑に行われるよう、甲又は乙が実施する訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法における許可申請等は、丙が手続きを行うものとする。

（法令の遵守）

第12条 丙は、本業務を実施するにあたり、航空法その他関連する法令等を遵守しなければならない。

（秘密の保持）

第13条 丙は、本業務の実施にあたり知り得た甲、乙又は第三者の情報を漏らしてはならない。なお、本業務終了後及び本協定の有効期間満了後においても同様とする。

（有効期間）

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月3日

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
甲 春日井市
春日井市長

愛知県春日井市八田町2丁目43番地1
乙 春日井警察署
春日井警察署長

愛知県春日井市味美西本町2263番地5
丙 株式会社D S A
代表取締役

春日井市（以下「甲」という。）、春日井警察署（以下「乙」という。）、株式会社テラ・ラボ（以下「丙」という。）は、災害時における無人航空機による支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲又は乙の協力要請に基づき丙が実施する無人航空機による災害情報の収集及び被災者の捜索等の業務（以下「本業務」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲又は乙は、災害時において、本業務の必要があると認めるときは、丙に対して協力を要請することができる。

2 甲又は乙は、前項に規定する協力を要請するときは、協力要請書（第1号様式）により、丙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話又はファクシミリ等で要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 甲又は乙が丙に協力要請する内容は次の各号に定める事項とするものとし、丙は、可能な範囲で甲又は乙の協力要請に応じるものとする。

- (1) 災害対応に必要な映像や画像等の情報収集及び提供に関すること
- (2) 災害地図作成及び被災者の捜索等の災害支援に関すること
- (3) その他、災害対応に必要なと認められる事項

2 丙は、甲又は乙からの協力要請を受けた場合は、災害対応に必要な人員、無人航空機及び資機材等を調達し、協力の要請に応じるものとする。

3 丙の災害対応にあたる人員においては、航空法その他関連する法令等で定める飛行経歴及び飛行に必要な知識並びに能力を有するとともに、航空局が認可している団体等から次の各号に定める技能認証を受けている無人航空機の操縦者とする。

- (1) 人又は家屋の密集している地域の上空
- (2) 人又は物件と30cmの距離が確保できない飛行
- (3) その他災害対応に必要な技能認証

（活動に関する協議）

第4条 丙は、本業務の実施に関して甲又は乙と協議したうえで、甲又は乙の指定する現場指揮者の指示に従い、本業務を実施するものとする。

（安全の確保等）

第5条 甲又は乙は、協力要請により本業務を実施する丙の人員に対し、安全の確保に十分に配慮するものとする。

2 丙は、本業務を実施するにあたり、自身の負傷及び第三者への損害が発生しないよう、安全に十分注意するものとする。

（活動報告）

第6条 丙は、災害時における本業務の活動が完了したときは、速やかにその実施した活動内容を実施報告書（第2号様式）により、甲又は乙に報告するものとする。

(著作権の帰属)

第7条 本協定に基づき撮影した映像、画像等の所有権及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第17条に規定する著作権をいう。)は、甲又は乙に帰属する。

2 丙は、撮影した映像、画像等を、甲又は乙の許可なく、インターネット、テレビ放送その他手段により公開してはならない。

(費用負担)

第8条 第3条第1項に基づく協力要請により実施した活動に対する費用負担については、その都度、甲乙丙協議の上定めるものとする。

(損害の負担)

第9条 丙が本業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、丙は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲又は乙に報告し、その損害については、丙が負担するものとする。

(平常時の準備)

第10条 丙は、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から丙の人員の無人航空機の活用技術維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

2 甲及び乙並びに丙は、この協定を円滑に実施するため、災害時における連絡先等をあらかじめ相手方に書面にて報告し、連絡体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙並びに丙は、前項の連絡先等に変更があった場合は、速やかに相手方に書面にて報告するものとする。

(訓練等への参加)

第11条 丙は、この協定による本業務が円滑に行われるよう、甲又は乙が実施する訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法における許可申請等は、丙が手続きを行うものとする。

(法令の遵守)

第12条 丙は、本業務を実施するにあたり、航空法その他関連する法令等を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第13条 丙は、本業務の実施にあたり知り得た甲、乙又は第三者の情報について、事前に甲又は乙の承諾を得た場合を除き、その一切について外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、本業務終了後及び本協定の有効期間満了後においても同様とする。

(有効期間)

第14条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年6月3日

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
甲 春日井市
春日井市長

愛知県春日井市八田町2丁目43番地1
乙 春日井警察署
春日井警察署長

愛知県春日井市不二ガ丘3丁目28番地
丙 株式会社テラ・ラボ
代表取締役

資料5-27 災害時における相互連携に関する協定

春日井市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、災害時に相互に連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲乙が連携し、災害対応することにより、市民生活の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、春日井市内とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- (1) 甲及び乙は、災害発生時又は発生が予想される場合には、相互に連絡体制を確立し、連携して停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
- (2) 甲及び乙は、災害発生時に、乙の所有する設備が甲の管理する道路の通行に支障を来たした場合は、甲乙が連携して通行の確保に努めるとともに、甲が管理する緊急輸送道路等については、これを可能な限り優先的に実施するものとする。
- (3) 乙は、早期の停電復旧のため、甲に対して必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、協力するものとする。
- (4) 乙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- (5) 甲及び乙は、甲乙が保有する連絡・通信手段等を利用し、市民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- (6) 甲及び乙は、病院、避難所等の優先的に停電復旧すべき重要施設について、平常時から確認・調整等情報を共有するとともに、甲は重要施設に対して自家発電設備の設置等の停電対策の促進に努めるものとする。
- (7) 甲及び乙は、災害時における道路の寸断及び停電を未然に防止するため、被害を及ぼすおそれのある樹木の除去等、事前対策に取り組むものとする。
- (8) 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、甲乙が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

2 前項の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（費用負担）

第4条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用負担等については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、この協定の実施を通じて知り得た相手方に関する秘密情報及び

第三者の個人情報、他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第6条 この協定の実施にあたっては、甲及び乙が相互に協力し、甲乙の従事者及び第三者の安全確保には万全を期すものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれからも、書面による変更又は解除の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年6月17日

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

甲 春日井市
春日井市長

愛知県春日井市鳥居松町4丁目83番地

乙 中部電力パワーグリッド株式会社
春日井営業所長

春日井市（以下「甲」という。）と大和ハウス工業株式会社（以下「乙」という。）及び大和ハウスリアルティマネジメント株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における一時避難施設としての施設の利用に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が所有し、丙が管理する施設を一時避難施設として甲が利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（一時避難施設の概要）

第2条 この協定の定めるところにより、甲が乙及び丙へ一時避難施設として利用を依頼する施設の概要は、次のとおりとする。

名称	iias 春日井
所在地	愛知県春日井市六軒屋町字東丘 22 番
所有者	大和ハウス工業株式会社
避難場所	店舗駐車場及び店舗内共有スペース ※詳細は別図に記載
構造等	店舗部分 鉄骨造合金メッキ鋼版ぶき 陸屋根 3階建 立体駐車場部分（西側）鉄骨造陸屋根 3階建+棟家 立 体駐車場部分（北側）鉄骨造陸屋根 3階建

（施設の利用時期）

第3条 甲は、必要と認める場合に、乙及び丙に対して避難者の受入れに関し施設の利用を要請し、乙及び丙は、可能な範囲において甲の要請に応じることとする。

2 施設の利用の必要がなくなったとき、甲は、乙及び丙に対して利用の終了を連絡するものとする。

（利用の要請）

第4条 甲は、前条第1項に規定する施設の利用を要請するときは、施設利用要請書（第1号様式）により、乙及び丙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話又はファクシミリ等で丙にのみ要請し、事後速やかに施設利用要請書（第1号様式）を提出するものとする。その場合においては、丙が乙に報告することをもって甲が乙及び丙に要請したものとみなす。

（一時避難施設の利用に関する協力）

第5条 前条の要請に基づき、施設を利用させる場合において、乙及び丙は、次に掲げる事項について、甲に協力することとする。

- (1) 使用施設の入口等の開錠及び誘導
- (2) 車中泊をする避難者へのエコノミークラス症候群や熱中症に対する注意喚起
- (3) トイレ等の案内の掲示

（利用者への支援）

第6条 乙及び丙は、甲の要請に基づき施設を利用させる場合において、避難者が避難したときは、必要に応じ、乙の備蓄する食糧等の支援物資を、避難者へ提供することとする。

(施設の利用料等)

第7条 甲の要請に基づく施設の利用及び、避難者への支援物資の提供に関して、乙及び丙は、甲に対し、費用を求めないこととする。

(施設の変更)

第8条 乙及び丙は、施設が増改築工事等により、一時避難施設として利用できなくなった場合には、速やかに甲に連絡するものとする。

(施設等の破損における費用負担)

第9条 第3条に基づき施設を利用している間に生じた当該施設及びその備品の破損等については、甲が、原状に復するものとする。この場合において、甲乙丙及び破損等の当事者は協議の上、その負担すべき範囲を決定するものとする。

(避難時における事故の責任)

第10条 乙及び丙は、利用施設に避難者等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙丙のいずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月25日

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
甲 春日井市
春日井市長

東京都千代田区飯田橋3丁目13番1号
乙 大和ハウス工業株式会社
SC事業部事業部長

東京都千代田区飯田橋2丁目18番2号
丙 大和ハウスリアルティマネジメント会社
代表取締役

資料 5-29 災害時における相互連携に関する協定

春日井市（以下、「甲」という。）と西日本電信電話株式会社（以下、「乙」という。）は、災害時の大規模な通信障害に対して、相互に連携して対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲乙が連携し災害対応することにより、迅速な通信障害の復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、春日井市内とする。

（連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次の事項について連携するものとする。

- (1) 甲及び乙は、大規模な通信障害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、必要に応じて連携し、通信障害情報等の共有に努めるものとする。
- (2) 甲及び乙は、乙の所有する設備が甲の管理する道路の通行に支障を及ぼした場合は、連携して通行の確保に努める。甲が管理する緊急輸送道路等においては、可能な限り優先的に実施するものとする。
- (3) 乙は、早期の通信障害の復旧のため、甲に対して甲の管理する道路のうち、必要な箇所の道路啓開作業を要請できるものとし、甲は、緊急の業務に支障のない範囲において、これに協力するものとする。
- (4) 乙は、通信障害復旧作業に必要となる活動拠点について、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力するものとする。
- (5) 甲及び乙は、甲乙が保有する連絡・通信手段等を利用し、春日井市民に対して通信障害の情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信するものとする。
- (6) 甲は、病院、避難所等の優先的に通信障害の仮復旧のための機器を配置すべき重要施設について、平時から確認し、乙と情報を共有するとともに、情報に変更が生じた場合は、随時共有するものとする。
- (7) 乙は、通信障害の仮復旧のための機器を配置する場合は、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案し配置するものとする。
- (8) 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、甲乙が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

2 前項の連携に関する詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（費用負担）

第4条 この協定に基づいて甲及び乙が実施した事項に要した費用については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

（安全管理）

第6条 この協定の実施にあたっては、甲及び乙相互に協力し、甲乙の従事者並びに第三者の安全確保には万全を期すものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

(期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙いずれからも、書面による変更又は解除の申し出がないときには、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年7月29日

甲 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市長

乙 愛知県名古屋市中区大須4丁目9番60号
西日本電信電話株式会社
執行役員東海支店長

資料 5-30 災害時における人員輸送に関する協定書

春日井市(以下「甲」という。)と名古屋鉄道株式会社春日井自動車営業所(以下「乙」という。)は、災害救助に必要な人員の輸送の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、甲が乙の協力を得て行う人員の輸送を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において人員の輸送の必要があると認めたときは、乙に対して協力を要請することができる。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(要請手続)

第4条 甲は、災害時において人員の輸送の必要があると認めたときは、次に掲げる事項を明らかにした協力要請書(第1号様式)をもって乙に対して協力を要請することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

- (1) 協力を要請する理由
- (2) 災害の状況
- (3) 輸送を必要とする人員及びその人数
- (4) 輸送の日時及び場所
- (5) その他必要な事項

2 甲は、状況により、春日井市災害対策本部の各部長及び春日井市災害支援本部長等から、乙に対し、要請を行うことができるものとする。

(連絡責任者)

第5条 協力の要請又は実施に関し、その事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定め、災害が発生したときは速やかに相互連絡するものとする。

(支払)

第6条 乙は、甲から要請された業務が完了後、甲に対して経費の請求を行うものとする。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、速やかにその支払を行うものとする。

3 甲が支払うべき金額は、甲乙協議の上災害時直前における適正料金をもって決定するものとする。

(報告)

第7条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して調達可能な車両等につ

いて資料の提出を要請することができる。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成11年4月27日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成11年4月27日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市高森台4丁目17番地
名古屋鉄道株式会社春日井自動車営業所
営業所長

資料5-31 災害時における支援協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と、名鉄観光バス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内において春日井市地域防災計画に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う人員の輸送を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において人員の輸送の必要があると認めた場合は、乙に対して協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、極力他の業務に優先して要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（要請の手続）

第4条 甲は、乙に対して協力要請書（第1号様式）をもって、人員の輸送の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（支払）

第5条 甲は、乙が実施した人員の輸送に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、人員の輸送の終了後、乙の提出する協力確認書（第2号様式）に基づき、災害の発生した直前の適正価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙のいずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年7月3日

春日井市鳥居松町5丁目44番地
甲 春日井市
代表者 春日井市長

名古屋市熱田区神宮3丁目6番地34
乙 名鉄観光バス株式会社
代表者

資料 5-32 災害時における自動車等の提供に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と※協定締結先参照（以下「乙」という。）は、災害時における自動車等の提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が所有する軽自動車、乗用自動車、貨物自動車及びマイクロバス等（以下「自動車等」という。）の提供に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの支援の円滑化を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、自動車等の調達が必要となった場合には、乙に対して協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、甲に対し、可能な範囲で乙が所有する自動車等を優先的に提供するものとする。

（要請の手続）

第4条 甲は、第2条に規定する協力を要請するときは、協力要請書（第1号様式）により、乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話又はファクシミリ等で要請し、事後速やかに協力要請書（第1号様式）を提出するものとする。

（自動車等の引渡し）

第5条 乙が所有する自動車等の引渡しは、乙の指定する場所において、甲又は甲の指定する者により、自動車等の引渡しを受けるものとする。ただし、甲又は甲の指定する者による受取りが困難な場合は、乙は、甲の指定する場所での自動車等の引渡しについて協力するものとする。

（費用の支払）

第6条 甲の要請に基づき乙が所有する自動車等の提供を受けたときの費用は、甲が支払うものとする。

2 甲が支払うべき費用は、災害の発生した直前の適正価格を基準とし、自動車等の提供完了後、乙の提出する実施報告書（第2号様式）に基づき、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙のいずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年3月25日

※協定締結先

株式会社トヨタレンタリース愛知、株式会社トヨタレンタリース名古屋

資料5-33 災害時における車両等の提供に関する協定

春日井市（以下「甲」という。）、春日井警察署（以下「乙」という。）、愛知トヨタ自動車株式会社、名古屋トヨペット株式会社、トヨタモビリティ中京株式会社、トヨタカローラ名古屋株式会社、トヨタカローラ愛知株式会社、トヨタカローラ愛豊株式会社、ネッツトヨタ中部株式会社、ネッツトヨタ中京株式会社、株式会社トヨタレンタリース愛知、株式会社トヨタレンタリース名古屋及びトヨタモビリティパーツ株式会社愛知支社（以下「丙」という。）は、災害時における車両等の提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める地震、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、丙が所有する車両等の提供に関し、甲又は乙が丙に対して協力を求めるときの支援の円滑化を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第2条 甲又は乙は、災害時において、車両等の調達が必要となった場合には、次に掲げる事項について、丙に協力を要請することができる。

- (1) 市民への電力供給等を目的とした、丙の春日井市内に営業する店舗（以下「市内店」という。）が保有するプラグインハイブリッド車等の電力供給が可能な自動車（以下「電動車両等」という。）の貸与
- (2) その他甲又は乙が必要と認める事項

（協力の実施）

第3条 丙は、甲又は乙から前条に定める要請を受けたときは、可能な範囲で丙が所有する電動車両等を提供するものとする。なお、市内店が被災するなど、甲又は乙の要請に応えられない状況の場合、市内店の丙の本社に応援を要請することができるものとする。ただし、本社による応援の可否等については、本社が判断するものとする。

（協力の要請手続等）

第4条 甲又は乙は、第2条に規定する協力を要請するときは、支援要請書（第1号様式）により、丙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話又はファクシミリ等で要請し、事後速やかに支援要請書（第1号様式）を提出するものとする。

- 2 丙は、前項の要請に対し、支援要請回答書（第2号様式）により、甲又は乙に協力の可否等を回答するものとする。ただし、支援要請回答書（第2号様式）で回答することが困難なときは、口頭、電話又はファクシミリ等で回答することができるものとし、事後、速やかに支援要請回答書（第2号様式）を提出するものとする。

（使用期間）

第5条 甲又は乙は、丙が提供した電動車両等を使用できる期間は、当該車両等の引渡し日から起算して原則として7日以内とする。ただし、使用期間を延長する必要がある場合は、甲又は乙は、丙と協議の上、別に使用期間を決定することができるものとし、この場合において、使用期間の延長を要請する旨を書面（任意様式）により申し出るものとする。

2 甲又は乙は、丙から使用期間の満了前に電動車両等を使用する必要があるとの申し出を受けた場合は、速やかに明け渡しに応じるものとする。

(電動車両等の引渡し)

第6条 丙が所有する電動車両等の引渡しは、丙の指定する場所において、甲又は甲の指定する者、乙又は乙の指定する者により、電動車両等の引渡しを受けるものとする。ただし、甲又は甲の指定する者、乙又は乙の指定する者による受取りが困難な場合は、丙は、甲又は乙の指定する場所での電動車両等の引渡しについて可能な限り協力するものとする。

(報告)

第7条 丙は、この協定に基づいて実施する協力を終了したときは、支援実績報告書(第3号様式)を甲又は乙に提出するものとする。

(費用負担)

第8条 甲又は乙は、第3条に基づく協力要請により提供を受けた電動車両等の使用に係る経費(燃料費、電気代、消耗品費等)の負担については、その都度、丙と協議の上定めるものとする。

(現状復旧)

第9条 甲又は乙は、電動車両等の使用に起因する損傷等があったときは、これを直ちに丙に報告するとともに、甲及び乙の責任で現状復旧を行う。

2 自動車保険を適用する場合の取扱いは、次条の規定に従う。

(管理責任及び補償)

第10条 電動車両等の使用に起因する事故、苦情等については、甲又は乙の責任でこれに対応する。

2 前項の規定にかかわらず、事故により第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責事由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲又は乙は、丙と協議の上、その賠償に当たる。

3 前2項の規定は、丙が加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険を、丙の認める範囲で適用することを妨げない。この場合において、当該保険の適用に要する費用は丙が負担するものとし、保険の適用を受けるに当たり生じた免責金は甲又は乙が負担するものとする。

(訓練等)

第11条 丙は、この協定に基づく協力の効果的な運用を図るため、甲又は乙が実施する合同訓練等への参加に努めるものとする。

2 丙は、甲又は乙が実施する地域住民への防災、減災等を目的とした啓発活動等の実施に、可能な範囲で協力する。

(連絡先の共有)

第12条 この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲、乙及び丙は、この協定の締結後、この協定に係る担当窓口等を設定し、担当者名、連絡先等を速やかに相手方に通知するものとする。なお、通知した事項を変更した場合も同様とする。

(有効期間)

第13条 この協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに、甲、乙及び丙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるもの

とし、以後も同様とする。

(協議)

第 14 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印の上、甲が 1 通、乙が 1 通、丙の代表が 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 9 月 14 日

協定締結先

春日井警察署、愛知トヨタ自動車株式会社、名古屋トヨペット株式会社、
トヨタモビリティ中京株式会社、トヨタカローラ名古屋株式会社、
トヨタカローラ愛知株式会社、トヨタカローラ愛豊株式会社、
ネッツトヨタ中部株式会社、ネッツトヨタ中京株式会社、
株式会社トヨタレンタリース愛知、株式会社トヨタレンタリース名古屋、
トヨタモビリティパーツ株式会社愛知支社

春日井市（以下「甲」という。）とJ-netレンタリース株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における自動車等の提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が所有する軽自動車、乗用自動車、貨物自動車、マイクロバス及び電力供給が可能なプラグインハイブリッド車等（以下「自動車等」という。）の提供に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの支援の円滑化を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に、避難者等の移送及び支援物資の搬送、市民への電力供給等について、自動車等の調達が必要となった場合には、乙に協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、甲に対し、可能な範囲で乙が所有する自動車等を優先的に提供するものとする。

（協力の要請手続等）

第4条 甲は、第2条に規定する協力を要請するときは、協力要請書（第1号様式）により、乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話又はファクシミリ等で要請し、事後速やかに協力要請書（第1号様式）を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請に対し、協力要請回答書（第2号様式）により、甲に協力の可否等を回答するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話又はファクシミリ等で回答することができるものとし、事後速やかに協力要請回答書（第2号様式）を提出するものとする。

（自動車等の引渡し）

第5条 乙が所有する自動車等の引渡しは、乙の指定する場所において、甲又は甲の指定する者により、自動車等の引渡しを受けるものとする。ただし、甲又は甲の指定する者による受取りが困難な場合は、乙は、甲の指定する場所での自動車等の引渡しについて協力するものとする。

2 甲は、前条第1項で規定する協力要請書（第1号様式）で指定する使用予定期間の満了前に、乙から自動車等を使用する必要があるとの申し出を受けた場合は、速やかに明け渡しに応じるものとする。

（報告）

第6条 乙は、この協定に基づいて実施する協力を終了したときは、実施報告書（第3号様式）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第7条 第4条に基づく協力要請により提供を受けた自動車等の使用に係る費用について、災害の発生した直前の適正価格を基準とし、前条に規定する実施報告書（第

3号様式)に基づき、甲乙協議して決定するものとする。

(連絡先の共有)

第8条 この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲及び乙は、この協定の締結後、担当者名、連絡先等を速やかに相手方に通知するものとする。なお、通知した事項を変更した場合も同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙のいずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年1月12日

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

甲 春日井市
春日井市長

愛知県名古屋市東区東桜1丁目5番7号

乙 J-net レンタリース株式会社
代表取締役

資料 5-35 災害時の放送に関する協定

(協定の趣旨)

第1条 この協定は、大地震等の災害に関し、防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、春日井市（以下「甲」という。）が、中部ケーブルネットワーク株式会社（以下「乙」という。）に放送を依頼するときの手續を定めるものとする。

(放送の依頼等)

第2条 甲は、災害の発生の防止又は応急対策を実施する上で、放送を用いて、広く市民に伝達の必要が生じた場合に、乙に対し放送の依頼をするものとする。

2 乙は、甲に対し、前項の放送に必要な資料を求めることができる。

(依頼の手續)

第3条 甲は、乙に、次の事項を明らかにして放送を依頼するものとする。

- (1) 理由
- (2) 内容
- (3) 希望する日時
- (4) その他必要な事項

(放送の実施)

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、放送事業者としての判断に基づき、形式、内容、及び時刻を決定して放送するものとする。

(放送料)

第5条 災害情報等の放送料は、これを無償とする。

(連絡責任者の設置)

第6条 第3条に掲げる放送依頼の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれに連絡責任者を置くものとする。

(雑則)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙それぞれが協議して定めるものとする。

第8条 連絡責任者を置いた場合及び変更のあった場合には、その都度相手方に連絡するものとする。

第9条 この協定の期間は1年間とし、協定締結日から適用する。

2 この協定は、甲、乙それぞれに異議がない場合には、1年を単位として毎年自動的に継続するものとする。

(協定内容の変更)

第10条 この協定の内容を変更する必要がある場合、変更しようとする日の3ヶ月前までに、甲、乙相互に協議の上、決定するものとする。

この協定の証として、本協定書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有する。

平成18年3月28日

甲 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 愛知県春日井市八田町6丁目21番地24
中部ケーブルネットワーク株式会社KCTV局
取締役 KCTV局長

資料 5-36 河川等監視映像のテレビ放送に関する覚書

春日井市（以下、「甲」という。）と中部ケーブルネットワーク株式会社（以下、「乙」という。）は、平成 18 年 3 月 28 日付けで甲と乙が締結した「災害時の放送に関する協定」（以下、「原協定」という。）第 12 条に関し、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 この覚書は、災害時における放送要請に関し、迅速かつ適切に要請内容を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（必要な事項）

第 2 条 乙は、以下に示す場所に河川等監視カメラを設置し、乙のセンター設備までの回線として固定無線通信（地域 BWA）を活用した回線を構築する。

- ・河川等監視カメラを設置する場所

地蔵川（追進保育園：春日井市追進町 1 丁目 50）

（必要な事項を実施するための業務）

第 3 条 甲及び乙は、次の各号に掲げる業務（以下「本業務」という。）を実施する。

（1）甲に係る業務

- ① 第 2 条に指定する河川等監視カメラを設置する場所を乙に提供する。
- ② 地域 BWA 免許を取得するため、計画に同意する。

（2）乙に係る業務

- ① 第 2 条に指定する場所に河川等監視カメラを設置し、保守及び運用を行う。
- ② 地域 BWA 回線を活用して河川等監視カメラの映像をコミュニティチャンネルで放送する。

2 前項(2)①に定める河川等監視カメラについて、乙が設備を所有する。

3 本業務にかかる費用に関しては、第 1 項に定める業務区分に従い、甲・乙それぞれが負担し、相手方に請求しない。

4 乙は、本業務の全部または一部を第三者に再委託することができるものとする。
なお、乙は、再委託する場合は、再委託先の業務遂行に関する一切の責任を負うものとする。

（義務）

第 4 条 甲及び乙は、本業務の実施に関し、それぞれ誠実に対応するものとし、本業務が市民に安心安全を提供できるように最善の努力をする。

（覚書の変更）

第 5 条 この覚書に定める事項について変更すべき事情が生じたときは、甲及び乙のいずれからでも当該変更を申し出ることができる。この場合は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

（秘密保持）

第 6 条 甲及び乙は、この覚書に関する事項につき知り得た相手方の秘密について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと及びこの覚書の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合及びその他の法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

（有効期間）

第 7 条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。

ただし、有効期間の満了の日3か月前の日までに甲及び乙のいずれからも当該有効期間をもって当該覚書を解約する旨の申出がなされない場合は、更に、有効期間を1年間延長するものとし、それ以後についてもまた同様とする。

(その他)

第8条 この覚書の実施に関し必要な事項及びこの覚書に定めのない事項については、原協定の規定内容に準ずる。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年12月1日

甲 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市 代表者 春日井市長

乙 愛知県春日井市八田町2丁目43番地12
中部ケーブルネットワーク株式会社 春日井局長

資料 5-37 災害に係る情報発信等に関する協定

春日井市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、春日井市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、春日井市が春日井市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、春日井市の行政機能の低下を軽減させるため、春日井市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次のとおりとする。

- (1) ヤフーが、春日井市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、春日井市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 春日井市が、春日井市内の避難所、ハザードマップ等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 春日井市が、春日井市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (4) 春日井市が、災害発生時の春日井市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報並びに春日井市民の安否情報等の災害対応情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (5) 春日井市が、春日井市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (6) ヤフーが、Yahoo!ブログ上に春日井市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどにより、災害ブログを一般に広く周知すること。

2 前項各号の取組みの具体的な内容及び方法については、災害の状況等を考慮に入れ、春日井市及びヤフーの両者の協議により決定するものとする。

3 春日井市及びヤフーは、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

4 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、春日井市及びヤフーは、両者で定期的に協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 春日井市による災害ブログの利用並びに第2条の規定に基づく春日井市及びヤフーの取組みは、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの取組みに係る旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 ヤフーは、春日井市から提供を受ける情報について、春日井市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（公表）

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、春日井市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、春日井市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、春日井市とヤフー両者記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年7月13日

春日井市：愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市 代表者
春日井市長

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役

資料 5-38 非常災害時緊急放送の J R 春日井駅自由通路公共掲示板における受信公開に関する覚書

日本放送協会（以下「甲」という）と、春日井市（以下「乙」という）は、第1条に定める甲が実施する緊急放送を乙が利用することに関して、以下の通り、取り決める。

（緊急放送の定義）

第1条 この覚書にいう緊急放送とは、次の各号のいずれかの非常災害等の発生時に行われる当該災害等に関する報道を目的とした放送をいう。

- (1) 甲が放送を行う中部エリアの7県（愛知、岐阜、三重、静岡、福井、石川、富山）において震度5弱以上の地震が発生したとき。
- (2) 東海地震情報、テロ発生情報、噴火、台風や大規模降雨・降雪など、上記(1)に準ずると甲が認定したとき。

（趣旨・利用許諾）

第2条 甲は、非常災害時において、国民の生命・財産を保全する目的をもって緊急放送を実施するが、一人でも多くの視聴者に情報を伝達する目的に鑑み、乙が J R 春日井駅自由通路（以下「自由通路」という）利用者の多数の人に向けてコンテンツを表示している業務用画面（著作権者の許諾なく放送を公に伝達できないものに限る。以下「公開画面」という）において、この覚書に定める方法によって、乙が緊急放送を受信公開することを許諾する。

- 2 前項による受信公開の許諾は、非独占的なものとする。
- 3 乙は、本条第1項により許諾をうけた受信公開する権利を第三者に再許諾することはできない。

（受信公開の方法と場所）

第3条 乙は、愛知県春日井市に所在する乙の自由通路内に設置されたアンテナにより、甲が実施する緊急放送を受信し、春日井市役所より公開画面の切り替え操作を行うことで、緊急放送の受信公開を行うことができる。ただし、甲が受信公開に適しないと判断し、その旨を乙に通知した緊急放送は、受信公開の対象から除外するものとする。

- 2 公開画面の数は、1台とする。
- 3 受信公開を行う場所・画面については、甲乙合意の下、別紙1において定めるものとする。
- 4 甲は、緊急放送に付随して行われるサービス（字幕放送・データ放送等）の受信公開を制限せず、乙の判断において行うことができる。

（受信公開の開始および終了）

第4条 甲が、緊急放送を開始したとき、乙は、前条に定める方法により、ただちに受信公開を開始することができる。ただし乙は、受信公開を開始したことを、可能な限り速やかに甲に通知しなければならない。

- 2 乙の受信公開の期間は、次のいずれかの時点までとする。
 - (1) 乙が、受信公開の中止を決めた時点
 - (2) 甲の緊急放送が終了した時点
 - (3) 甲が、乙による受信公開の中止または終了を要請した時点

(乙の義務)

第5条 乙は、放送受信契約を要する受信機について、甲との間で放送受信契約を締結しなければならない。

2 乙の公開画面が、通常は専ら放送以外のコンテンツを表示しているものである場合は、放送の受信を目的としない受信機として扱い、この覚書により緊急放送の受信公開を行った場合においても放送受信契約を要しないものとする。

3 乙は、甲の緊急放送を同時に内容に変更を加えることなく受信公開し、番組の録画・複製・改変を行わない。

4 乙は、甲の緊急放送の受信公開中、およびその直前・直後にCMを挿入しない。

5 乙は、受信公開にあたって甲の公共放送としての立場を尊重する。

6 受信公開によって、治安、交通等への影響が生じた場合等、乙は自らの判断で、公開を中止する。

7 乙は、乙が行った緊急放送の受信公開について、甲から報告を求められた場合、速やかに、受信開始時刻、終了時刻、その他必要な事項について文書で報告する。

(利用の対価等)

第6条 甲は、乙による緊急放送の受信公開に関する甲に対する著作権使用料を無償とする。

2 乙が、この覚書に定める方法により行う緊急放送の受信公開によって、不測の事態等が発生した場合、一切の責任は乙に帰し、甲はその責任を負わない。

(連絡窓口)

第7条 甲と乙とは、この覚書を遂行するための連絡窓口を、それぞれ別紙2の通りに置く。

2 連絡窓口に変更があった場合、速やかに連絡し、別紙2を変更する。

(解除)

第8条 甲は、乙がこの覚書に基づく義務を履行しないときまたはこの覚書の各条項に違反したときは、乙に催告のうえこの契約を解除することができる。

2 甲は、乙について、次の各号の事由が生じたときは、何らの通知催告なくしてこの覚書を解除することができる。

(1) 第三者による差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分等を受けたとき

(2) 監督官庁により営業の取消し、停止等の処分を受けたとき

(3) 支払停止・支払不能の状態に陥ったとき、または不渡り処分を受けたとき

(4) 破産、特別清算、民事再生、会社更生手続き開始の申立て等の事実が生じたとき

(5) 解散の決議、合併または会社分割したとき

(6) 役員、社員もしくは業務従事者に暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団その他これらに準じる者であることが判明したとき

(7) 自ら、または第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的責任を超える不当な要求行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他これに準じる行為を行ったことが判明したとき

3 本条第1項による解除は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げない。

(秘密保持義務)

第9条 甲および乙は、相互に、この覚書記載の情報（以下「本情報」という。）について厳に秘密を保持し、これをこの覚書に定める受信公開およびそれに付随する業務以外に使用してはならない。

2 甲および乙は、正当な令状や法令等に基づき本情報の開示が強制される場合を除き、相互に相手方の事前の同意を得ることなく、本情報を第三者に開示し、または提供してはならない。

3 甲および乙は、正当な令状や法令等に基づき本情報を開示した場合、事前または事後に、相互に相手方に対しその旨書面または電子メールにより報告しなければならない。

(有効期間)

第10条 この覚書の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも終了または変更の意思表示がなされない場合には、期間満了の翌日から起算してさらに1年間有効とし、その後も同様とする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第11条 乙は、甲の文書による事前の承諾を得ることなく、この覚書に基づく権利または義務を第三者に譲渡したり承継したり、または担保に供したりすることはできない。

(協議事項)

第12条 この覚書に定めがない事項が発生した場合、またはこの覚書の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙誠意を持って協議し解決する。

2 前項の協議による取り決め、またはこの覚書の内容の修正・変更については文書によることとし、文書によらないものは無効とする。

以上、取り決めの証として、本書2通を作成し、甲・乙各1通を保有する。

平成28年8月22日

甲 愛知県名古屋市東区東桜1-13-3
日本放送協会 名古屋放送局
局長

乙 愛知県春日井市鳥居松町5-44
春日井市
代表者 春日井市長

資料 5-39 災害時における家屋被害認定業務に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県建築士事務所協会、公益社団法人愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会及び公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会（以下「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定業務の迅速かつ円滑な実施に向けて、愛知県と乙が締結した「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書」第3条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（被害認定業務への協力）

第1条 甲は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に実施する家屋の被害認定業務（以下「業務」という。）について、乙の協力が必要と認めるときは、愛知県又は乙に対して応援を要請することができる。

2 乙は、愛知県又は甲から応援要請があった場合には、乙の会員を甲に派遣し、甲が実施する業務に協力する。

（業務の内容）

第2条 第1条第2項の規定により乙が行う業務の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害に係る住家の被害認定基準（平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府の定める運用指針に基づき、甲の職員と連携して被害認定調査を行うこと。または調査の補助及び助言を行うこと。
- (2) その他、甲と乙との間で個別に協議の上決定した業務を行うこと。

（応援要請等の手続）

第3条 甲が愛知県又は乙に応援要請するときは、書面（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で要請し、その後速やかに書面を送付するものとする。

（費用の負担）

第4条 甲は、第2条に規定する業務を行ったことにより発生した乙の person 費、交通費等の費用を負担する。

甲が負担する費用の額は、別記「費用負担額積算基準」のとおりとする。ただし、特段の事情等により、甲乙双方の合意に基づく場合はこの限りでない。

（秘密の保持）

第5条 乙及び乙の会員は、業務により知り得た甲の秘密や被害認定調査対象者の個人情報等の秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第6条 乙は、業務に従事した乙の会員が当該業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。

（定めのない事項等の処理）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（甲の条例、規則等を含む。）に定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の成立した日から令和3年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の前までにこの協定の解除又は変更について、甲と乙のいずれからも何ら意思表示がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書5通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年 5月 29日

- 甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市長
- 乙 名古屋市中区錦一丁目18番24号
公益社団法人愛知県建築士事務所協会
- 名古屋市中区栄二丁目10番19号
公益社団法人愛知建築士会
- 名古屋市西区新道一丁目2番25号
愛知県土地家屋調査士会
- 名古屋市中区栄四丁目3番26号
公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会

資料5-40 災害時における協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達及び必要な役務の提供を迅速かつ円滑に行なうため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において物資の調達及び役務の提供が必要となった場合、乙に対して協力を要請することができる。

（要請の種類）

第3条 前条の要請の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時においてやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- (2) 遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供
- (3) 遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送
- (4) 帰宅困難者に対する避難場所の提供（結婚式場等）
- (5) 甲が設置した一時避難所及び、乙が提供する避難場所における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供
- (6) その他甲の要請により乙が応じられる事項

（要請の手続）

第4条 前条の要請は、乙に対して災害協力要請書（第1号様式）をもって、要請するものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、その後、速やかに災害協力要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行なった者の職氏名及び担当者氏名
- (2) 要請の理由
- (3) 要請の内容
- (4) 協力を要請する期間
- (5) その他要請に必要な事項

（協力の方法）

第5条 乙は前条による甲の要請があった場合、乙のできる範囲において、甲の指示に従い、第3条各号の協力を行なうものとする。

（物資の運搬及び受取り）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙又は乙の指定する者において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを受取るものとする。なお、乙は、必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。また、甲は、乙が物資の運搬に使用する車両が優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

(報告)

第7条 乙は、第3条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項について災害時要請業務実施報告書(第2号様式)をもって甲に報告するものとする。

- (1) 遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所
- (2) 遺体を安置した施設(葬儀式場等)の使用した部屋の数及び使用した日数
- (3) 避難所に供給した食事等の数量
- (4) 生活支援等の各種サービスの内容
- (5) その他甲が乙に指示した事項

(経費の負担)

第8条 甲は、前条による乙の報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認の上、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

(経費の請求)

第9条 乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

- 2 乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は当該要請を行なった遺族等に請求する。

(経費の支払)

第10条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に遅滞なく速やかにその支払いを行うものとする。

- 2 甲が支払うべき遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生した直前の災害救助法(昭和22年法律第118号)の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、物資の供給及び搬出後、乙の提出する災害時要請業務実施報告書(第2号様式)に基づき、甲乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備と情報提供)

第11条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

- 2 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第12条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙それぞれ連絡責任者を置き、甲にあつては防災担当部署の課長の職にあたる者を、乙にあつては全日本冠婚葬祭互助協会中部ブロック春日井地区本部長の職にあたる者を当該責任者とする。

(守秘義務)

第13条 乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に係わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

(通知)

第14条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。
ただし、期間満了の1か月前までに甲乙のいずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成25年4月26日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 東京都港区新橋1丁目18番16号
日本生命新橋ビル9階
社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
代表者 会長

資料 5-41 災害時における応急対策業務に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と社団法人春日井建設協会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合等の応急対策業務について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う応急対策業務を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において応急対策の協力を必要とするときは、乙に対して協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、建設資機材、労力等を提供し、その要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、災害復旧工事協力要請書（第1号様式）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに災害復旧工事協力要請書を提出するものとする。

（支払）

第5条 甲は、乙が提供した建設資機材、労力等に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、乙の提出する災害復旧工事完了届（第2号様式）等に基づき、甲乙協議の上、災害発生直前時における適正価格をもって決定するものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づき応急対策の業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、消防団員等公務災害補償条例（昭和41年春日井市条例第34号）の規定を適用し、補償する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成11年3月15日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(補則)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、別に定める。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成11年3月15日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市春見町44番地
社団法人 春日井建設協会
会 長

災害応急対策業務実施細目

この実施細目は、平成11年3月15日付けで春日井市（以下「甲」という。）と社団法人春日井建設協会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時における応急対策業務に関する協定書第9条の規定に基づき、必要な事項を定める。

- 1 甲の要請により応急対策業務を実施するときは、乙は、社団法人春日井建設協会事務局に春日井建設協会災害対策本部を設置し、社団法人春日井建設協会会長を本部長に充てる。
- 2 乙は、甲の要請に応じて直ちに応急対策業務が実施できるよう必要な体制を整備する。
- 3 甲が乙に協力を要請する業務は、道路、河川、ため池等における被害状況の把握、被害の拡大防止、損壊箇所の応急措置及び障害物の除去等（以下「業務」という。）とする。
- 4 甲は、状況により、春日井市災害対策本部技術部長、同副部長、及び同班長又は春日井市災害支援本部長から、乙又は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、協力要請を行うことができるものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、春日井市内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、乙又は会員は、甲の協力要請を待つことなく直ちに出勤し、業務を開始するものとする。
- 6 乙は、この協定に基づく協力要請があったときは、会員をして建設資機材等を出勤させ、当該業務を実施させるものとする。
- 7 会員は、出勤後直ちに現場責任者の氏名、出勤人数、出勤した時刻及び建設資機材等を当該業務を管轄する市職員に報告しなければならない。
- 8 業務の指示は、当該業務を管轄する市職員が行い、会員は、その指示に従うものとする。ただし、現場に市職員が派遣されていない場合は、会員は、自ら要請事項に伴い、業務を行うものとする。
- 9 甲は、乙に対し会員が保有する災害時に提供できる建設資機材等の数量等についての資料の提出を要請することができる。

資料5-42 災害時における応急対策業務に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と春日井市管工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の応急対策業務について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て行う応急対策業務を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において応急対策の協力を必要とするときは、乙に対して協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、工事資機材、労力等を提供し、その要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、災害復旧工事協力要請書（第1号様式）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに災害復旧工事協力要請書を提出するものとする。

（支払）

第5条 甲は、乙が提供した工事資機材、労力等に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、乙の提出する災害復旧工事完了届（第2号様式）等に基づき、甲乙協議の上、災害発生直前時における適正価格をもって決定するものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づき応急対策の業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより志望し、負傷し、もしくは疾病にかかり又は、障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、消防団員等公務災害補償条例（昭和41年春日井市条例第34号）の規定を適用し、補償する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成11年3月15日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

（補則）

第9条 この協定の実施について必要な事項は、別に定める。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を

保有する。

平成 11 年 3 月 15 日

甲 春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市朝宮町 1 丁目 23 番地の 11
春日井市管工事業協同組合
代表理事

災害応急対策業務実施細目

この実施細目は、平成11年3月15日付けで春日井市（以下「甲」という。）と春日井市管工事業協同組合（以下「乙」という。）との間で締結した災害時における応急対策業務に関する協定書第9条の規定に基づき、必要な事項を定める。

- 1 甲の要請により応急対策業務を実施するときは、乙は、春日井市管工事業協同組合事務所に春日井市管工事業協同組合災害対策本部を設置し、春日井市管工事業協同組合代表理事を本部長に充てる。
- 2 乙は、甲の要請に応じて直ちに応急対策業務が実施できるよう必要な体制を整備する。
- 3 甲が乙に協力を要請する業務は、水道施設及び給水装置（配水管分岐位置からメーターまでの部分を原則とする。）に係る被害状況の把握、被害の拡大防止、損壊箇所の応急措置及び応急対策に必要な資機材の提供等（以下「業務」という。）とする。
- 4 甲は、状況により、春日井市災害対策本部給水部長、同副部長及び同班長又は春日井市災害支援本部長から、乙又は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、協力要請を行うことができるものとする。
- 5 乙は、この協定に基づく協力要請があったときは、会員をして工事資機材等を出動させ、当該業務を実施させるものとする。
- 6 前2項の規定にかかわらず、春日井市内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、乙又は会員は、甲の協力要請を待つことなく直ちに出勤し、業務を開始するものとする。
- 7 会員は、出勤後直ちに現場責任者の氏名、出勤人数、出勤した時刻及び工事資機材等を当該業務を管轄する市職員に報告しなければならない。
- 8 業務の指示は、当該業務を管轄する市職員が行い、会員は、その指示に従うものとする。ただし、現場に市職員が派遣されていない場合は、会員は、自ら要請事項に従い、業務を行うものとする。
- 9 甲は、乙に対し会員が保有する災害時に提供できる工事資機材等の数量等についての資料の提出を要請することができる。

資料 5-43 災害時における応急対策業務に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と春日井造園研究会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合等の応急対策業務について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う応急対策業務を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において応急対策の協力を必要とするときは、乙に対して協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、建設資機材、労力等を提供し、その要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、災害復旧工事協力要請書（第1号様式）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに災害復旧工事協力要請書を提出するものとする。

（支払）

第5条 甲は、乙が提供した建設資機材、労力等に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、乙の提出する災害復旧工事完了届（第2号様式）等に基づき、甲乙協議の上、災害発生直前における適正価格をもって決定するものとする。

（補償）

第6条 この協定に基づき応急対策の業務に従事した者が、当該業務に従事したことにより死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用のある場合を除き、消防団員等公務災害補償条例（昭和41年春日井市条例第34号）の規定を適用し、補償する。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、平成18年6月9日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間1ヶ月前までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

（補則）

第9条 この協定の実施について必要な事項は、別に定める。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を

保有する。

平成 18 年 6 月 9 日

甲 春日井市鳥居松 5 丁目 44 番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市高山町 2 丁目 11 番地 7
春日井造園研究会
会 長

資料5-44 庄内川堤防道路（春日井市管理区間）における出水時通行規制に関する協定書

国土交通省庄内川河川事務所長（以下「甲」という。）と春日井市長（以下「乙」という。）は、庄内川水系庄内川に設置されている乙が管理する堤防道路の出水時における通行規制（道路法第46条第1項による）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、出水時における水防活動や河川管理施設等の応急復旧活動を適切に行うため、及び道路交通の危険を防止するため、庄内川堤防道路の通行規制の実施の方法及び実施に要する費用の負担等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（通行規制対象区間）

第2条 この協定の対象とする道路は、庄内川に設置されている乙が管理する堤防道路及び堤防道路と合流する坂路とし、別紙1で示す区間とする。

（河川情報等の収集）

第3条 甲、乙は、通行規制に必要な河川水位等の情報を収集するものとする。

（通行規制の実施等）

第4条 乙は、通行規制に必要な体制の出動、解除を行うものとする。

（通行規制の出動）

第5条 前条に定める「出動」とは、通行規制を実施するために現場に出動することをいい、出動は次の各号の一に定めるところにより実施するものとする。

一 志段味水位流量観測所（以下「基準観測所」という。）の水位が4.90m（以下「規制出動水位」という）に達したとき。

二 前号に掲げるもののほか、水防活動、河川管理施設等の応急復旧活動、道路交通の危険防止のため必要があるとき。

2 甲は、規制出動水位に達した際には、乙に通知するものとする。

3 乙は、出動を実施する際には、甲に通知するものとする。

4 乙は、基準観測所の水位が5.50m（以下「規制開始水位」という。）に達するまでに、全ての通行規制対象区間において規制を開始するものとする。

5 乙は、規制を開始した際には、その区間毎に甲に通知するものとする。

6 甲は、規制開始水位に達した際には、乙に通知するものとする。

（通行規制の解除）

第6条 第4条に定める「解除」とは、通行規制を解除することをいい、基準観測所の水位が規制開始水位以下となり、更なる水位上昇の恐れがないと判断し、かつ甲に堤防の安全性と水防活動、応急復旧活動が行なわれていないことを確認したときは、通行規制を解除するものとする。

2 乙は、前項に定める解除を実施する際には、甲に通知するものとする。

（通行規制に関する通知）

第7条 第5条第2項、第3項、第5項、第6項、第6条第2項に定める通行規制に関する通知は、別紙様式1を用いて行うものとする。

（通行規制実施時の費用負担）

第8条 第4条の通行規制の実施に必要な費用は、乙が負担するものとする。

(通行規制の適用除外車両等)

第9条 通行規制中に通行可能な車両等は次の各号に掲げるものとする。

- 一 災害対策基本法施行令第32条の2第2号に規定する災害応急対策を実施するための緊急通行車両。
- 二 道路交通法施行令第13条に規定する緊急自動車及び同施行令第14条の2に規定する道路維持作業用自動車。
- 三 水防法第18条の規定に基づく標識を有する車両。
- 四 前三号に掲げるもののほか、甲、乙のいずれかが認める車両等。

(雑 則)

第10条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議するものとする。

(附 則)

この協定は協定締結日から実施する。この協定締結の証として本協定書を2通作成し、甲、乙が各1通を保有する。

平成21年4月1日

甲 名古屋市北区福德町5丁目52番地
国土交通省 中部地方整備局
庄内川河川事務所長

乙 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市長

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務をそれぞれ独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間

廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

協定締結先

愛知県、愛知県流域下水道管理者、
名古屋市、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者
豊橋市、豊橋市水道事業及び下水道事業管理者、岡崎市、岡崎市公共下水道管理者、
一宮市、一宮市水道事業等管理者、瀬戸市、瀬戸市公共下水道管理者、
半田市、半田市公共下水道事業者、春日井市、春日井市公共下水道管理者、
豊川市、豊川市公共下水道管理者、津島市、津島市下水道事業
碧南市、碧南市公共下水道管理者、刈谷市、刈谷市公共下水道管理者、
豊田市、豊田市事業管理者、安城市、安城市公共下水道管理者、
西尾市、西尾市公共下水道管理者、蒲郡市、蒲郡市公共下水道管理者、
犬山市、犬山市公共下水道管理者、常滑市、常滑市公共下水道管理者、
江南市、江南市公共下水道管理者、小牧市、小牧市公共下水道管理者、
稲沢市、稲沢市公共下水道管理者、新城市、新城市公共下水道管理者、
東海市、東海市公共下水道管理者、大府市、大府市公共下水道管理者、
知多市、知多市公共下水道管理者、知立市、知立市公共下水道管理者、
尾張旭市、尾張旭市公共下水道管理者、高浜市、高浜市公共下水道管理者、
岩倉市、岩倉市公共下水道管理者、豊明市、豊明市公共下水道管理者、
日進市、日進市公共下水道管理者、田原市、田原市公共下水道管理者、
愛西市、愛西市公共下水道管理者、清須市、清須市公共下水道管理者、
北名古屋市、北名古屋市公共下水道管理者、弥富市、弥富市公共下水道管理者、
みよし市、みよし市公共下水道管理者、あま市、あま市公共下水道管理者、
長久手市、長久手市公共下水道管理者、東郷町、東郷町公共下水道管理者、
豊山町、豊山町公共下水道管理者、大口町、大口町公共下水道管理者、
扶桑町、扶桑町公共下水道管理者、大治町、大治町公共下水道管理者、
蟹江町、蟹江町公共下水道管理者、飛島村、阿久比町、阿久比町公共下水道管理者、
東浦町、東浦町公共下水道管理者、南知多町、美浜町、
武豊町、武豊町公共下水道管理者、幸田町、幸田町公共下水道管理者、設楽町、
東栄町、東栄町公共下水道管理者、豊根村、愛北広域事務組合管理者、

中部知多衛生組合管理者、東部知多衛生組合管理者、衣浦衛生組合管理者、
常滑武豊衛生組合管理者、蒲郡市幸田町衛生組合管理者、逢妻衛生処理組合管理者、
西知多医療厚生組合管理者、尾張東部衛生組合管理者、
海部地区環境事務組合管理者、小牧岩倉衛生組合管理者、知多南部衛生組合管理者、
尾張旭市長久手市衛生組合管理者、刈谷知立環境組合管理者、
江南丹羽環境管理組合管理者、北設広域事務組合管理者、北名古屋衛生組合管理者、
尾三衛生組合管理者、日東衛生組合管理者、五条広域事務組合管理者、
知多南部広域環境組合管理者

資料5-46 災害時における応急対策業務の支援等に関する協定

春日井市（以下「甲」という。）と堀尾物産株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務の支援等に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の実施する応急対策業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの支援の円滑化を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時、次に掲げる事項について、乙に協力を要請することができる。

- (1) 災害対策基本法第76条の6に基づく車両等の移動に関する業務への協力
- (2) 乙の所有する、災害応急対策に必要となる土地の貸出
- (3) その他、乙が所有する車両並びに災害応急対策用資器材の貸出

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、甲に対し、可能な範囲で協力するものとする。

（協力の要請手続等）

第4条 甲は、第2条に規定する協力を要請するときは、協力要請書（第1号様式）により、乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話又はファクシミリ等で要請し、事後速やかに協力要請書（第1号様式）を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請に対し、協力要請回答書（第2号様式）により、甲に協力の可否等を回答するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話又はファクシミリ等で回答することができるものとし、事後速やかに協力要請回答書（第2号様式）を提出するものとする。

（報告）

第5条 乙は、この協定に基づいて実施する協力を終了したときは、実施報告書（第3号様式）を甲に提出するものとする。

（費用負担）

第6条 第4条に基づく協力要請により提供を受けた応急対策業務の支援等に係る費用について、災害の発生した直前の適正価格を基準とし、前条に規定する実施報告書（第3号様式）に基づき、甲乙協議して決定するものとする。

（現状復旧）

第7条 甲は、第2条第2号に基づき乙から土地を借受した場合は、明渡しまでに現状復旧に努めることとする。

（連絡先の共有）

第8条 この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲及び乙は、この協定の締結後、担当者名、連絡先等を速やかに相手方に通知するものとする。なお、通知した事項を変更した場合も同様とする。

（有効期間）

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙のいずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年1月25日

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

甲 春日井市
春日井市長

愛知県春日井市大手町44番地

乙 堀尾物産株式会社
代表取締役

資料 5-47 水道災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、及び三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

(相互応援義務)

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資器材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。
- (2) 名古屋市は、直接支部長へ応援を要請する。
- (3) 県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。
- (4) 東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という。）を設置した場合は、第1号及び第3号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要

請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同項第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出

するものとする。

2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写し各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保管する。

平成16年7月30日

日本水道協会愛知県支部長 豊橋市長

愛知県公営企業管理者 企業庁長

名古屋市水道事業・工業用水道事業
及び下水道事業管理者 上下水道局長

愛知用水北部地域

関係会員 瀬戸市 尾張旭市 愛知中部水道企業団 春日井市

地域会長 県水道北部ブロック協議会 会長 瀬戸市長

愛知用水南部地域

関係会員 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町
東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 刈谷市 高浜市
愛知中部水道企業団

地域会長 県水道南部ブロック協議会 会長 常滑市長

尾張地域

関係会員 一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市 尾西市
小牧市 岩倉市 清洲町 木曾川町 七宝町 美和町 蟹江町

佐織町 春日町 八開村 稲沢中島広域事務組合
西春日井郡東部水道企業団 海部南部水道企業団
丹羽広域事務組合

地域会長 尾張水道連絡協議会 会長 春日井市長

西三河地域

関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 知立市 高浜市
西尾幡豆広域連合 幸田町 藤岡町 額田町 小原村
足助町 下山村 旭町 稲武町 愛知中部水道企業団

地域会長 西三河水道事業連絡協議会 会長 岡崎市長

東三河地域

関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 音羽町
一宮町 小坂井町 御津町 渥美町 設楽町 東栄町
豊根村 富山村 津具村 鳳来町 作手村

地域会長 東三河県営水道受水団体協議会 会長 豊橋市長

立 会 人 愛知県健康福祉部長

資料 5-48 水道事故等による相互応援協定

春日井市水道事業（以下「甲」という。）と多治見市水道事業（以下「乙」という。）との間において、次のとおり水道事故等による応急給水について相互応援協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲又は乙において水道事故等による大規模な断水が発生し、応急給水が必要となった場合における相互応援についての取扱い事項を定めるものである。

（用語）

第2条 この協定において、水道事故等とは次の各号に定めるものをいう。

- (1) 送配水管、配水池等の水道施設の事故
- (2) 異常渇水、異常寒波等による気象異常
- (3) 災害
- (4) 停電、ガス爆発、テロ行為等による事故

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 飲料水の補給
- (2) 飲料水の補給に必要な器材及び関係車両等の提供
- (3) 応援職員の派遣
- (4) その他特に応援要請があった事項

（応援の要請）

第4条 甲、乙いずれかが応援給水を必要と認めるときは、被害状況等の情報提供を行い、応援給水の要請を行うことができる。

- 2 前項の要請は、電話、ファックス、電子メール等の通信手段にて行い、速やかに応援給水要請書を要請先に送付するものとする。
- 3 要請を受けた市は、当該市内において特段の被害を蒙っていないときは、直ちに応援要請に応じるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応急給水に要する経費の負担については、次の区分によるものとする。

- (1) 応援が二日以内の場合は、応援出動による給水車及び給水用器材の軽微な故障の修理費、燃料費、応援職員の手当等の通常経費は、応援市の負担とする。ただし、応援地における車両の燃料補給、応援職員の食料等に要する経費については、応援要請市の負担とする。
- (2) 応援が三日以上にわたる場合は、原則として応援要請市が負担するものとする。
- (3) 応援出動による給水車及び給水用器材の重大な破損の修理費並びに第三者に損害を与えた場合の賠償並びに応援職員の公務災害補償その他これらに類する経費の負担については、甲、乙協議の上定めるものとする。

（準用規定）

第6条 この協定書に特に定めのない事項については、平成7年12月1日締結の東海四県水道災害相互応援に関する覚書及び東海四県水道災害相互応援に関する覚書実施細則（以下「覚書等」という。）の規定を準用する。

(協議)

第7条 この協定及び前条の規定により準用される覚書等に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成15年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成15年4月1日

甲 春日井市水道事業
代 表 春日井市長

乙 多治見市水道事業
代 表 多治見市長

名古屋市水道局（以下「甲」という。）及び春日井市（以下「乙」という。）は、乙が災害その他非常の場合において緊急に甲から給水を受ける場合の取扱いに関し、次のように定める。

（緊急応援給水の開始）

第1条 乙は甲から緊急応援給水を受けようとする場合は、あらかじめその期間及び水量を甲に連絡するとともに愛知県知事（以下「知事」という。）にその旨申し出るものとする。

2 甲は、知事から乙に対し緊急応援給水を行うよう命ぜられたときは、すみやかに連絡バルブ（甲の送水管と乙の連絡管とを連結するバルブをいう。以下同じ。）の開栓等必要な措置を行い給水を開始するものとする。この場合、乙は連絡バルブの開栓に立会わなければならない。

3 前2項の場合において、甲は給水量の不足その他やむをえない事情により緊急応援給水の求めに応じられないときは、知事及び乙に申し出るものとする。

（量水器の設置）

第2条 甲は、緊急応援給水を行う場合は量水器を設置するものとする。ただし、使用期間等を勘案し甲がその必要がないと認めるときは量水器の設置は行わないことができる。

（使用水量の計量）

第3条 乙の使用水量は、甲の設置した量水器により計量する。ただし、量水器を設置しない場合又は量水器の故障等によりこれによりがたい場合は、甲の認定する水量とする。

2 前項の計量は、緊急応援給水が終了した時点で行うものとする。ただし、1月以上の長期にわたる場合は1月ごとに定期的に行うものとする。

（料金）

第4条 緊急応援給水の供給の対価（以下「料金」という。）は、名古屋市水道供給条例（昭和22年名古屋市条例第34号）第4章に定める水道料金の算出方法を準用して甲が定める額とする。

2 乙は、甲の指定する期限までに料金を納入するものとする。

（維持管理）

第5条 緊急応援給水を行う間における連絡バルブ及び量水器の維持管理は、甲が行うものとする。ただし、緊急応援給水時において甲から協力を求められたときは、乙は甲の指示にしたがい必要な業務に従事するものとする。

（緊急応援給水の終了）

第6条 乙は緊急応援給水を必要とする事由が消滅したときはその終了を知事及び甲に申し出るものとする。

2 甲は、あらかじめ定められた緊急応援給水の期間が満了したとき又は乙から前項の申し出があったときは、すみやかに連絡バルブの閉栓等必要な措置を行い給水を停止するものとする。この場合、乙は連絡バルブの閉栓に立会わなければならない。

（連絡担当課）

第7条 緊急応援給水に関する連絡担当課は、甲にあつては配水部配水課、乙にあつ

ては水道部監理課とする。

(雑則)

第8条 この覚書の解釈に疑義のあるときは、甲、乙協議の上決定する。

2 緊急応援給水に関し、この覚書に定めのない事項について疑義のあるときは、甲、乙協議の上決定する。

(有効期間)

第9条 この覚書の有効期間は、昭和51年12月22日より1年間とする。ただし、期間満了の日前30日までに双方別段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後この例による。

昭和51年12月22日

災害時等の緊急応援給水に関する覚書に関する了解事項

災害時等の緊急応援給水に関する覚書(以下「覚書」という。)に関する細目について、名古屋市水道局(以下「甲」という。)及び春日井市(以下「乙」という。)は、次のとおり定める。

- 1 覚書前文の「その他非常の場合」とは、事故による水道施設の破壊等のほか、異常渇水、水源毒物混入による給水不能、大火等の場合をいうものである。
- 2 覚書第1条第3項の「給水量の不足その他やむをえない事情」とは、浄水施設の破壊、異常渇水等により給水能力が著しく減少した場合のほか、配水施設の破壊等により連絡管による給水が技術的に困難な場合をいうものである。
- 3 覚書第3条第1項の規程により、甲が使用水量を認定するにあたっては、認定の根拠とする資料を乙が甲に提供するものとする。

昭和51年12月22日

「鳥居松沈殿池改造工事に併せて設置する歩道等の管理に関する協定書」の細目を定める覚書

名古屋市(以下「甲」という。)と春日井市(以下「乙」という。)は、平成11年11月25日に締結した鳥居松沈殿池改造工事に併せて設置する歩道等の管理に関する協定書第3条の細目について、次のとおり覚書を交換する。

- 1 災害時に使用する場合は、原則として乙が甲に連絡し、甲が止水栓(乙形)の開栓等必要な措置を行い、給水を開始するものとする。
- 2 連絡部署並びに鍵の保管は、甲にあつては名古屋市上下水道局水道本部浄水部春日井浄水場、乙にあつては春日井市水道部監理課とする。

平成13年10月19日

「鳥居松沈殿池改造工事に併せて設置する歩道等の管理に関する協定書」(抄)

第3条 乙は、公園内に設置した応急給水施設を災害時に使用することができる。

2 応急給水施設の扉は、平常時は施錠し、その鍵は甲乙双方で保管するものとする。

3 応急給水施設は、応急給水栓から止水栓(甲形)までの間については乙が管理し、その他の給水管及び止水栓(乙形)については甲が管理するものとする。

資料 5-50 災害時における飲料水の供給に関する協定

春日井市（以下「甲」という。）と *協定締結先参照（以下「乙」という。）とは春日井市内での災害時における飲料水の供給について次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、春日井市内で地震等の大規模な災害が発生した場合（以下「災害」という。）において甲が乙に飲料水の供給の協力を要請する手続き等について必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時において飲料水の供給を必要とするときは、乙の保有する飲料水を応急給水用として提供することを要請するものとする。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の要請があった場合には、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲は、乙に対して、この協定による協力を要請するときは、要請の理由、内容、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

（供給の方法）

第5条 甲は、甲の所有する大型水槽車、給水タンク、給水ポリ容器等をもって、乙があらかじめ指定した場所から給水を受けるものとする。

（費用）

第6条 乙の協力に係る飲料水及びその供給に要する費用は、無償とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の日から3年間とする。

2 前項の期間満了の3か月前までに甲乙いずれの側からもこの協定改定の意思表示がないときは、更に3年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても、甲乙協議してこの協定を改定し、又は廃止することができる。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

昭和62年12月28日

*協定締結先

愛知金属工業株式会社、王子製紙株式会社、愛知電機株式会社、
CKDコントロールズ株式会社、松下精工株式会社

資料 5-51 緊急連絡管の使用に関する変更協定書

災害等緊急時における住民の飲料水の確保を図るため、愛知県（以下「甲」という。）と春日井市（以下「乙」という。）は、甲の送水管と乙の配水管を連絡する緊急連絡管（以下「連絡管」という。）の使用について、昭和 55 年 2 月 7 日に締結した「緊急連絡管の使用に関する協定書」を次のとおりに変更し、昭和 56 年 1 月 24 日に締結した「緊急連絡管の使用に関する了解事項」を廃止する。

（目的）

第 1 条 この協定は、連絡管により、緊急時における水道用水の援助体制の確立を図ることを目的とする。

（管理区分）

第 2 条 連絡管の管理区分は、別添図面のとおりとし、分界点は、乙の管理とする。

（維持管理）

第 3 条 甲及び乙は、平素より連絡管の維持管理に努めるとともに、連絡弁を平常時においては封印しておくものとする。

（応援要請）

第 4 条 乙は、災害等緊急事態が発生し、連絡管を使用する必要が生じたときは、必要水量、使用期間等を定め、甲に応援の要請をする。

この場合、甲は、自己の能力の範囲内で、乙に対して最大限の協力をするものとする。

（使用範囲）

第 5 条 連絡管が使用できるのは、災害、事故等による水道施設の損壊又は故障のほか、渇水、水質汚染及び赤水等により本来の給水機能が継続できなくなった場合とする。

また、緊急連絡管としての使用は、原則として 7 日間以内とし、これを越えて使用しようとする場合は、乙は、甲に長期使用の要請を行い、甲の承認を得るものとする。

（使用方法）

第 6 条 連絡管の使用にあたっては、甲、乙双方の立会いのもので操作するものとする。

（水量の決定）

第 7 条 乙が使用する水量は、量水器により算定するものとする。

2 水量の測定は、甲の毎月の定例測定日（20 日）又は緊急給水終了時点に行うものとする。

3 連絡管使用に際し必要となる洗管用水は使用水量に含めない。

4 量水器の故障により水量の測定ができない場合は、甲の認定する水量とする。

（経費の負担）

第 8 条 乙の応援に要する甲の経費は、乙が負担するものとし、その額はその都度甲、乙協議して定めるものとする。この場合において、使用水量の対価は、原則として愛知県公営企業の設置等に関する条例（昭和 55 年愛知県条例第 3 号）第 8 条及び愛知県水道給水規定（昭和 55 年愛知県企業庁管理規程第 19 号）の規定を適用するものとする。

(水質管理)

第9条 水道用水の水質については、第2条で定める管理区分に従い、甲、乙それぞれが責任をもって管理するものとする。

(甲の免責事項)

第10条 第2条で定める甲の管理区分内で発生した不測の事態により、乙の管理区分内で発生する施設、水質事故及び給水量等の損害について、甲は一切保障の責を負わないものとする。

(その他)

第11条 この協定に疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項に関しては、別に甲、乙協議して決定するものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成5年3月25日

甲 愛知県
代表者 愛知県公営企業管理者
企業庁長

乙 春日井市
代表者 春日井市長

資料 5-52 緊急連絡管の使用に関する協定書

愛知県（以下「甲」という。）と、春日井市（以下「乙」という。）は甲の送水管と乙の送水管を連絡する緊急連絡管（以下「連絡管」という。）の使用について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 連絡管により、緊急時における水道用水の援助体制の確立を図る。

（管理区分）

第2条 連絡管の管理区分は、別添図面のとおりとし、分界点は、乙の管理とする。

（維持管理）

第3条 甲及び乙は、平素より連絡管の適正な維持管理に努めるとともに、連絡弁を平常時においては封印しておくものとする。

（応援要請）

第4条 乙は、災害等緊急事態が発生し、連絡管を使用する必要があるときは、必要水量、使用期間等の定め、甲に応援の要請をする。

この場合、甲は自己の能力の範囲内で最大限の協力をするものとする。

（使用範囲）

第5条 連絡管が使用できるのは、災害、事故等による水道施設の損壊、故障のほか濁水、水質汚染、赤水により本来の給水機能が継続できなくなった場合とする。

また、緊急連絡管としての使用は7日以内とし、これを超えて使用しようとする場合は、長期使用許可申請書を提出し、甲の承認を得るものとする。

（使用方法）

第6条 連絡管の使用にあたっては、甲、乙双方の立会のもとで操作するものとする。

（水量の決定）

第7条 乙が使用する水量は量水器により算定するものとする。

2 水量の測定は定例測定日（毎月20日）ないし、緊急給水終了時点に行うものとする。

3 連絡管使用に際し必要となる洗管用水は使用水量に含めない。

4 供給点量水器の故障により水量の測定ができない場合は、甲の認定する水量とする。

（経費の負担）

第8条 乙への応援に要する甲の経費は、乙が負担するものとし、その額はその都度甲、乙協議して定めるものとするが、使用水量の対価は、原則として「愛知県公営企業の設置等に関する条例」（昭和55年愛知県条例第3号）第8条及び「愛知県水道給水規程」（昭和55年愛知県企業庁管理規程第19号）を適用するものとする。

（水質管理）

第9条 水道用水の水質については、第2条で定める管理区分に従い乙が責任をもって管理するものとする。

（甲の免責事項）

第10条 第4条の定めにより、緊急時の連絡管使用した給水について、甲は乙に対し自己の能力の範囲内で最大限の協力をするものとするが、第2条で定める甲の管理

区分内で発生した不測事態に伴い乙の管理区分内で生じた施設の故障、水質及び給水量の結果について、甲は一切の責を負わないものとする。

(その他)

第 11 条 この協定に疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項に関しては、別に甲、乙協議して決定するものとする。

この協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえそれぞれ 1 通を保有する。

平成 26 年 2 月 13 日

甲 愛知県
代表者 愛知県公営企業管理者
企業庁長

乙 春日井市
春日井市水道事業
春日井市長

資料 5-53 愛知県内広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づき、愛知県域内(以下「県内」という。)において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町等)

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「協定市町等」という。)相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等(以下「要請市町等」という。)の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等(以下「応援市町等」という。)の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県広域消防相互応援協定」は平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

協定締結先

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、知多中部広域事務組合、豊川市、津島市、豊田市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢中島広域事務組合、新城市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、長久手町、木曽川町、蟹江町、幸田町、田原町、渥美町、衣浦東部広域連合、西春日井広域事務組合、海部東部消防組合、尾三消防組合、海部南部消防組合、海部西部広域事務組合、丹羽広域事務組合、幡豆郡消防組合、知多南部消防組合、あすけ地域消防組合

本文中「第21条」を「第39条」に改める。

消防組織法第 21 条第 2 項の規定に基づき、春日井市（以下「甲」という。）と*協定締結先参照（以下「乙」という。）は、消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

第 1 条 甲及び乙の消防長は、甲又は乙の区域内に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、相手側から応援の要請があった場合は、特別の理由がない限り、その要請に応じて消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を派遣するものとする。

2 甲又は乙の消防機関が、火災報知専用電話等により、甲と乙の区域内に災害等の発生を覚知したときは、前項の応援の要請があったものとみなし、消防隊等を 1 隊派遣するものとする。

第 2 条 この協定に基づき応援のため出動した消防隊等は、応援を受ける側の消防長の指揮下に行動するものとする。

第 3 条 応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

- (1) 消防機械器具（救急車及び救急器具を含む。以下同じ。）の故障の修理費、燃料費、消防隊員又は救急隊員（以下「消防隊員等」という。）の手当等の通常経費は、応援をする側の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊員等の給食等に要する経費については、応援を受ける側の負担とする。
- (2) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊員等の公務災害補償費その他これらに類する経費の負担については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

第 4 条 この協定の運用について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に係る細目的事項については、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

第 5 条 この協定は平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書 2 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各 1 通を保管する。

平成 12 年 5 月 29 日

*協定締結先

名古屋市、瀬戸市、尾張旭市、犬山市、小牧市、西春日井広域事務組合、多治見市

本文中

「第 21 条第 2 項」を「第 39 条第 2 項」に改める。

愛知県（以下「甲」という。）並びに西春日井広域事務組合、小牧市、春日井市、名古屋市（以下「乙」という。）は、愛知県名古屋飛行場（以下「飛行場」という。）及びその周辺における消防活動について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、飛行場及びその周辺における航空機に関する火災等の災害又はその発生の恐れのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲及び乙が緊密な協力のもとに円滑、かつ効果的な消防活動を実施し、被害の防止又は、軽減を図ることを目的とする。

（区域）

第2条 この協定の対象となる区域は、次のとおりとする。

- (1) 第1種区域 飛行場内
- (2) 第2種区域 乙区域の飛行場周辺（飛行場内を除く。）

（緊急事態の通報等）

第3条 緊急事態の通報は、次の区分により行うものとする。

- (1) 第1種区域において緊急事態が発生した場合は、甲は乙に対して速やかに通報する。
 - (2) 第2種区域において緊急事態が発生した場合は、当該緊急事態が発生した場所を区域とする乙（以下「所轄の乙」という。）は甲に対して速やかに通報する。この場合、甲は当該緊急事態が発生した場所を区域としない乙（以下「所轄でない乙」という。）に対して速やかに通報する。
- 2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行うものとする。
- (1) 緊急事態発生の場所及び時刻
 - (2) 航空機の機種及び搭乗人員
 - (3) 消防隊、救急隊及び救助隊の集結場所
 - (4) その他必要な事項
- 3 通報に応じて出動した甲又は乙が現場に到着したときは、速やかにその旨を通報した機関に連絡するものとする。ただし、第1項第2号後段に規定する通報に応じて出動した所轄でない乙は、所轄の乙へ連絡するものとする。
- 4 甲又は乙が単独で緊急事態を処理したときは、速やかにそのてん末を相互に通報するものとする。

（消防活動）

第4条 消防活動は、次の区分により行うものとする。

- (1) 第1種区域において緊急事態が発生した場合は、甲が第一次的にこれに当たり、乙は必要に応じて出動する。
 - (2) 第2種区域において緊急事態が発生した場合は、所轄の乙が第一次的にこれに当たり、所轄でない乙及び甲は必要に応じて出動する。
- 2 第1種区域において緊急事態が発生した場合、甲は非常進入口を開放するとともに、当該進入口において乙を誘導するものとする。

（現場指揮）

第5条 第1種区域における消防活動の指揮は、甲が行うものとする。ただし、乙が

現場に到着した以降の消防活動の指揮は、乙（西春日井広域事務組合）が行うものとする。

2 第2種区域における消防活動の指揮は、所轄の乙が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 消防活動のために要する費用の負担等については、甲乙双方が協議して定めるものとする。

（調査に対する協力）

第7条 甲及び乙が消防活動を実施するに当たっては、当該航空機の状態、現場におけるこん跡、その他火災等の災害の調査に必要な資料の保存に十分留意するものとする。

（施設及び資器材の整備等）

第8条 この協定に基づく消防活動を円滑適正に実施するため、甲及び乙は、消防活動の用に供する施設及び資器材の整備並びに消火薬剤の備蓄について、それぞれ積極的に配慮するものとする。

（消防活動計画の作成）

第9条 甲及び乙は、次の事項について相互に連絡を図り、緊急事態に対する消防活動に関する計画を作成しておくものとする。

- (1) 消防活動の用に供する施設及び資器材の整備計画並びにその推進状況
- (2) 消火薬剤の備蓄状況
- (3) その他必要な事項

2 甲は、飛行場に発着する航空機の機種ごとの機体規模、搭乗定員、燃料の最大積載量、発着回数等消防活動に必要な資料を作成し、定期的に乙に送付するものとする。

（消防訓練）

第10条 甲は、消防活動を効果的に実施するため、消防活動要領を検討するとともに定期的に消防訓練を実施し、乙はこれに協力するものとする。

2 甲及び乙は、毎年1回、総合消防訓練を実施するものとする。

（実施細目）

第11条 この協定の実施について必要な事項は、甲の企画振興部長及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成17年2月17日から施行する。

この協定の証として本書5通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保管する。

平成17年2月9日

資料 5-56 春日井市消防本部と東邦瓦斯株式会社との都市ガス災害対策に関する業務協約

春日井市消防本部管内における都市ガスの漏えいに起因する火災及び爆発等の事故(以下「災害」という。)を未然に防止するとともに、災害が発生した際これを早期に鎮圧し、被害を最小限度に防止するため春日井市消防本部(以下「消防本部」という。)と東邦瓦斯株式会社(以下「東邦ガス」という。)は、次のとおり協約する。

(対象物)

第1条 この協約に基づき消防本部及び東邦ガスが対象とする施設は、次に掲げるものとする。(別表)

- (1) 消防法施行令(昭和36年政令第37号)第21条の2によりガス漏れ火災警報設備の設置を必要とする防火対象物。
- (2) その他必要と認める防火対象物。

(災害の防止活動)

第2条 災害を未然に防止するための実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 消防本部及び東邦ガスは、災害の防止上必要な情報交換又は所要事項を協議するため、連絡会議を開催するものとする。
- (2) 東邦ガスは、前条に掲げる対象物の定期点検を実施する場合、あらかじめ消防本部に実施計画を連絡するとともに、消防本部が実施する火災予防査察に協力するよう努めるものとする。
- (3) 消防本部及び東邦ガスは、災害の防止及び消防活動上必要と認める資料を相互に交換するものとする。
- (4) 消防本部及び東邦ガスは、それぞれの職員及び防火対象物関係者に対して災害の防止及び消防活動上必要な教育訓練を実施するものとする。

(災害防御活動)

第3条 災害を防御するための実施事項は、次のとおりとする。

- (1) 消防本部及び東邦ガスは、災害の発生又は発生のおそれのある事態を覚知したときは、相互に速やかな連絡通報を行うものとする。
- (2) 東邦ガスは、災害発生時における緊急出動体制及び応急活動体制を確立し、あらかじめその計画を消防本部に通知しておくものとする。
- (3) 災害現場におけるガスの遮断は、東邦ガスが実施するものとする。ただし、消防本部が東邦ガスに先行して災害現場へ到着し、大規模な災害の発生が予測される場合等においては、消防本部がガスの遮断措置を実施することができるものとする。
- (4) 消防本部又は東邦ガスが前号の規定に基づいてガスの遮断措置を実施した場合は、相互に速やかに連絡するものとする。
- (5) ガスの遮断措置後における復旧作業は、東邦ガスが実施するものとする。
- (6) 東邦ガスは、消防本部が設置する現場指揮本部と緊密な連携を保つとともに、関係情報の報告、消防活動に関する技術的な協力その他の活動を実施するものとする。

(協議)

第4条 この協約の運用に係る細目的事項については、必要の都度、消防本部消防長

及び東邦ガス供給管理部長の両者が協議して定めるものとする。

(雑則)

第5条 この協約に定めた事項についても関係法令等の改正によって不必要となる部分にあつては、法令改正の時点をもって効力を失う。

第6条 消防本部及び東邦ガス相互間で締結した昭和56年7月15日付け「都市ガス災害対策に関する業務協約」は、本契約の締結日をもって効力を失う。

この協約の成立を証として、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保管する。

平成16年9月1日

資料 5-57 愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

(目的)

第1条 この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項に基づく愛知県による航空機を用いた消防の支援（以下「航空消防の支援」という。）を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(支援要請)

第3条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

2 前項の支援要請は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。

3 前2項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。

(経費)

第4条 この協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第5条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

附 則

この協定書は、令和4年4月1日から適用する。

平成19年8月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和4年4月1日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

令和4年4月1日

愛知県知事

春日井市長

消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 2 項の規定に基づき、名古屋市、豊橋市、一宮市、岡崎市、豊川市、春日井市、津島市、衣浦東部広域連合、豊田市、瀬戸市、稲沢市、小牧市、新城市、東海市、大府市、尾張旭市、岩倉市、西春日井広域事務組合、蟹江町、海部東部消防組合、尾三消防組合、海部南部消防組合及び愛西市（以下「協定市町組合」という。）は、消防の相互応援に関して、次のとおり協定する。

第 1 条 この協定は、協定市町組合の区域内の東名高速道路、中央自動車道、名神高速道路、名古屋第二環状自動車道、東名阪自動車道、東海北陸自動車道、新東名高速道路、伊勢湾岸自動車道（伊勢湾岸道路を含む。）、名古屋高速道路 4 号東海線、名古屋高速道路 6 号清須線、名古屋高速道路 11 号小牧線、名古屋高速道路 16 号一宮線、名古屋瀬戸道路及び東海環状自動車道（以下「高速道路」という。）において災害（消火、救急等の消防業務を必要とする事故をいう。以下同じ。）が発生した際に、協定市町組合相互間の消防力を活用して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

第 2 条 協定市町組合の長は、高速道路における災害の処理のため災害発生地の協定市町組合の長から応援の要請があった場合は、消防隊、救急隊又は災害の処理に必要となる隊（以下「消防隊等」という。）の派遣を行うものとする。

2 高速道路のインターチェンジの所在する協定市町組合の消防機関が、高速道路における災害の発生を覚知した場合は、前項の応援の要請があったものとみなし、協定市町組合の消防長の定める区分により、災害発生地に対し応援のため消防隊等を派遣するものとする。

第 3 条 前条の規定により応援のため出動した消防隊等は、災害発生地の消防長の指揮の下に行動するものとする。ただし、災害発生地の消防隊等が出動しない場合においては、この限りでないものとする。

第 4 条 火災の原因及び損害の調査又は救急事故に係る必要な調査について、災害発生地の消防長は必要がある場合は、第 2 条の規定により出動した消防隊等の属する協定市町組合の消防機関に災害の状況について通報を求めることができる。

第 5 条 第 2 条の規定により応援のため出動した消防隊等に要した経費の分担は、次の区分によるものとする。

- (1) 応援した消防隊等の使用した燃料、消火用資材、救急用材料等の通常経費は、当該消防隊等の属する協定市町組合の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊等の隊員の給食等に要する経費については、災害発生地の協定市町組合の負担とする。
- (2) 応援した消防隊等の隊員の給与及び公務災害補償に要する費用は、当該隊員の所属する協定市町組合の負担とする。
- (3) 消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊等の隊員に対する賞じゅつ金（救慰金を含む。）その他諸経費の負担については、その都度関係協定市町組合の長が協議して定めるものとする。

第 6 条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町組合の消防長が協議して定めるものとする。

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市町組合が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成30年7月31日から効力を生ずる。
- 2 平成28年3月10日締結の「愛知県下高速道路における消防相互応援協定」は、平成30年7月31日付けをもって廃止する。

この協定の成立を証するため、本協定書23通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保管する。

平成30年7月31日

資料 5-59 大規模災害時における消防活動の協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と※協定締結先参照（以下「乙」という。）は、大規模災害時における甲の消防活動に対する乙の協力に関して、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲が乙の協力を得て、乙が保有する人員、車両、資機材等を活用して行う消防活動について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲の消防長は、消火活動を実施する上で十分な消防用水を確保するために、必要に応じて、乙に対して協力を要請するものとする。

2 乙への協力の要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 協力を必要とする車両及び人数
- (2) 協力を必要とする水量
- (3) 協力を必要とする日時及び供給場所
- (4) その他参考となる事項

（協力の実施）

第3条 乙は、甲の消防長からの要請を受けたときは、業務に支障のない限りこれに協力するものとする。

2 乙は、協力の要請に応ずることができない場合は、その旨速やかに甲の消防長へ通報するものとする。

3 協力を実施する乙は、甲の消防長の指示に従い活動するものとする。

（報告）

第4条 乙は、活動終了後、速やかに次に掲げる事項を甲の消防長へ報告するものとする。

- (1) 協力に従事した車両数及び人員
- (2) 協力に使用した水量
- (3) 協力に従事した日時及び供給場所
- (4) 協力に従事した者の死傷事案等の有無及び状況
- (5) その他必要な事項

（緊急連絡先）

第5条 甲及び乙の緊急連絡先は、別に定める。

（経費等）

第6条 乙の活動に要した経費については、別に定める料金表に基づき、原則として甲が負担するものとする。

2 甲の消防活動に協力した者の死傷者又は車両、資機材等の破損に伴う補償については、法令に特別な定めがある場合を除き、乙の加入する保険を適用する。

（情報交換）

第7条 甲及び乙は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種の情報を相互に交換するものとする。

2 大規模災害時の協力を円滑に実施するため、甲及び乙が協議して訓練を実施する

ものとする。

(協議)

第8条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲の消防長及び乙と協議に上、解決するものとする。

(適用期間)

第9条 この協定の有効期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日とする。
ただし、期間満了の1月前までに、甲及び乙のいずれかより別段の意思表示の無い場合は、さらに1年継続し、以後これにならうものとする。

(その他)

第10条 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年4月1日

※協定締結先

株式会社八洲、株式会社明知組、内津生コンクリート株式会社、
富山西部生コン株式会社名古屋生コン

資料 5-60 災害時における燃料調達に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と株式会社マジオネット春日井（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な燃料の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う燃料の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において燃料を必要とするときは、乙に対して燃料の調達について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。

2 調達の対象となる車両等は、甲において消火、救急、救助活動等に従事する消防自動車、救急自動車等とする。

（燃料調達の所在地）

第4条 次に掲げる自家給油取扱所を燃料調達の場所とする。

春日井市明知町 230 番地 1

マジオドライバーズスクール春日井校

（燃料の種類）

第5条 甲が乙に調達を要請する燃料は、危険物第4類第1石油類ガソリン及び第2石油類軽油とする。

（要請の方法）

第6条 第2条の要請は、原則として災害時燃料供給要請書（別紙）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、その後、速やかに災害時燃料供給要請書を提出するものとする。

2 要請に当たっては、甲は、協力の要請期間及びその他必要な事項を連絡するものとする。

3 前項の協力を要請する期間は、災害の状況により甲が必要と認めるときは、乙と協議の上、延長することができる。

（燃料の価格）

第7条 甲が乙に支払う燃料の価格は、乙が直近に契約した燃料価格とする。

（経費の請求）

第8条 提供した燃料経費は、乙の作成した請求書により請求するものとする。

（経費の支払）

第9条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、遅滞なく支払いを行うものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙が協議の上決定する。

（その他）

第11条 この協定書は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

(雑則)

第12条 本協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成27年12月8日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市明知町230番地1
株式会社マジオネット春日井
代表取締役

資料 5-61 災害医療救護に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と社団法人春日井市医師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て行う医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、医療救護を行う必要が生じたときは、乙に対し、医師、看護婦等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、医療救護班を速やかに派遣するものとする。

3 医療救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

4 医療救護班の輸送は、原則として乙が行う。

（医療救護）

第3条 乙は、災害の事態が急迫し、甲による医療救護の実施要請を待つことができない場合は、医療救護を開始することができるものとし、その状況を直ちに甲に報告した上、その後の処理に関して指示を受けるものとする。

2 医療救護は、医療救護班により行うことを原則とする。ただし、急迫した事情の乙は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるように取り計らうものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次に掲げるものとする。

(1) 傷病者に対する診断と応急処置

(2) 傷病者の後方医療機関（※）への転送の要否と転送順位の決定

※ 地域防災計画第2編第1章第6節応急医療体制の整備に記載する市内の後方医療支援病院及び市外の医療施設等をいう。

(3) 助産

(4) 死亡の確認と検案

(5) 死体の処置

（医薬品等の供給）

第5条 医療救護に必要な医薬品、医療材料、診断器具その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとし、緊急の場合は、乙又はその会員の所有のものを使用するものとする。

（報告）

第6条 医療救護を実施した場合において、医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、業務の実績を乙に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、この協定による医療救護に乙が要した次に掲げる費用を弁償するもの

とする。

- (1) 医療救護班の派遣に要した人件費及び諸経費
- (2) 医療救護班が調達した医薬品等の費用
- (3) 医療救護班の私用備品又は臨時救護所の設備若しくは備品が損傷を受けた場合には、それらの原状回復に要する費用
(扶助金)

第8条 甲は、医療救護班の構成員が医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給するものとする。

(医療紛争)

第9条 医療救護班の構成員が医療救護により傷病者との間に紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって紛争の解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成11年3月23日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(補則)

第12条 この協定の実施について必要な事項は、別に定める。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成11年3月23日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市柏原町5丁目376番地
社団法人 春日井市医師会
会長

災害医療救護実施細目

この実施細目は、平成11年3月23日付けで春日井市（以下「甲」という。）と社団法人春日井市医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害医療救護に関する協定書第12条の規定に基づき、必要な事項を定める。

- 1 甲の要請により医療救護班を派遣するときは、乙は、社団法人春日井市医師会事務局に春日井市医師会災害対策本部を設置し、社団法人春日井市医師会長を本部長に充てる。
- 2 乙は、甲の要請に応じて直ちに医療救護班が派遣できるよう必要な体制を整備する。
- 3 医療救護班は、原則として1班当たり医師2人又は3人、看護婦2人又は3人、事務職員1人又は2人で構成するものとする。ただし、人員が確保できない場合は、この限りではない。
- 4 乙は、甲の要請等により医療救護班を派遣したときは、速やかに医療救護班員の氏名、生年月日、住所及び職種を医療救護班派遣報告書（第1号様式）により甲に報告する。
- 5 甲の派遣要請は、災害対策基本法（昭和22年法律第118号）第65条に定める従事命令又はこれに準ずる方法によるものとする。
- 6 甲は、医療救護班の派遣要請に際し、次の事項を乙へ伝達し、速やかにその内容を医療救護派遣要請書（第2号様式）により通知する。
 - (1) 災害発生の日時及び場所
 - (2) 災害の原因及び状況
 - (3) 派遣を要する医療救護班の数
 - (4) 派遣の期間
 - (5) 派遣の方法又は手段
 - (6) その他必要な事項
- 7 医療救護班は、原則として防災拠点9箇所、避難所38箇所のうち必要と認められる場所において業務を行う。ただし、災害の規模その他の事情により甲が必要があると認めるときは、この限りではない。
- 8 医療救護班は、被災者の健康保持等のため甲から要請を受けた場合は、巡回診療を行うものとする。
- 9 医療救護班長は、医療機関に収容し、医療又は助産を行う必要があると認めるときは、傷病者に入院指示書（第3号様式）を交付する。

- 10 医療救護班長は、医療救護班診療記録簿（第4号様式）及び医療救護班の医薬品・診療資器材使用書（第5号様式）を整備するとともに、その活動状況を医療救護班日報（第6号様式）に記載し、春日井市医師会災害対策本部長を経て甲へ報告するものとする。
- 11 業務災害が発生した場合は、乙は、業務災害報告書（第7号様式）によりその旨を甲に報告する。
- 12 医療救護班が使用した所有の医薬品、診療資器材の費用、医療救護時に被った物的損害又は医療救護班員の費用弁償等については、乙が各医療救護班ごとに取りまとめ、費用弁償等請求書（第8号様式）に算出明細書を添えて甲に請求する。
- 13 医療救護班を派遣したときの人件費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲乙協議して定める額とする。
- 14 医療救護班が調達した医薬品等を使用した場合においては、その使用した医薬品等の費用は、実費とする。
- 15 救護所及び後方医療機関において行った医療救護に伴い、当該救護所及び後方医療機関の施設又は設備を損傷したときの当該施設又は設備の原状回復に要する費用は、実費とする。
- 16 医療救護班長の発行した入院指示書による入院医療及び臨時救護所として行った医療の費用については、医療機関が医療費請求書（第9号様式）により、甲に請求するものとする。
- 17 扶助金については、支給を受けようとする者が、扶助金支給申請書（第10号様式）により、甲に請求する。
- 18 第12項、第16項及び前項により費用等の請求を受けた場合は、甲は、内容を審査し、適当と認めたときは速やかに支払うものとする。

春日井市（以下「甲」という。）と社団法人春日井市歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の歯科医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て行う歯科医療救護活動を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣）

第2条 甲は、歯科医療救護を行う必要が生じたときは、乙に対し、歯科医師、歯科衛生士等で編成する歯科医療救護班（以下「歯科医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の要請を受けたときは、歯科医療救護班を速やかに派遣するものとする。

3 歯科医療救護班に係る指揮命令及び救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行う。

4 歯科医療救護班の輸送は、原則として乙が行う。

（歯科医療救護）

第3条 乙は、災害の事態が急迫し、甲による歯科医療救護の実施要請を待つことができない場合は、歯科医療救護を開始することができるものとし、その状況を直ちに甲に報告した上、その後の処理に関して指示を受けるものとする。

2 歯科医療救護は、歯科医療救護班により行うことを原則とする。ただし、急迫した事情のある場合、医療機関に収容して歯科医療救護を行う必要のある場合等においては、乙は、その会員の医療施設の利用について協力が得られるように取り計らうものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 歯科医療救護班の業務は、次に掲げるものとする。

(1) 傷病者に対する診断と応急処置

(2) 傷病者の後方医療機関（※）への転送の可否と転送順位の決定

※ 地域防災計画第2編第1章第6節応急医療体制の整備に記載する市内の後方医療支援病院及び市外の医療施設等をいう。

(3) 遺体の検案

（医薬品等の供給）

第5条 歯科医療救護に必要な医薬品、医療材料、診断器具その他医療関係物品（以下「医薬品等」という。）は、原則として甲が調達するものとし、緊急の場合は、乙又はその会員の所有のものを使用するものとする。

（報告）

第6条 歯科医療救護を実施した場合において、歯科医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、業務の実績を乙に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、この協定による歯科医療救護に乙が要した次に掲げる費用を弁償するものとする。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に要した人件費及び諸経費
- (2) 歯科医療救護班が調達した医薬品等の費用
- (3) 歯科医療救護班の私用備品又は臨時救護所の設備若しくは備品が損傷を受けた場合には、それらの原状回復に要する費用
(扶助金)

第8条 甲は、歯科医療救護班の構成員が歯科医療救護において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例により扶助金を支給するものとする。

(医療紛争)

第9条 歯科医療救護班の構成員が歯科医療救護により傷病者との間に紛争が生じたときは、乙は、直ちに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議の上、誠意をもって紛争の解決のため適当な措置を講ずるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成11年3月15日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の前日1か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(補則)

第12条 この協定の実施について必要な事項は、別に定める。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成11年3月15日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市柏原町5丁目376番地
社団法人 春日井市歯科医師会
会 長

災害歯科医療救護実施細目

この実施細目は、平成11年3月15日付けで春日井市（以下「甲」という。）と社団法人春日井市歯科医師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害歯科医療救護に関する協定書第12条の規定に基づき、必要な事項を定める。

- 1 甲の要請により歯科医療救護班を派遣するときは、乙は、社団法人春日井市歯科医師会事務局に春日井市歯科医師会災害対策本部を設置し、社団法人春日井市歯科医師会長を本部長に充てる。
- 2 乙は、甲の要請に応じて直ちに歯科医療救護班が派遣できるよう必要な体制を整備する。
- 3 歯科医療救護班は、1班当たり歯科医師2人又は3人、歯科衛生士2人又は3人、事務職員1人又は2人で構成するものとし、歯科医師1人を班長とする。
- 4 乙は、甲の要請等により歯科医療救護班を派遣したときは、速やかに歯科医療救護班員の氏名、生年月日、住所及び職種を歯科医療救護班派遣報告書（第1号様式）により甲に報告する。
- 5 甲の派遣要請は、災害対策基本法（昭和22年法律第118号）第65条に定める従事命令又はこれに準ずる方法によるものとする。
- 6 甲は、歯科医療救護班の派遣要請に際し、次の事項を乙へ伝達し、速やかにその内容を歯科医療救護派遣要請書（第2号様式）により通知する。
 - (1) 災害発生の日時及び場所
 - (2) 災害の原因及び状況
 - (3) 派遣を要する歯科医療救護班の数
 - (4) 派遣の期間
 - (5) 派遣の方法又は手段
 - (6) その他必要な事項
- 7 歯科医療救護班は、防災拠点及び避難所に設けられた救護所において業務を行うことを原則とする。ただし、災害の規模その他の事情により甲が必要があると認めるときは、医療機関を臨時救護所に指定することができる。
- 8 歯科医療救護班は、被災者の健康保持等のため甲から要請を受けた場合は、巡回診療を行うものとする。
- 9 歯科医療救護班長は、医療機関に収容し歯科医療を行う必要があると認めるときは、傷病者に入院指示書（第3号様式）を交付する。

- 10 歯科医療救護班長は、歯科医療救護班診療記録簿（第4号様式）及び歯科医療救護班の医薬品、診療資器材使用簿（第5号様式）を整備するとともに、その活動状況を歯科医療救護班日報（第6号様式）に記載し、春日井市歯科医師会災害対策本部長を経て甲へ報告するものとする。
- 11 業務災害が発生した場合は、乙は、業務災害報告書（第7号様式）により甲にその旨を報告する。
- 12 歯科医療救護班が使用した所有の医薬品、診療資器材の費用、歯科医療救護時に被った物的損害又は歯科医療救護班員の費用弁償等については、乙が各歯科医療救護班ごとに取りまとめ、費用弁償等請求書（第8号様式）に算出明細書を添えて甲に請求する。
- 13 歯科医療救護班を派遣したときの人件費は、災害救助法(昭和22年法律第118号)の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲乙協議して定める額とする。
- 14 歯科医療救護班が調達した医薬品等を使用した場合においては、その使用した医薬品等の費用は、実費とする。
- 15 救護所及び後方医療機関において行った歯科医療救護に伴い、当該救護所及び後方医療機関の施設又は設備を損傷したときの当該施設又は設備の原状回復に要する費用は、実費とする。
- 16 歯科医療救護班長の発行した入院指示書による入院医療及び臨時救護所として行った医療の費用については、医療機関が医療費請求書（第9号様式）により、甲に請求するものとする。
- 17 扶助金については、支給を受けようとする者が、扶助金支給申請書（第10号様式）により、甲に請求する。
- 18 第12項、第16項及び第17項により費用等の請求を受けた場合は、甲は、内容を審査し、適当と認めたときは速やかに支払うものとする。

資料 5-63 災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と春日井市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の医薬品及び医療用品（以下「物資」という。）の供給並びに薬剤師の派遣協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達及び薬剤師の派遣を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の供給について協力を要請することができる。

2 甲は、災害時において医療救護及び医薬品等供給拠点等（※）における医薬品等の仕分け（以下「物資の管理」という。）のため、薬剤師の派遣を必要とするときは、乙に対して乙に属する会員（以下「会員」という。）の派遣について協力を要請することができる。

※ 春日井市地域防災計画第2編第1章第1節防災体制の整備に記載する医薬品等供給拠点（春日井市健康管理センター及び春日井市保健センター）等をいう。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、その要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（要請手続）

第4条 甲は、物資については出荷要請書（第1号様式）により、又薬剤師の派遣については薬剤師派遣要請書（第2号様式）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書又は薬剤師派遣要請書を提出するものとする。

（運搬及び輸送）

第5条 物資の運搬及び薬剤師の輸送は、乙又は乙の指定する者が行う。なお、必要に応じて乙は、甲に対して運搬及び輸送の協力を求めることができるものとする。

（支払）

第6条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び運搬後、乙の提出する出荷確認書（第3号様式）等に基づき、甲乙協議の上、災害発生直前時における適正価格をもって決定するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲は、この協定による薬剤師の派遣に乙が要した人件費及び諸経費を弁償するものとする。

（扶助金）

第8条 甲は、薬剤師が物資の管理により負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例に

より扶助金を支給するものとする。

(報告)

第9条 乙は、甲の要請により薬剤師を派遣したときは、速やかに薬剤師派遣報告書(第4号様式)により甲に報告するものとする。

2 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して在庫品目、数量について資料の提出を要請することができる。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期限は、平成11年3月26日から3年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(補則)

第12条 この協定の実施について必要な事項は、別に定める。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成11年3月26日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市柏原町5丁目376番地
春日井市薬剤師会
会 長

災害時医薬品及び医療用品供給並びに薬剤師派遣実施細目

この実施細目は、平成 11 年 3 月 26 日付けで春日井市（以下「甲」という。）と春日井市薬剤師会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書第 12 条の規定に基づき、必要な事項を定める。

- 1 甲の要請により物資供給及び薬剤師派遣業務を実施するときは、乙は、春日井市薬剤師会事務局に春日井市薬剤師会災害対策本部を設置し、春日井市薬剤師会長を本部長に充てる。
- 2 乙は、甲の要請に応じて直ちに物資供給及び薬剤師の派遣が実施できるよう必要な体制づくりに努める。
- 3 甲が乙に協力を要請する業務は、物資の供給、物資運搬、薬剤師の派遣、及び派遣薬剤師輸送の協力等（以下「業務」という。）とする。
- 4 甲は、状況により、春日井市災害対策本部の保健医療部長、同副部長、及び同班長又は春日井市災害支援本部長から、乙又は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、協力要請を行うことができるものとする。
- 5 乙は、この協定に基づく協力要請があったときは、会員をして当該業務を実施させるものとする。
- 6 乙は、業務災害が発生した場合は、業務災害報告書（第 1 号様式）により、甲に報告する。
- 7 薬剤師を派遣したときの人件費は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の規定に基づく実費弁償の程度を基準として、甲乙協議して定める額とする。
- 8 薬剤師派遣の費用弁償については、乙が費用弁償等請求書（第 2 号様式）に算出明細書を添えて甲に請求する。
- 9 扶助金については、支給を受けようとする者が、扶助金支給申請書（第 3 号様式）により、甲に請求する。
- 10 第 8 項及び第 9 項により費用等の請求を受けた場合は、甲は、内容を審査し、適当と認めたときは速やかに支払うものとする。

資料5-64 春日井市と一般社団法人春日井市薬剤師会との災害時医療用医薬品の備蓄体制整備における相互協力に関する覚書

春日井市（以下「甲」という。）と一般社団法人春日井市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時医療用医薬品（以下「医薬品」という。）の備蓄体制整備における相互協力について、次のとおり覚書を締結する。

なお、この覚書は、平成11年3月26日付けで甲と乙が締結した災害時における医薬品及び医療用品の供給並びに薬剤師の派遣協力に関する協定書で定める協力体制を強化するものとして位置付けるものとする。

（目的）

第1条 甲及び乙は、春日井市地域防災計画（地震災害対策計画）で定める災害及びこれに準じる災害の発生に備え、甲が乙の協力を得て行う医薬品の備蓄体制整備を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（相互協力の内容）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について相互協力及び支援するものとする。

- (1) 甲は、災害時応急対策期（発災後概ね10日間）において必要とされる医薬品の種類及び数量について、乙と協議の上決定する。
- (2) 乙は、前号で決定した医薬品の種類及び数量を確保するため、乙の会員薬局（以下「各薬局」という。）の協力を得て、各薬局で当該種類及び数量を常に確保し、災害時の使用に特化した医薬品として備蓄する。
- (3) 甲は、前号で定める備蓄体制整備について、乙に対して第4条で定める支援を行う。

（相互協力の期間）

第3条 相互協力の期間は、平成27年8月7日から平成28年3月31日までとする。ただし、この覚書の期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この覚書を更新するものとし、以後同様とする。

（備蓄体制整備への支援）

第4条 甲は、第2条第3号の規定に基づき、平成27年8月7日から平成28年3月31日の期間相当分として、乙に対して負担金を支払うものとする。

- 2 前項の規定による負担金の額については、甲乙協議の上決定し、別に定めるものとする。
- 3 前条の規定により、相互協力の期間が1年間更新された場合は、更新1年間相当分の備蓄体制整備に対する負担金の額について、その都度、甲乙協議の上決定し、別に定めるものとする。

（相互協力体制の確認）

第5条 甲及び乙は、相互協力体制の確認を行うため、次の各号に掲げる資料を共有及び保管するものとする。

- (1) 各薬局一覧表
- (2) 医薬品の種類及び数量一覧表

(3) その他、甲乙協議の上決定した資料

2 第3条の規定によりこの覚書の期間が更新された場合は、更新年の6月30日までに相互協力体制の再確認を行うものとし、その都度、前項各号で定める資料の差し替えを行い、甲乙ともに共有及び保管するものとする。

(雑則)

第6条 この覚書に基づく医薬品の備蓄体制整備について疑義が生じた事項又はこの覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年8月7日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市鷹来町1丁目1番地1
一般社団法人春日井市薬剤師会
会長

資料 5-65 災害時における支援協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）とナフコチェーン株式会社不二屋（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画に定める災害が発生し、または、発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、一時避難に係る支援協力について、必要な事項を定めるものとする。

（支援要請内容）

第2条 甲は、災害時に避難が必要となり甲の指定する避難所への移動が困難な場合、乙に対して口頭により、応急的な一時避難所を提供するよう要請することができるものとする。

2 前項の避難の対象者は、下津保育園の児童及び職員とする。

（協力内容等）

第3条 乙は、甲の要請があった場合は、可能な限りにおいて下津店建物二階の倉庫を一時避難所として提供するものとする。

2 乙は、前条第2項の避難対象者に対し、トイレ等可能な範囲で使用させるものとする。ただし、乙の支援は、原則として避難所の提供とし、食料等物品の提供義務を負わないものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1か月前までに甲、乙いずれからも協定解除、または、変更の申出がないときは、さらに期間満了の翌日から1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項、または、この協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年9月1日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市柏原町5丁目376番地
ナフコチェーン株式会社不二屋
代表取締役社長

資料 5-66 災害時における支援協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と関田区連合町内会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画に定める災害が発生し、または、発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、一時避難に係る支援協力について、必要な事項を定めるものとする。

（支援要請内容）

第2条 甲は、災害時に避難が必要となり甲の指定する避難所への移動が困難な場合、乙に対して口頭により、応急的な一時避難所を提供するよう要請することができるものとする。

2 前項の避難の対象者は、貴船保育園の児童及び職員とする。

（協力内容等）

第3条 乙は、甲の要請があった場合は、可能な限りにおいて関田公民館の2階施設を一時避難所として提供するものとする。

2 乙は、前条第2項の避難対象者に対し、トイレ等可能な範囲で使用させるものとする。ただし、乙の支援は、原則として避難所の提供とし、食料等物品の提供義務を負わないものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1か月前までに甲、乙いずれからも協定解除、または、変更の申出がないときは、さらに期間満了の翌日から1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項、または、この協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年9月1日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市篠木町1丁目100番地
関田区連合町内会
区長

資料5-67 災害時における支援協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と日本中部工業資材株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画に定める災害が発生し、または、発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、一時避難に係る支援協力について、必要な事項を定めるものとする。

（支援要請内容）

第2条 甲は、災害時に避難が必要となり甲の指定する避難所への移動が困難な場合、乙に対して口頭により、応急的な一時避難所を提供するよう要請することができるものとする。

2 前項の避難の対象者は、追進保育園の児童及び職員とする。

（協力内容等）

第3条 乙は、甲の要請があった場合は、可能な限りにおいて建物2階和室等を一時避難所として提供するものとする。

2 乙は、前条第2項の避難対象者に対し、トイレ等可能な範囲で使用させるものとする。ただし、乙の支援は、原則として避難所の提供とし、食料等物品の提供義務を負わないものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から1か月前までに甲、乙いずれからも協定解除、または、変更の申出がないときは、さらに期間満了の翌日から1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項、または、この協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年9月1日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市勝川町西1丁目18番地
日本中部工業資材株式会社
取締役社長

下津保育園（以下「甲」という。）と社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会特別養護老人ホーム第2春緑苑（以下「乙」という。）は、災害時における要避難児童の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大雨、洪水、浸水等の大規模災害等で児童に危害が生じる災害が発生した場合において、甲の要請に基づく児童の受入れに際し、乙の施設の使用を円滑に進めるため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において下津保育園での避難では児童に危険が及ぶことが想定される場合、乙の社会福祉施設での受入れについて、協力を要請することができる。

（施設）

第3条 使用する施設は、次に掲げる施設とする。

（1）特別養護老人ホーム第2春緑苑

（協力）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の申請を受けたときは、できる限り協力するものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、社会福祉施設等使用要請書（第1号様式）、により、乙に対して要請手続きを行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに社会福祉施設等使用要請書を提出するものとする。

（要避難児童の移送）

第6条 乙は甲の依頼により避難が必要な児童の自施設への移送について可能なかぎり協力するものとする。

（物資の支給及び介護者の確保）

第7条 甲は、要避難児童に係る日常生活用品、食料及び医療材料等の必要な物資の支給に努めるものとする。

2 甲は、乙は要避難児童を適切に擁護できるよう保育士及びボランティア等の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第8条 甲は、乙に対して、要避難児童等が利用期間内に要した経費について負担するものとする。

2 甲が支払うべき経費は、甲乙協議の上、適正費用をもって決定するものとする。

（報告）

第9条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲に対して受入れ可能人員、対応職員数、必要物資等について必要な報告を行うものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項またはこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成30年7月26日から1年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日前1ヶ月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(雑則)

第12条 この協定書に定めるもののほか。この協定の実施について必要な事項は、別に定める。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1名を保有する。

平成30年7月26日

甲 所在地

名称 下津保育園

代表者 園長

乙 所在地

名称 社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会
特別養護老人ホーム第2春緑苑

代表者 施設長

資料 5-69 災害時における処方箋医薬品の取扱いに関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と一般社団法人春日井市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の処方箋医薬品の販売について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合において、春日井市民病院（以下「市民病院」という。）に通院中の患者が被災又は避難した場合に、甲が乙の協力を得て行う処方箋医薬品の供給を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（処方箋医薬品の販売）

第2条 乙に属する会員（以下「会員」という。）は、春日井市内で災害が発生した場合において、市民病院に通院中の患者が市民病院を受診することが困難なとき又は市民病院の医師が処方箋を交付することが困難なときは、当該患者に対し、処方箋に基づくことなく、必要最低限の処方箋医薬品を販売するものとする。

2 会員は、前項の販売に際し、当該患者のお薬手帳、薬剤情報等により慢性疾患に係る常用薬を確認できる場合に限り行うものとし、処方内容について市民病院の医師への確認は不要とする。

（販売後の手続き）

第3条 前条の販売を行った会員は、災害の発生後1か月を目処に、当該患者に係る調剤録を作成して、その写しを市民病院に送付するものとする。

2 市民病院は、前項の調剤録の写しの送付があったときは、当該診療録に基づき院外処方箋を発行し、当該会員に送付するものとする。

（費用負担）

第4条 第2条の販売については、法令に基づく保険診療とする。ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けた場合は、同法の定めるところによるものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、令和5年2月1日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

（補則）

第7条 この協定に基づく処方箋医薬品の販売は、平成26年3月18日付け薬食発0318第4号厚生労働省医薬食品局長通知「薬局医薬品の取扱いについて」に基づくものとする。

2 この協定に基づく処方箋医薬品の販売は、令和4年3月31日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡「調剤報酬点数表における「連携強化加算」の施設基準等の取扱いについて」における甲及び乙の連携強化の取組みとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年2月1日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市鷹来町1丁目1番地1
春日井市総合保健医療センター4F
一般社団法人春日井市薬剤師会
会長

資料 5-70 災害時の柔道整復師救護活動に関する協定

春日井市（以下「甲」という。）と公益社団法人愛知県柔道整復師会（以下「乙」という。）は、災害時の柔道整復師救護活動に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に基づき乙が行う救護活動に関して必要な事項を定めるものとする。
（柔道整復救護班の派遣）

第2条 甲は、災害時に救護活動を実施する必要があると認める場合には、乙に柔道整復救護班の派遣を要請するものとし、乙はこの要請を受けたときは、速やかに柔道整復救護班を編成し、甲が指定する救護所、指定避難所等（以下、「救護所等」という。）に派遣するものとする。

2 前項の規定による派遣の要請は、柔道整復救護班派遣要請書（第1号様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに柔道整復救護班派遣要請書を提出するものとする。

（救護活動）

第3条 柔道整復救護班は、救護所等において、医療救護班の医師の監督のもと、柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定された柔道整復業務を行うものとする。
（衛生材料等の供給）

第4条 救護活動に必要な衛生材料等は、原則として甲が調達するものとする。ただし、緊急の場合には、乙の所有又は所持するものを使用するものとする。

（施術費）

第5条 救護所等における救護活動は、原則として無償で行うものとする。

（報告）

第6条 柔道整復救護班の班長は、柔道整復救護班日報（第2号様式）により必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙又は柔道整復救護班の班長は、柔道整復救護班員に業務災害及び物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

（費用弁償）

第7条 甲の要請に基づき、乙の派遣した柔道整復救護班が救護活動を実施した場合に要する次に掲げる費用は、甲が負担するものとする。

(1) 乙が供給した衛生材料等の実費

(2) 前号に定めるもののほか、この協定の実施のために要した経費のうち、甲が必要と認めたもの

（扶助金）

第8条 甲は、柔道整復救護班員が災害支援において負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき支給される扶助金の例を参考として、扶助金相当額を乙に支給するものとする。

（疑義の解決）

第9条 この協定に定めのない事項又は協定に関して疑義が生じた場合には、法令の

定めるところによるほか、その都度甲乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年11月8日

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

甲 春日井市

春日井市長

乙 愛知県名古屋市中区金山5丁目13番地22号

公益社団法人愛知県柔道整復師会

会長

救護福祉部要配慮者班関係

資料5-71 災害時における要援護者等の受入れに関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と協定先一覧参照（以下「乙」という。）は、大規模な災害時における要援護者等の受入れについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生した場合において、甲の要請に基づき要援護者等の受入れについて、乙の社会福祉施設等の使用を円滑に進めるため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において在宅及び避難所での生活が困難な要援護者等が発生した場合、乙の社会福祉施設等での受入れについて、協力を要請することができる。

（施設）

第3条 使用する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 協定先一覧参照

（協力）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、できる限り協力するものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、社会福祉施設等使用要請書（第1号様式）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに社会福祉施設等使用要請書を提出するものとする。

（要援護者等の移送）

第6条 乙は、甲の依頼により避難が必要な要援護者等の自施設への移送について協力するものとする。

（物資の支給及び介護者の確保）

第7条 甲は、要援護者等に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の支給に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者等を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護者の確保に努めるものとする。

（経費の負担）

第8条 甲は、乙に対して要援護者等が利用期間内に要した経費について負担するものとする。

2 甲が支払うべき経費は、甲乙協議の上、適正費用をもって決定するものとする。

（報告）

第9条 乙は、この協定の円滑な実施を図るため、甲に対して受入れ可能人員、介護者数、必要物資等について必要な報告を行うものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定先一覧参照から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1ヶ月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(雑則)

第12条 この協定の実施について必要な事項は、別に定める。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

協定締結日 協定先一覧参照

甲 所在地 春日井市鳥居松町5丁目44番地
名 称 春日井市
代表者 春日井市長

*乙 所在地
名 称 住所・名称・代表者名
代表者

要配慮者受入施設 協定先一覧表

令和3年4月1日現在

区分	法人名等	施設名称		協定締結日	所在地	電話番号
老人福祉施設	社会福祉法人 恩賜財団愛知県 同胞援護会	特別養護 老人ホーム	春緑苑	平成17年 4月1日	廻間町703-1	88-5585
			第2春緑苑	平成20年 9月1日	下津町500	56-9171
		ケアハウス	春緑苑	平成17年 4月1日	廻間町703-1	88-7967
	社会福祉法人 サン・ビジョン	特別養護 老人ホーム	グレイスフル 春日井	平成17年 4月1日	桃山町字北山 5079-1	89-2301
		ケアハウス	グレイスフル 春日井	平成17年 4月1日	桃山町字北山 5079-1	89-2321
		老人保健 施設	グレイスフル 春日井	平成17年 4月1日	桃山町字北山 5079-16	89-2571
		特別養護 老人ホーム	第2グレイスフ ル春日井	平成17年 4月1日	牛山町3195-1	32-1231
		地域密着型 特別養護 老人ホーム	グレイスフル 浅山	平成20年 9月1日	浅山町1-1-8	85-3611
	社会福祉法人 春生会	特別養護 老人ホーム	あさひが丘	平成17年 4月1日	神屋町1306-1	93-1310
		ケアハウス	あさひが丘	平成17年 4月1日	神屋町1310	88-6688
		特別養護 老人ホーム	しょうな あさひが丘	平成24年 7月12日	庄名町918-1	29-9922
		養護 老人ホーム	しょうな あさひが丘	平成24年 7月12日	庄名町918-1	29-9922
	社会福祉法人 樹の里	特別養護 老人ホーム	春日井樹の里	平成20年 9月1日	四ツ家町字四 ツ家221-1	33-3222
地域密着型 特別養護老 人ホーム		ルフレ樹の里	令和2年 12月1日	四ツ家町字二 ツ杵113-1	29-7050	
医療法人同仁会	老人保健 施設	パーム春日井	平成17年 4月1日	鳥居松町2-308	84-1003	

区分	法人名等	施設名称		協定締結日	所在地	電話番号
老人福祉施設	医療法人並木会	老人保健施設	メディコ春日井	平成17年 4月1日	坂下町 5-1221-1	88-6000
	医療法人晴和会	老人保健施設	忘れな草	平成17年 4月1日	細野町字大久 手3246-368	95-5005
	医療法人医誠会	老人保健施設	エスペラル東春	令和2年 12月1日	西高山町 3-6-12	33-9971
	社会福祉法人 成祥福祉会	地域密着型 特別養護 老人ホーム	あいあいの郷	平成24年 8月27日	松本町17-1	29-6251
	社会福祉法人 北陽福祉会	地域密着型 特別養護 老人ホーム	ほのぼの ホーム篠木	平成24年 7月12日	篠木町 7-43-2	29-9231
		地域密着型 特別養護 老人ホーム	ほのぼの ホーム西尾	令和2年 12月1日	西尾町字前新 田336-1	88-8305
	社会福祉法人 かなえ福祉会	地域密着型 特別養護 老人ホーム	すないの家 春日井	平成24年 7月3日	西山町5-5-1	56-1500
	社会福祉法人 陽和福祉会	地域密着型 特別養護 老人ホーム	どんぐりの森	令和2年 12月1日	高森台5-6-1	91-5656
社会福祉法人 ちづる会	地域密着型 特別養護 老人ホーム	ゆたかの郷	令和2年 12月1日	鳥居松町4-236	56-7411	
障害者福祉施設	愛知県	医療型障害 児入所施設	愛知県医療療育 総合センター中 央病院こぼと棟	令和2年 12月1日	神屋町713-8	88-0811
		知的障害児 施設	愛知県医療療育 総合センター療 育支援センター はるひの家	令和2年 12月1日	神屋町713-8	88-0811
	社会福祉法人 恩賜財団愛知県 同胞援護会	障害者支援 施設	春日苑	平成17年 4月1日	廻間町703-1	88-5593
	社会福祉法人 若草学園	障害児入所 支援施設	若草学園	平成17年 4月1日	大泉寺町 292-99	81-4788

区分	法人名等	施設名称		協定締結日	所在地	電話番号
障害者福祉施設	社会福祉法人 明知会	身体障害者 療護施設	夢の家	平成 17 年 4 月 1 日	明知町字西追 分 1030-1	93-9101
		生活介護事 業所	生活介護事業所 M a s a 夢	平成 28 年 10 月 12 日	前並町字東屋 敷 9-2	35-5514
	社会福祉法人 養楽福社会	障害者支援 施設	養和荘	令和 2 年 12 月 1 日	廻間町字神屋 洞 703-1	88-0322
		障害者支援 施設	第 2 養和荘	令和 2 年 12 月 1 日	廻間町字神屋 洞 703-1	93-9071
		障害者支援 施設	はるひ荘	令和 2 年 12 月 1 日	高森台 5-6-5	29-5247
		障害者支援 施設	養楽荘	令和 2 年 12 月 1 日	高森台 5-6-5	41-9880
		生活介護事 業所	たかもり	令和 3 年 6 月 1 日	高森台 5-6-6	27-7527
	その他	社会福祉法人 愛知県厚生事業 団	救護施設	愛厚明知寮	平成 24 年 12 月 25 日	明知町 420

第1条（趣旨）

春日井市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、春日井市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

第2条（協力事項の発動）

この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

第3条（福祉用具等物資供給の協力要請）

災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

第4条（福祉用具等物資供給の協力実施）

乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

第5条（福祉用具等物資の内容）

甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は甲乙協議の上、予め別表1に定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資（別表2）の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

第6条（福祉用具等物資供給の要請手続）

甲の乙に対する要請手続は、福祉用具等物資供給要請書（第1号様式）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

第7条（引渡し）

福祉用具等物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

第8条（福祉用具等物資の適合確認）

福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

第9条（福祉用具等物資の運搬）

福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

第10条（車両の通行）

甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力をを行うものとする。

第11条（配慮事項）

甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

第12条（損害の負担）

本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

第13条（実施報告）

乙は、福祉用具等物資の供給が完了した後、甲に対して実施報告書（第2号様式）を提出するものとする。

第14条（費用）

第3条及び第9条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

第15条（情報連絡体制の確認）

甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年4月30日までに同月1日の担当者を文書で報告するものとする。

第16条（平常時の防災活動への協力）

乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

第17条（有効期間）

この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

第18条（疑義の決定）

本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和3年8月3日

甲 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
春日井市長

乙 東京都港区浜松町2丁目7番15号
一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長

別表1（第5条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、 特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用 具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、 歩行補助杖、移動用リフト 等
------------	---

別表2（第5条の2関係）

福祉用具等物資以外の物 資の内容	ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系） 等
---------------------	----------------------------

資料 5-73 災害時における物資調達に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と春日井市農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な食糧及び生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、その要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、出荷要請書（第1号様式）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（運搬）

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。なお、必要に応じて乙は、甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（支払）

第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

- 2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（第2号様式）等に基づき、甲乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができる。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成11年3月15日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成11年3月15日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市八田町1丁目16番地3
春日井市農業協同組合
組合長

別表（第3条関係）

物資の種類	品名
食糧	米、米飯缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、おにぎり、折詰弁当、容器入れ飲料水、離乳食、粉ミルク、味噌、醤油、食塩、漬物、海苔
医薬品、医療用品	医薬品、包帯、ガーゼ、綿花、キズバンド、生理用品、紙おむつ
寝具・衣料	毛布、布団、マット、下着、靴下、乳児用衣料、おむつカバー、防寒着、作業服、さらし、タオル
日用品	ポリタンク、ポリバケツ、ヤカン、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、鍋、食器、包丁、まな板、割箸、哺乳瓶、紙皿、紙コップ、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ライター、マッチ、ローソク、トイレットペーパー、ポケットティッシュ、ウエットティッシュ、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、ゴミ袋、洗剤、石鹸、使い捨てカイロ、ガムテープ、軍手、靴、スリッパ、雨具
燃料	灯油、ガソリン、軽油、重油、LPガスボンベ
その他	ビニールシート、ロープ、細引、絨毯、畳、ござ、間仕切り板、簡易ベッド、扇風機、ストーブ、スコップ、のこぎり、ハンマー、トタン板、針金、くぎ、ドライバー、チェーンソー

資料 5-74 災害時における物資調達に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と高蔵寺農業協同組合（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な食糧及び生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して乙の保有する物資の調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、その要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、出荷要請書（第1号様式）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（運搬）

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。なお、必要に応じて乙は、甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（支払）

第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

- 2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（第2号様式）等に基づき、甲乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができる。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成11年3月15日から3年間とする。ただし、こ

の協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成11年3月15日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市高蔵寺町3丁目4番地3
高蔵寺農業協同組合
組合長

別表（第3条関係）

物資の種類	品名
食糧	米、米飯缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、おにぎり、折詰弁当、容器入れ飲料水、離乳食、粉ミルク、味噌、醤油、食塩、漬物、海苔
医薬品、医療用品	医薬品、包帯、ガーゼ、綿花、キズバンド、生理用品、紙おむつ
寝具・衣料	毛布、布団、マット、下着、靴下、乳児用衣料、おむつカバー、防寒着、作業服、さらし、タオル
日用品	ポリタンク、ポリバケツ、ヤカン、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、鍋、食器、包丁、まな板、割箸、哺乳瓶、紙皿、紙コップ、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ライター、マッチ、ローソク、トイレットペーパー、ポケットティッシュ、ウエットティッシュ、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、ゴミ袋、洗剤、石鹸、使い捨てカイロ、ガムテープ、軍手、靴、スリッパ、雨具
燃料	灯油、ガソリン、軽油、重油、LPガスボンベ
その他	ビニールシート、ロープ、細引、絨毯、畳、ござ、間仕切り板、簡易ベッド、扇風機、ストーブ、スコップ、のこぎり、ハンマー、トタン板、針金、くぎ、ドライバー、チェーンソー

資料 5-75 名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、愛西市、阿久比町、あま市、一宮市、稲沢市、犬山市、岩倉市、大口町、大治町、大府市、尾張旭市、春日井市、蟹江町、刈谷市、北名古屋市、清須市、江南市、小牧市、瀬戸市、武豊町、知多市、津島市、東海市、東郷町、常滑市、飛島村、豊明市、豊田市、豊山町、長久手市、名古屋市、日進市、半田市、東浦町、扶桑町、南知多町、美浜町、みよし市及び弥富市（以下「市町村」という。）において、地震、風水害等による広域的かつ大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、応急生活物資供給を必要とする市町村に迅速かつ円滑に供給が行えるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(協定当事者)

第2条 この協定は、市町村（以下「甲」という。）と生活協同組合コープあいち（以下「乙」という。）との間において締結するものとする。

(協力事項の発動)

第3条 この協定に定める協力事項は、甲の全部又は一部が災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づく救助の対象となった場合において、甲が乙に対し応急生活物資の供給の要請を行ったときをもって発動する。

2 前項の要請は、災害救助法第2条の規定に基づく救助の対象如何にかかわらず、甲がそれぞれに行うことができるものとする。

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、愛知県を通じて行うものとする。

2 甲は、前条の要請を行うときは、愛知県に対し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第70条第1項の規定に基づく応急措置として、乙に対して応急生活物資の供給の要請を行うよう、求めるものとする。

(応急生活物資供給の協力実施)

第5条 乙は、第3条の規定に基づく要請を受けたときは、応急生活物資の供給に係る協力を積極的に努めるものとする。

(応急生活物資の運搬)

第6条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

2 甲は、乙に対し、必要に応じて応急生活物資の運搬の協力を求めることができる。

(費用負担)

第7条 乙が供給した応急生活物資の対価及びその運搬の費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の額は、運搬終了後において、乙の提出する出荷確認書に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して決定する。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成26年7月22日から施行する。

この協定を証するため本書40通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

平成26年7月22日

- 甲 愛知県愛西市稲葉町米野 308 番地 愛西市 愛西市長
愛知県知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地 阿久比町 阿久比町長
愛知県あま市木田戌亥 18 番地 1 あま市 あま市長
愛知県一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号 一宮市 一宮市長
愛知県稲沢市稲府町 1 番地 稲沢市 稲沢市長
愛知県犬山市大字犬山字東畑 36 番地 犬山市 犬山市長
愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地 岩倉市 岩倉市長
愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目 155 番地 大口町 大口町長
愛知県海部郡大治町大字馬島字大門西 1 番地の 1 大治町 大治町長
愛知県大府市中央町五丁目 70 番地 大府市 大府市長
愛知県尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1 尾張旭市 尾張旭市長
愛知県春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地 春日井市 春日井市長
愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地 蟹江町 蟹江町長
愛知県刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地 刈谷市 刈谷市長
愛知県北名古屋西市西之保清水田 15 番地 北名古屋市 北名古屋市長
愛知県清須市須ヶ口 1238 番地 清須市 清須市長
愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地 江南市 江南市長
愛知県小牧市堀の内三丁目 1 番地 小牧市 小牧市長
愛知県瀬戸市追分町 64 番地の 1 瀬戸市 瀬戸市長
愛知県知多郡武豊町字長尾山 2 番地 武豊町 武豊町長
愛知県知多市緑町 1 番地 知多市 知多市長
愛知県津島市立込町二丁目 21 番地 津島市 津島市長
愛知県東海市中央町一丁目 1 番地 東海市 東海市長
愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地 東郷町 東郷町長
愛知県常滑市新開町 4 丁目 1 番地 常滑市 常滑市長
愛知県海部郡飛島村竹之郷三丁目 1 番地 飛島村 飛島村長
愛知県豊明市新田町子持松 1 番地 1 豊明市 豊明市長
愛知県豊田市西町 3 丁目 60 番地 豊田市 豊田市長
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地 豊山町 豊山町長
愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1 長久手市 長久手市長
愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 名古屋市 名古屋市長
愛知県日進市蟹甲町池下 268 番地 日進市 日進市長
愛知県半田市東洋町二丁目 1 番地 半田市 半田市長
愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地 東浦町 東浦町長
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地 扶桑町 扶桑町長
愛知県知多郡南知多町大字豊浜字貝ヶ坪 18 番地 南知多町 南知多町長
愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地 美浜町 美浜町長
愛知県みよし市三好町小坂 50 番地 みよし市 みよし市長
愛知県弥富市前ヶ須町南本田 335 番地 弥富市 弥富市長
- 乙 愛知県名古屋市名東区猪高町大字上社字井堀 25 番地の 1
生協法人 生活協同組合コープあいち 理事長

資料 5-76 災害時における物資調達に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と春日井商工会議所（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な食糧及び生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙に属する会員（以下「会員」という。）が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、その要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、出荷要請書（第1号様式）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（運搬）

第6条 運搬は、乙、乙の指定する者、会員又は会員の指定する者が行う。なお、必要に応じて乙又は館員は、甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（支払）

第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

- 2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（第2号様式）等に基づき、甲乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙又は会員に対して在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができる。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成11年3月24日から3年間とする。ただし、こ

の協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(雑則)

第11条 この協定の実施について必要な事項は、別に定める。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成11年3月24日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市鳥居松町5丁目45番地
春日井商工会議所
会 頭

別表（第3条関係）

物資の種類	品名
食糧	米、米飯缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、おにぎり、折詰弁当、容器入れ飲料水、離乳食、粉ミルク、味噌、醤油、食塩、漬物、海苔
医薬品、医療用品	医薬品、包帯、ガーゼ、綿花、キズバンド、生理用品、紙おむつ
寝具・衣料	毛布、布団、マット、下着、靴下、乳児用衣料、おむつカバー、防寒着、作業服、さらし、タオル
日用品	ポリタンク、ポリバケツ、ヤカン、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、鍋、食器、包丁、まな板、割箸、哺乳瓶、紙皿、紙コップ、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ライター、マッチ、ローソク、トイレットペーパー、ポケットティッシュ、ウエットティッシュ、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、ゴミ袋、洗剤、石鹸、使い捨てカイロ、ガムテープ、軍手、靴、スリッパ、雨具
燃料	灯油、ガソリン、軽油、重油、LPガスボンベ
その他	ビニールシート、ロープ、細引、絨毯、畳、ござ、間仕切り板、簡易ベッド、扇風機、ストーブ、スコップ、のこぎり、ハンマー、トタン板、針金、くぎ、ドライバー、チェーンソー

災害時物資調達実施細目

この実施細目は、平成11年3月24日付けで春日井市（以下「甲」という。）と春日井商工会議所（以下「乙」という。）との間で締結した災害時における物資調達に関する協定書第11条の規定に基づき、必要な事項を定める。

- 1 甲の要請により物資供給業務を実施するときは、乙は、春日井商工会議所に春日井商工会議所災害対策本部を設置し、春日井商工会議所会頭を本部長に充てる。
- 2 乙は、甲の要請に応じて直ちに物資供給が実施できるよう必要な体制づくりに努める。
- 3 甲が乙に協力を要請する業務は、物資に供給及び運搬の協力等（以下「業務」という。）とする。
- 4 甲は、状況により、春日井市災害対策本部の各部長、同副部長、及び同班長又は春日井市災害支援本部長から、乙又は乙に属する会員（以下「会員」という。）に対し、協力要請を行うことができるものとする。
- 5 乙は、この協定に基づく協力要請があったときは、会員をして当該業務を実施させるものとする。

資料 5-77 災害時における物資調達に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と春日井市商店街連合会（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な食糧及び生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙に属する会員（以下「会員」という。）及び会員に属する組合員等（以下「組合員」という。）が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、その要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、出荷要請書（第1号様式）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（運搬）

第6条 運搬は、乙、乙の指定する者、会員、会員の指定する者、組合員又は組合員の指定する者が行う。なお、必要に応じて乙、会員又は組合員は、甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（支払）

第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

- 2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（第2号様式）等に基づき、甲乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙、会員又は組合員に対して在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができる。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成11年3月25日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(雑則)

第11条 この協定の実施について必要な事項は、別に定める。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成11年3月25日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市鳥居松町5丁目45番地
春日井市商店街連合会
会 長

別表（第3条関係）

物資の種類	品名
食糧	米、米飯缶詰、パン、乾パン、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、おにぎり、折詰弁当、容器入れ飲料水、離乳食、粉ミルク、味噌、醤油、食塩、漬物、海苔
医薬品、医療用品	医薬品、包帯、ガーゼ、綿花、キズバンド、生理用品、紙おむつ
寝具・衣料	毛布、布団、マット、下着、靴下、乳児用衣料、おむつカバー、防寒着、作業服、さらし、タオル
日用品	ポリタンク、ポリバケツ、ヤカン、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、鍋、食器、包丁、まな板、割箸、哺乳瓶、紙皿、紙コップ、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ライター、マッチ、ローソク、トイレットペーパー、ポケットティッシュ、ウエットティッシュ、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、ゴミ袋、洗剤、石鹸、使い捨てカイロ、ガムテープ、軍手、靴、スリッパ、雨具
燃料	灯油、ガソリン、軽油、重油、LPガスボンベ
その他	ビニールシート、ロープ、細引、絨毯、畳、ござ、間仕切り板、簡易ベッド、扇風機、ストーブ、スコップ、のこぎり、ハンマー、トタン板、針金、くぎ、ドライバー、チェーンソー

災害時物資調達実施細目

この実施細目は、平成11年3月25日付けで春日井市（以下「甲」という。）と春日井市商店街連合会（以下「乙」という。）との間で締結した災害時における物資調達に関する協定書第11条の規定に基づき、必要な事項を定める。

- 1 甲の要請により物資供給業務を実施するときは、乙は、春日井市商店街連合会事務室に春日井市商店街連合会災害対策本部を設置し、春日井市商店街連合会長を本部長に充てる。
- 2 乙は、甲の要請に応じて直ちに物資供給が実施できるよう必要な体制づくりに努める。
- 3 甲が乙に協力を要請する業務は、物資の供給及び運搬の協力等（以下「業務」という。）とする。
- 4 甲は、状況により、春日井市災害対策本部の各部長、同副部長、及び同班長又は春日井市災害支援本部長から、乙、乙に属する会員（以下「会員」という。）又は会員に属する組合員等（以下「組合員」という。）に対し、協力要請を行うことができるものとする。
- 5 乙は、この協定に基づく協力要請があったときは、会員又は組合員をして当該業務を実施させるものとする。

資料 5-78 災害時における物資調達に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と名古屋勤労市民生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な食料及び生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、その要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、出荷要請書（第1号様式）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（運搬）

第6条 運搬は、乙、乙の指定する者が行う。なお、必要に応じて乙は、甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（支払）

第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

- 2 甲が支払うべき代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（第2号様式）等に基づき、甲乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができる。

（定期協議）

第9条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙とは、定期的に協議を行うものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、平成18年3月15日から3年間とする。

ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、甲乙いずれかから何

らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(雑則)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、
甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を
保有する。

平成18年3月15日

甲 春日井市鳥居松5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 名古屋市名東区猪高町上社字井堀25-1
名古屋勤労市民生活協同組合
理事長

別表（第3条関係）

物資の種類	品目
食糧	米、米飯缶詰、パン、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、おにぎり、折詰弁当、容器入れ飲料水、粉ミルク、味噌、醤油、食塩、漬物、海苔
医薬品 医療用品	医薬品、包帯、ガーゼ、綿花、キズバンド、生理用品、紙おむつ
寝具・衣料	毛布、布団、マット、下着、靴下、乳児用衣料、おむつカバー、防寒着、作業服、さらし、タオル
日用品	ポリタンク、ポリバケツ、ヤカン、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、鍋、食器、包丁、まな板、割り箸、哺乳瓶、紙皿、紙コップ、懐中電灯、ラジオ、乾電池、ライター、マッチ、ローソク、トイレットペーパー、ウエットティッシュ、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、ゴミ袋、洗剤、石鹼、使い捨てカイロ、ガムテープ、軍手、靴、スリッパ、雨具
燃料	灯油、ガソリン、軽油、重油、LPガスボンベ
その他	ビニールシート、ロープ、細引、絨毯、畳、ござ、間仕切り板、簡易ベッド、扇風機、ストーブ、スコップ、のこぎり、ハンマー、トタン板、針金、釘、ドライバー、チェーンソー

資料 5-79 災害時における物資調達に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）とスギホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における医薬品及び生活必需品等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の調達について協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとし、その措置の状況を甲に連絡するものとする。また、乙は、できる限りその要請に沿うよう努めるものとする。ただし、乙が被災した時はこの限りでない。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げるものとし、乙が供給可能な数量とする。

2 甲は、前項に定めるものの他、必要に応じて乙と協議の上、別途指定できるものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、出荷要請書（第1号様式）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（運搬）

第6条 運搬は、乙又は乙の指定する者が行う。なお、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（支払）

第7条 甲は、乙が提供した物資の費用及び運搬の協力を行った場合の経費（以下「費用等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき費用等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（第2号様式）に基づき、甲乙協議の上、災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して在庫品目、数量等について資料の提出を求めることができる。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から3年とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1ヶ月以内に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成20年9月5日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 安城市三河安城町一丁目8番地4
スギホールディングス株式会社
代表取締役

別 表

区 分	品 目
飲み薬	風邪薬 (成人・小児用)
	解熱鎮痛剤 (成人・小児用)
	下痢止め (成人・小児用)
	咳止め (成人・小児用)
	便秘薬 (成人・小児用)
	胃腸薬 (成人・小児用)
外用薬	かゆみ・虫刺されの薬
	傷口・化膿止めの薬
	うがい薬
	目薬
	湿布薬
	消毒液
医療用具等	紙おむつ (成人・小児用・新生児 S・M・L・LL)
	生理用品
	哺乳瓶
	※離乳食
	※粉ミルク
	マスク
	歯磨きセット
	体温計
	バンドエイド
	三角巾
	ネット包帯

※ 「食物アレルギー」をお持ちの方にも配慮したもの

資料 5-80 災害時における物資調達に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と愛知県石油商業組合春日井支部（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な燃料等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙に属する組合員（以下「組合員」という。）が保有する物資とする。

- (1) 灯油
- (2) ガソリン
- (3) 軽油
- (4) 重油
- (5) その他甲が指定する物資

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、その要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、出荷要請書（第1号様式）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（運搬）

第6条 運搬は、乙、乙の指定するもの、組合員又は組合員の指定するものが行う。なお、必要に応じ乙又は組合員は、甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（支払）

第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬の協力を行った場合の経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき物資の代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（第2号様式）等に基づき、甲乙協議の上災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙又は組合員に対して在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成11年3月30日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(雑則)

第11条 本協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成11年3月30日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市柏井町3丁目124番地
愛知県石油商業組合春日井支部
支部長

災害時物資調達実施細目

本実施細目は、平成11年3月30日付で春日井市と愛知県石油商業組合春日井支部との間で締結した「災害時における物資調達に関する協定書」第11条の規定に基づきこれを定める。

- 1 甲の要請により物資供給業務を実施するときは、乙は、愛知県石油商業組合春日井支部事務局に愛知県石油商業組合春日井支部災害対策本部を設置し、愛知県石油商業組合春日井支部長を本部長に充てる。
- 2 乙は、甲の要請に応じて直ちに物資供給が実施できるよう必要な体制づくりに努める。
- 3 甲が乙に協力を要請する業務は、物資の供給及び運搬の協力等（以下「業務」という。）とする。
- 4 甲は、状況により、春日井市災害対策本部の各部長、同副部長、及び同班長又は春日井市災害支援本部長から、乙又は組合員に対し、協力要請を行うことができるものとする。
- 5 乙は、この協定に基づく協力要請があったときは、組合員をして当該業務を実施させるものとする。

資料 5-81 災害時物資調達における優先供給に係る覚書

この覚書は、平成 11 年 3 月 30 日付で春日井市（以下「甲」という。）と愛知県石油商業組合春日井支部（以下「乙」という。）との間で締結した災害時における物資調達に関する協定書（以下「協定書」という。）第 11 条の規定に基づきこれを定める。

- 1 甲は、協定書第 2 条の規定に基づく協力要請において、消防車、救急車その他消火、救急及び救助に係る活動に使用する車両を優先するものとする。
- 2 乙は、前項の規定に基づく物資の優先供給については、災害対応型給油取扱所にて対応するものとする。
- 3 乙は、前項の給油取扱所から承諾を得るものとし、書面にて甲に報告するものとする。
- 4 甲は、協定書第 5 条ただし書及び第 1 項の規定に基づき物資の優先供給を要請するときは、第 2 項の給油取扱所に直接要請することができる。

この覚書の成立を証するため、本書を 2 通作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保管する。

平成 27 年 10 月 1 日

甲 春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市柏井町 3 丁目 124 番地
愛知県石油商業組合春日井支部
支部長

資料 5-82 災害時における物資調達に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と社団法人愛知県エルピーガス協会尾東支部春日井分会（以下「乙」という。）は、災害救助に必要なエルピーガス等（以下「物資」という。）の調達協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資を必要とするときは、乙に対して物資の調達について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙に属する会員（以下「会員」という。）が保有する物資とする。

- (1) エルピーガスボンベ
- (2) エルピーガスコンロ等器具
- (3) その他甲が指定する物資

（協力の実施）

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、その要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（要請手続）

第5条 甲は、出荷要請書（第1号様式）により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（運搬）

第6条 運搬は、乙、乙の指定するもの、会員又は会員の指定するものが行う。なお、必要に応じ乙又は会員は、甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（支払）

第7条 甲は、乙が提供した物資の代金及び運搬の協力を行った場合の経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき物資の代金等は、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（第2号様式）等に基づき、甲乙協議の上災害時直前における適正価格をもって決定するものとする。

（報告）

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙又は会員に対して在庫品目、数量等について資料の提出を要請することができる。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成11年4月26日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(雑則)

第11条 本協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成11年4月26日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市

代表者 春日井市長

乙 春日井市春日井町13番地4

社団法人愛知県エルピーガス協会尾東支部春日井分会
分会長

資料 5-83 災害時における物資等の輸送及び保管場所の確保等に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と日本通運株式会社春日井支店（以下「乙」という。）は、災害救助に必要な応急生活物資、資機材等（以下「物資等」という。）の輸送及び保管場所の確保並びにこれらに係る作業（以下「輸送等」という。）の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資等の輸送等を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（要請手続）

第2条 甲は、災害時において物資等の輸送等の必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにした協力要請書（第1号様式）をもって乙に対して協力を要請することができる。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

- (1) 協力を要請する理由
- (2) 災害の状況
- (3) 輸送を必要とする物資等及びその数量
- (4) 輸送の日時及び場所
- (5) 物資等の保管場所
- (6) その他必要な事項

2 甲は、状況により、春日井市災害対策本部の各部長及び春日井市災害支援本部長等から、乙に対し、要請を行うことができるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、極力他の業務に優先して要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（物資等の受渡場所）

第4条 物資等の受渡場所は、その都度協議するものとする。

（連絡責任者）

第5条 協力の要請又は実施に関し、その事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定め、災害が発生したときは速やかに相互連絡するものとする。

（経費）

第6条 乙は、甲から要請された業務が完了後、甲に対して経費の請求を行うものとする。

2 甲は、前項の請求を受けたときは、速やかにその支払を行うものとする。

3 甲が支払うべき金額は、甲乙協議の上、災害時直前における適正料金をもって決定するものとする。

（協力事項の発動）

第7条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が乙に対し要請を行っ

たときをもって発動する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成11年3月24日から3年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、甲乙いずれかから何らかの意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成11年3月24日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市鷹来町4662番地1
日本通運株式会社 春日井支店
支店長

資料5-84 災害時における物資輸送等に関する協定

春日井市(以下「甲」という。)と愛知県トラック協会尾東支部春日井部会(以下「乙」という。)は、災害時における物資輸送等に関する協定を、次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)において、甲が乙の協力を得て行う物資輸送等を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において物資輸送等の必要があると認めるときは、乙に対して次の事項に関し、協力を要請することができる。

- (1) 甲が管理する災害対策用備蓄品等の指定避難所等への輸送
- (2) 甲が指定した支援物資の集配拠点から指定避難所等への支援物資の輸送
- (3) 食糧、生活必需品及び災害時に必要となる資機材等(以下「物資」という。)の支援協力に関する協定締結店舗から指定避難所等への物資の輸送
- (4) 集配拠点の運営に必要な資機材の提供

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請事項を実施するとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(要請手続)

第4条 甲は、第2条に規定する協力を要請するときは、協力要請書(第1号様式)により、乙に対して要請手続を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

(業務報告)

第5条 乙が第2条に規定する活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、業務完了報告書(第2号様式)により報告するものとする。ただし、特別の事情により文書で報告するいとまがないときは、口頭で報告し、事後速やかに業務完了報告書を提出するものとする。

(費用の負担)

第6条 第2条の要請により、物資輸送等に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲乙協議の上決定するものとする。

3 第2項の費用のうち、輸送車両に係る運賃については、輸送に従事する乙に属する会員が災害発生時直前において、国土交通大臣に届け出ている運賃等を基準とする。

(費用の請求及び支払い)

第7条 乙は、甲から要請された業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、遅滞なくその費用を乙に支払うものとする。

(損害賠償責任)

第8条 乙は、物資輸送等の際に、乙の責めに帰する事由により物資輸送等に従事した者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第9条 第2条の要請に基づき乙の会員が協力を行った場合に、当該協力に従事した

ことに起因して、その者の責めに帰することができない理由により死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかり、又は身体障害を有することになったときは、春日井市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第34号）の規定に準じて、甲がその損害を補償する。

- 2 甲は、春日井市消防団員等公務災害補償条例第24条に定める事項のほか、損害の補償を受けるべき者が損害保険契約により保険給付を受けることができる場合は、損害補償の責を免れる。

（事故発生時の取り扱い）

第10条 乙は、物資輸送等の際に事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告しなければならない。

- 2 乙は、事故や車両等の故障その他の事由により、物資輸送等の継続が困難な事由が発生した場合は、速やかに代替措置を講じ、物資輸送等を継続しなければならない。

- 3 前項の場合において、乙の措置にも関わらず、なお物資輸送等の継続が困難な場合は、乙は速やかにその情報を甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

（情報の交換）

第11条 甲及び乙は、この協定に基づく物資輸送等を円滑に実施することができるよう、必要な情報交換を行うものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙のいずれからも申出がない場合は、この協定の有効期間は1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

なお、平成11年3月25日締結の「災害時における物資輸送及び輸送車両の供給に関する協定書」及び「災害時物資輸送等実施細目」は、本協定締結をもって廃止する。

平成31年3月1日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
春日井市長

乙 小牧市外堀3丁目52番地
愛知県トラック協会尾東支部春日井部会
部会長

資料 5-85 災害時における支援協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と*協定締結先参照（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、物資の調達及び応急活動に係る協力について、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において物資の調達が必要となった場合は、乙に対して協力を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

- (1) 食糧品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取扱商品

2 前項に定めるもののほか、地震・風水害等による大規模な災害が発生した場合において、甲は、次の事項について、乙に次のとおり協力を要請することができる。

- (1) 乙の所有又は管理する駐車場等を一時避難場所として被災者に提供すること。
- (2) 乙の店舗において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (3) 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

（要請の手続）

第4条 甲は、乙に対して出荷要請書（第1号様式）をもって供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙又は乙の指定する者において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとする。なお、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（支払）

第6条 甲は、乙が供給した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、災害時の発生した直前の適正価格を基準とし、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（第2号様式）に基づき、甲・乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただ

し、期間満了の日から1か月前までに甲・乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議して決定するものとする。

(雑則)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、別に定める。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成21年7月22日

***協定締結先**

株式会社清水屋春日井店、株式会社マイカル春日井サティ、ユニー株式会社アピタ高蔵寺店

春日井市（以下「甲」という。）と*協定締結先参照（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、物資の調達及び応急活動に係る協力について、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において物資の調達が必要となった場合は、乙に対して協力を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

- (1) 食糧品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取扱商品

2 前項に定めるもののほか、地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合において、甲は、次の事項について、乙に協力を要請することができる。

- (1) 乙の所有又は管理する駐車場等を一時避難場所として被災者に提供すること。
- (2) 乙の店舗において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (3) 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ、ラジオ等で知り得た災害概況の情報を可能な範囲で提供すること。

（要請の手続）

第4条 甲は、乙に対して出荷要請書（第1号様式）をもって供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙又は乙の指定する者において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとする。なお、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（支払）

第6条 甲は、乙が供給した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、災害の発生した直前の適正価格を基準とし、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（第2号様式）に基づき、甲・乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただ

し、期間満了の日から1か月前までに甲・乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年1月17日

*協定締結先

株式会社カーマ、株式会社ケーヨー、株式会社ホームセンターアント

資料 5-87 災害時における支援協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と王子ネピア株式会社名古屋工場（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において物資の調達が必要となった場合は、乙に対して協力を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。ただし、乙は、この協定による物資の供給に資するため、別表に定める最低限の数量を常時保有するものとする。

- (1) 紙おむつ
- (2) トイレットロール

（要請の手続）

第4条 甲は、乙に対して出荷要請書（第1号様式）をもって、乙の販売を担当する王子ネピア株式会社名古屋支店直需課へ供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、王子ネピア株式会社名古屋支店直需課の指定する者において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとする。なお、王子ネピア株式会社名古屋支店直需課は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（支払）

第6条 甲は、乙が王子ネピア株式会社名古屋支店直需課の出荷をもって供給した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、災害の発生した直前の適正価格を基準とし、物資の供給及び搬出後、王子ネピア株式会社名古屋支店直需課の提出する出荷確認書（第2号様式）に基づき、甲と王子ネピア株式会社名古屋支店直需課が協議して決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙のいずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成23年8月10日

春日井市鳥居松町5丁目44番地

甲 春日井市

代表者 春日井市長

春日井市王子町1番地

乙 王子ネピア株式会社名古屋工場

工場長

資料 5-88 災害時における支援協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と株式会社赤ちゃん本舗（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。なお、本協定の発効と同時に平成 24 年 1 月 17 日付「災害時における支援協力に関する協定書」は失効する。

（目的）

第 1 条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時において物資の調達が必要となった場合は、乙に対して協力を要請することができる。ただし、乙店舗又は乙の従業員が被災する等の合理的な理由が存する場合、乙は甲の要請を断ることができる。

（物資の種類）

第 3 条 前条の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

- (1) 紙おむつ
- (2) 粉ミルク
- (3) 液体ミルク
- (4) 離乳食
- (5) その他乙の取扱商品

（要請の手続）

第 4 条 甲は、乙に対して出荷要請書（第 1 号様式）をもって、供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに出荷要請書（第 1 号様式）を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第 5 条 物資の運搬は、乙の指定する場所に、甲又は甲の指定する者を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとする。

（支払）

第 6 条 甲は、乙が供給した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、災害の発生した直前の適正価格を基準とし、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（第 2 号様式）に基づき、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第 7 条 この協定の期間は、協定締結の日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の日から 1 か月前までに甲乙のいずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から 1 年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年1月9日

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

甲 春日井市
春日井市長

大阪府大阪市中央区南本町3丁目3番21号

乙 株式会社赤ちゃん本舗
代表取締役

資料 5-89 災害時における支援協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と株式会社和泉（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う物資の支援を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものである。

（支援の要請）

第2条 甲は、災害時において物資の支援が必要となった場合は、乙に対して支援を要請することができる。

（支援物資の種類）

第3条 前条の支援物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に支援物資の提供を行うものとする。

(1) エアセルマット(つぶつぶシート：ポリエチレン緩衝材)

（要請の手続）

第4条 甲は、乙に対して支援物資要請書（第1号様式）をもって、支援物資の提供の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに支援物資要請書を提出するものとする。

（支援物資の引渡し）

第5条 支援物資の引渡しについては、乙の指定する場所に、甲が職員を派遣し、これを受取るものとする。

2 支援物資の引渡しをする際には、甲乙それぞれが支援物資要請書（正・副）に記載された数量等を確認するものとする。ただし、緊急を要する時は、甲は納品書等で確認するものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙のいずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年11月22日

春日井市鳥居松町5丁目44番地

甲 春日井市

代表者 春日井市長

名古屋市北区金城4丁目2番5号

乙 株式会社 和泉

代表取締役

資料 5-90 災害時における支援協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と、レンゴー株式会社名古屋工場（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内において春日井市地域防災計画に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において物資の調達が必要となった場合は、乙に対して協力を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他、乙の取り扱う商品

（要請の手続）

第4条 甲は、乙に対して出荷要請書（第1号様式）をもって、供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（物資の運搬及び受取り）

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙又は乙の指定する者において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを受取るものとする。なお、乙は、必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

また、甲は、乙が物資の運搬に使用する車両が優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

（支払）

第6条 甲は、乙が供給した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、災害の発生した直前の適正価格を基準とし、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（第2号様式）に基づき、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙のいずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年1月17日

春日井市鳥居松町5丁目44番地

甲 春日井市

代表者 春日井市長

名古屋市東区砂田橋4-1-52

乙 レンゴー株式会社 名古屋工場

代表者 工場長

資料 5-91 災害時における支援協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と、中津川包装工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内において春日井市地域防災計画に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う物資の調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において物資の調達が必要となった場合は、乙に対して協力を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

- (1) 段ボール製携帯チェア（強化段ボール製組立式椅子）
- (2) 乙の取り扱う段ボール製品

（要請の手続）

第4条 甲は、乙に対して出荷要請書（第1号様式）をもって、供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（物資の運搬及び受取り）

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙又は乙の指定する者において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを受取るものとする。なお、乙は、必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

また、甲は、乙が物資の運搬に使用する車両が優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

（支払）

第6条 甲は、乙が供給した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、災害の発生した直前の適正価格を基準とし、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（第2号様式）に基づき、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1か月前までに甲乙のいずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年1月29日

春日井市鳥居松町5丁目44番地

甲 春日井市

代表者 春日井市長

春日井市長塚町2丁目12番地

乙 中津川包装工業株式会社

代表者 代表取締役社長

資料 5-92 災害時における支援協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と株式会社オークワ（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、物資の調達及び応急活動に係る協力について、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において物資の調達が必要となった場合は、乙に対して協力を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

- (1) 食糧品
- (2) 食器類
- (3) 日用品
- (4) その他乙の取扱商品

（要請の手続）

第4条 甲は、乙に対して出荷要請書（第1号様式）をもって供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙又は乙の指定する者において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとする。なお、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（支払）

第6条 甲は、乙が供給した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、災害時の発生した直前の適正価格を基準とし、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（第2号様式）に基づき、甲・乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲・乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年8月23日

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

甲 春日井市

代表者 春日井市長

和歌山県和歌山市中島185-3

乙 株式会社オークワ

代表者 代表取締役社長

資料 5-93 災害時における支援協力に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と株式会社バローホールディングス（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、物資の調達及び応急活動に係る協力について、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において物資の調達が必要となった場合は、乙に対して協力を要請することができる。

（物資の種類）

第3条 前条の物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で供給を行うものとする。

- (1) 食糧品
- (2) 医薬品、医療用品
- (3) 食器類
- (4) 日用品
- (5) その他乙の取扱商品

（要請の手続）

第4条 甲は、乙に対して出荷要請書（第1号様式）をもって供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙又は乙の指定する者において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとする。なお、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（支払）

第6条 甲は、乙が供給した物資の代金及び運搬に要した経費（以下「代金等」という。）については、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 甲が支払うべき代金等は、災害時の発生した直前の適正価格を基準とし、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（第2号様式）に基づき、甲・乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲・乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年5月1日

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

甲 春日井市
春日井市長

岐阜県恵那市大井町180番地の1

乙 株式会社バローホールディングス
代表取締役

資料 5-94 災害時における畳の提供等に関する協定書

春日井市（以下、「甲」という。）と5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会（以下、「乙」という。）は、災害時における畳の優先提供等に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生、又は発生する恐れがある場合（以下、「災害時」という。）において、春日井市地域防災計画に定める福祉避難所及び指定避難所等（以下、「福祉避難所等」という。）に対する畳の優先提供等の協力に関して、必要な事項を定めるものである。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において畳の提供が必要となった場合は、乙に対して協力を要請することができる。

（協力の内容）

第3条 前条の協力の内容は次のとおりとし、乙は甲に対し、特別な事由が発生した場合を除いてこれを実施するものとする。

- (1) 畳の調達
- (2) 福祉避難所等までの畳の搬送
- (3) 畳の設置
- (4) 利用後の畳の処理

（要請の手続）

第4条 甲は、乙に対して協力要請書（第1号様式）をもって供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（畳の提供）

第5条 畳の搬送は、甲の指定する福祉避難所等に、乙又は乙の指定する者において搬送することとし、甲は畳の設置場所等について必要な助言を行うとともに、設置状況を確認するものとする。なお、乙は必要に応じて甲に対して設置の協力を求めることができるものとする。

2 乙は、畳の提供が完了した時は、甲に対し提供報告書（第2号様式）を提出するものとする。

（費用負担）

第6条 本協定第3条第1号から第3号に関する費用負担については、無償とする。
2 その他発生した費用については、提供報告書（第2号様式）及び発生した事由に基づき、甲乙協議して決定するものとする。

（防災訓練等の啓発活動への協力）

第7条 乙は、甲が実施する総合防災訓練等の啓発活動に対し、可能な限り協力するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成28年1月21日

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

甲 春日井市

代表者 春日井市長

兵庫県神戸市兵庫区永沢町3丁目8番8号

乙 5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会

代表者 委員長

資料 5-95 災害時における支援協力に関する協定

春日井市（以下「甲」という。）と中部薬品株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、物資の調達を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、物資の調達が必要となった場合は、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項の規定による協力の要請は、出荷要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

2 乙は、要請に対する可否を決定した後、速やかに甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有し、又は調達することが可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) 前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定し、乙が運搬するものとする。また、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。なお、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

2 甲は、必要に応じて乙の店舗で直接被災者に物資を供給するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した経費（以下「代金等」という。）について乙から請求があったときは、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 前項に規定する代金等は、災害発生時の直前における適正価格を基準とし、物資の供給及び搬出後、乙の提出する出荷確認書（第2号様式）に基づき、甲、乙協議の上決定するものとする。

（連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、この協定を円滑に実施するため、連絡体制表（第3号様式）の

とおり定める。また、甲及び乙の連絡責任者を毎年度初めに定めておくものとし、災害時における連絡体制の確立を図るものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡体制に変更があった場合は、速やかにその旨を相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに、甲、乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年1月18日

甲 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市 春日井市長

乙 岐阜県多治見市高根町四丁目29番地
中部薬品株式会社 代表取締役社長

別表（第4条関係）

食料品 米、粉乳、漬物、梅干、つくだに、味噌、醤油、塩、おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、お茶、粉ミルク、液体ミルク、ベビーフード、缶詰（イージーオープン）、ご飯パック、レトルト食品、菓子類
寝具・衣料 毛布、シャツ、下着類、作業衣、おむつカバー、タオル、サラシ
日用品等 雨具、紙おむつ（成人用・乳児用）、生理用品、石鹸、洗剤、ちり紙、トイレットペーパー、ティッシュ、ウェットティッシュ、鍋、飯ごう、やかん、バケツ、皿、茶わん、箸、スプーン、哺乳ビン、歯ブラシ、歯磨き粉、ラップ、カセット式コンロ、カセットガスボンベ、ごみ袋、使い捨てカイロ、ガムテープ、軍手、マッチ・ライター、懐中電灯、ラジオ、乾電池、運動靴、スリッパ、蚊取り線香、殺虫剤、ビニールシート
医薬品及び医療用品 一般用医薬品、マスク、消毒液、体温計、包帯、ガーゼ、綿花、三角巾、救急絆創膏

資料 5-96 災害時におけるユニットハウス等の提供に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時におけるユニットハウス等の提供に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙が取扱い可能な仮設トイレ、仮設事務所等（以下「ユニットハウス等」という。）の提供に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの支援の円滑化を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、ユニットハウス等の調達が必要となった場合には、乙に対して協力を要請することができる。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、甲に対し、可能な範囲で乙が取扱い可能なユニットハウス等を優先的に提供するものとする。

（要請の手続）

第4条 甲は、第2条に規定する協力を要請するときは、協力要請書（第1号様式）により、乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話又はファクシミリ等で要請し、事後速やかに協力要請書（第1号様式）を提出するものとする。

（ユニットハウス等の引渡し）

第5条 ユニットハウス等の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（費用の支払）

第6条 甲の要請に基づき乙が所有するユニットハウス等の提供に要する費用は、甲が支払うものとする。

2 甲が支払うべき費用は、災害時直前の適正価格を基準とし、ユニットハウス等の提供完了後、乙の提出する実施報告書（第2号様式）に基づき、甲乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに甲乙のいずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その

都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和3年3月23日

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

甲 春日井市
春日井市長

千葉県柏市新十余二5番地

乙 三協フロンテア株式会社
代表取締役社長

資料 5-97 災害時における物資の供給等に関する協定

春日井市（以下「甲」という。）と株式会社ほっかほっか亭総本部（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、物資の調達を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、物資の調達が必要となった場合は、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項の規定による協力の要請は、出荷要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し、できる限り協力するものとする。

2 乙は、要請に対する可否を決定した後、速やかに甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

- (1) 弁当
- (2) 飲料水

（物資の引渡し）

第5条 物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。また、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。なお、乙は必要に応じて甲へ運搬の協力を求めることができるものとする。

2 乙は、物資の引渡し時に、出荷確認書（第2号様式）を甲へ提出し、確認を受けるものとする。ただし、提出が困難な時は、事後速やかに出荷確認書（第2号様式）を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 甲は、乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した経費（以下「代金等」という。）について乙から請求があったときは、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 前項に規定する代金等は、災害発生時の直前における適正価格を基準とし、前条第2項の規定により確認した出荷確認書（第2号様式）に基づき、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以

後も同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年9月1日

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
甲 春日井市
春日井市長

大阪府大阪市北区鶴野町3番10号
乙 株式会社ほっかほっか亭総本部
代表取締役社長

資料 5-98 災害時における支援協力に関する協定

春日井市（以下「甲」という。）と株式会社カインズ（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関する協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、物資の調達を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資の調達が必要となった時は、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項の規定による協力の要請は、出荷要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請し、事後速やかに出荷要請書を提出するものとする。

（協力実施）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、積極的に協力するものとする。

2 乙は、前条の要請により物資の供給を実施したときは、速やかに出荷確認書（第2号様式）により甲に報告するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) 前号に掲げるもののほか、甲が指定する物資

（物資の運搬）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第6条 甲は、乙が供給した物資の代金及びその運搬に要した経費（以下、「代金等」という。）について乙から請求があったときは、遅滞なくその支払いを行うものとする。

2 前項に規定する代金等は、災害発生時の直前における適正価格を基準とし、乙の提出する出荷確認書に基づき、甲、乙協議の上決定するものとする。

（連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、この協定にかかる連絡責任者を相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年11月24日

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地
甲 春日井市
春日井市長

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号
乙 株式会社カインズ
代表取締役

春日井市（以下「甲」という。）と福山通運株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資等の輸送及び物資集配拠点の運営補助等に関する協定を、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害及びこれに準じる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙の協力を得て行う物資の輸送等を円滑に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において物資の輸送等の必要があると認めたときは、乙に対して次の事項に関し、協力を要請することができる。

- (1) 甲が管理する災害対策用備蓄品等の指定避難所等への輸送
- (2) 甲が指定した物資集配拠点から指定避難所等への支援物資の輸送
- (3) 食糧、生活必需品及び災害時に必要となる資機材等の支援協力に関する 協定締結店舗から指定避難所等への物資の輸送
- (4) 物資集配拠点における運営補助
- (5) 物資集配拠点の運営に必要な資機材の提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要とする事項

2 甲は、災害時において、乙が前項に規定する要請に協力する際には、次の事項について配慮するよう努めるものとする。

- (1) 乙が前項の協力を実施するにあたり必要となる車両に対する、緊急通行車両確認標章等の速やかな発行申請
- (2) 道路施設等の被災情報の提供
- (3) 前各号に掲げるもののほか、乙が必要とする事項

（要請手続）

第3条 甲は、第2条に規定する協力を要請するときは、協力要請書（第1号様式）により、乙に対して要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話又はファクシミリ等で要請し、事後速やかに協力要請書（第1号様式）を提出するものとする。

（業務報告）

第4条 乙が第2条に規定する活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、業務完了報告書（第2号様式）により報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条の要請により、物資の輸送等に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、愛知県災害救助法施行規則において規定される基準を参考に、業務完了報告書（第2号様式）に基づき、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、甲から要請された業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について

て甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、遅滞なくその費用を乙に支払うものとする。

(事故発生時の取り扱い)

第7条 乙は、第2条に規定する協力の実施にあたり、事故が発生したときは、甲に対して速やかにその状況を報告しなければならない。

(情報の交換)

第8条 この協定に定める事項を円滑に実施するため、甲及び乙は、この協定の締結後、担当者名、連絡先等を速やかに相手方に通知するものとする。なお、通知した事項を変更した場合も同様とする。

(有効期間)

第9条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれかからも協定解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年1月11日

愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

甲 春日井市
春日井市長

愛知県春日井市上田楽町字五反田111番地

乙 福山通運株式会社 春日井支店
支店長

資料 5-100 尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定書は、尾張部清掃工場連絡会議に所属するもの（以下「会員」という。）のごみ処理施設が、災害及び事故並びに施設の改修等によりごみ処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、各会員の間相互応援についての必要な事項を定めることにより、ごみ処理施設の円滑な運営と処理を図り、もって住民の生活環境を保全することを目的とする。

(相互援助の範囲)

第2条 相互応援体制は、応援を要請する会員（以下「要請会員」という。）と要請を受け応援を実施する会員（以下「応援会員」という。）の間で双方の条件等の合意が整った場合とする。

2 相互応援は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害及び事故により、ごみ処理施設による処理が不能になった場合
- (2) ごみ処理施設の改修等に伴い長期間にわたり施設の運転を停止する必要がある場合

(応援の責務)

第3条 応援の依頼があった場合は、特別の事情がない限り応援を行うものとする。

(応援要請等)

第4条 この協定に基づく応援の要請は、要請会員の首長が応援会員の首長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援の要請は、文書によるものとし、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 理由
- (2) ごみの種類、1日当りの量及び期間
- (3) 連絡責任者
- (4) その他必要とする事項

(受入条件の遵守)

第5条 要請会員は、応援会員の受入条件を遵守しなければならない。

2 受入条件に違反した場合は、第3条の規定にかかわらず、受諾を拒むことができる。

(管理)

第6条 要請会員は、応援会員管理の施設内で応援会員の指示があった場合は、忠実に従わなければならない。

(経費の負担)

第7条 ごみ処理に伴う経費の負担は、要請会員と応援会員との協議によるものとする。

(疑義)

第8条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じたときは、その都度協議して定め

るものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成28年4月1日から適用する。

(廃止)

第10条 この協定の締結に伴い、平成21年5月1日から適用の「ごみ処理相互応援に関する協定書」は廃止する。

この協定の締結を証するため、各会員記名押印の上各自1通を保有する。

平成28年4月1日

協定締結先

春日井市、稲沢市、江南丹羽環境管理組合管理者、尾張東部衛生組合管理者、尾三衛生組合管理者、小牧岩倉衛生組合管理者、犬山市、海部地区環境事務組合管理者、一宮市、名古屋市

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した際（以下「災害時」という。）において被災地域で廃棄される冷凍空調機器等についてフロン類を回収するにあたり、愛知県（以下「甲」という。）が、市町村の要請を受けて愛知県フロン回収・処理推進協議会（以下「乙」という。）に協力を求める場合の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「フロン類」とは、クロロフルオロカーボン、ハイドロクロロフルオロカーボン及びハイドロフルオロカーボンをいう。

(協力要請)

第3条 甲は、被災地域で廃棄される冷凍空調機器等からのフロン類の回収について、県内の市町村（以下「市町村」という。）からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

(1) フロン類の回収を依頼した市町村の名称

(2) その他必要な事項

2 前項の通知を受けたときは、乙は、協力の内容、方法等について、協力要請の対象となる市町村と協議し、確認するものとする。

(要請事項の実施)

第5条 乙は、前条第1項の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村の指示に従い、可能な限りフロン類の回収を実施するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、前条の規定により、市町村の指示に従いフロン類の回収を実施したときは、実施した事項を文書で甲へ報告するものとする。

(情報の提供)

第7条 甲は、第3条の要請を行ったときは、フロン類の回収に円滑な協力を得ることができるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条の要請を受けたときは、フロン類の回収に関し協力が可能な協議会員の状況を甲に報告するものとする。

(費用等)

第8条 乙が第3条の要請を受けて実施したフロン類の回収に要した費用及び該当作業中による事故の補償については、乙とフロン類の回収を要請した市町村との間で協議するものとする。

(協議会員の状況等の報告)

第9条 乙は、この協定に定めるところによる協力が可能な協議会員の状況をあらかじめ甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求

めるものとする。

2 乙は、災害時における円滑なフロン類の回収ができるよう、組織内での協力体制の整備及び情報等の収集に努めるものとする。

(広域応援体制)

第10条 災害時の被害が甚大で乙がこの協定に定める協力を十分に行うことが困難と認められる場合には、甲は乙の要請に基づいて、県外の関係団体に協力を求めることとする。

2 他の都道府県の災害時において、当該都道府県から災害応援要請があった場合には、乙はこの協定に準じて可能な限りの協力を行うものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲において愛知県環境部大気汚染課、乙においては愛知県フロン回収・処理推進協議会事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成17年4月1日

甲 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
愛知県
愛知県知事

乙 名古屋市中区金山2丁目7番6号
愛知県フロン回収・処理推進協議会
会長

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した際（以下「災害時」という。）におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬並びに災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、愛知県（以下「甲」という。）が、愛知県衛生事業協同組合（以下「乙」という。）に協力を求める場合の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に損壊した建築物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ）等の廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の市町村（以下「市町村」という。）が実施する次に掲げる事業（以下「廃棄物の処理等」という。）について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- (1) し尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬
- (2) 災害廃棄物の撤去
- (3) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (4) 災害廃棄物の処分
- (5) 前各号に伴う必要な事項

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村の名称
- (2) 協力要請をする廃棄物の処理等
- (3) その他必要な事項

2 前項の通知を受けたときは、乙は、協力の内容、方法等について、協力要請の対象となる市町村と協議し、確認するものとする。

(廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、前条第1項の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村の指示に従い、可能な限り廃棄物の処理等を実施するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、前条の規定により、市町村の指示に従い、廃棄物の処理等を実施したときは、第4条第1号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

(情報の提供)

第7条 甲は、第3条の要請を行ったときは、廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条の要請を受けたときは、廃棄物の処理等に関し協力が可能な協議会員の状況を甲に報告するものとする。

(費用等)

第8条 乙が第3条の要請を受けて実施した廃棄物の処理等に要した費用及び該当作業中による事故の補償については、乙と廃棄物の処理等を要請した市町村との間で協議するものとする。

(協議会員の状況等の報告)

第9条 乙は、この協定に定めるところによる協力が可能な協議会員の状況をあらかじめ甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めるものとする。

2 乙は、災害時における円滑な廃棄物の処理等ができるよう、組織内での協力体制の整備及び情報等の収集に努めるものとする。

(広域応援体制)

第10条 災害時の被害が甚大で乙がこの協定に定める協力を十分に行うことが困難と認められる場合には、甲は乙の要請に基づいて、県外の関係団体に協力を求めることとする。

2 他の都道府県の災害時において、当該都道府県から災害応援要請があった場合には、乙はこの協定に準じて可能な限りの協力を行うものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲において愛知県環境部廃棄物対策課、乙においては愛知県衛生事業協同組合事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成17年4月1日

甲 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
愛知県
愛知県知事

乙 名古屋市中区栄四丁目3番26号
愛知県衛生事業協同組合
理事長

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した際（以下「災害時」という。）におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬並びに災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、愛知県（以下「甲」という。）が、社団法人愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）に協力を求める場合の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に損壊した建築物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ）等の廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の市町村（以下「市町村」という。）が実施する次に掲げる事業（以下「廃棄物の処理等」という。）について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村の名称
- (2) 協力要請をする廃棄物の処理等
- (3) その他必要な事項

2 前項の通知を受けたときは、乙は、協力の内容、方法等について、協力要請の対象となる市町村と協議し、確認するものとする。

(廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、前条第1項の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村の指示に従い、可能な限り廃棄物の処理等を実施するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、前条の規定により、市町村の指示に従い、廃棄物の処理等を実施したときは、第4条第1号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

(情報の提供)

第7条 甲は、第3条の要請を行ったときは、廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条の要請を受けたときは、廃棄物の処理等に関し協力が可能な協議会員の状況を甲に報告するものとする。

(費用等)

第8条 乙が第3条の要請を受けて実施した廃棄物の処理等に要した費用及び該当作業中による事故の補償については、乙と廃棄物の処理等を要請した市町村との間で協議するものとする。

(協議会員の状況等の報告)

第9条 乙は、この協定に定めるところによる協力が可能な協議会員の状況をあらかじめ甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めるものとする。

2 乙は、災害時における円滑な廃棄物の処理等ができるよう、組織内での協力体制の整備及び情報等の収集に努めるものとする。

(広域応援体制)

第10条 災害時の被害が甚大で乙がこの協定に定める協力を十分に行うことが困難と認められる場合には、甲は乙の要請に基づいて、県外の関係団体に協力を求めることとする。

2 他の都道府県の災害時において、当該都道府県から災害応援要請があった場合には、乙はこの協定に準じて可能な限りの協力を行うものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲において愛知県環境部廃棄物対策課、乙においては社団法人愛知県産業廃棄物協会事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成17年4月1日

甲 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号
愛知県
愛知県知事

乙 名古屋市中区金山2丁目10番9号
社団法人愛知県産業廃棄物協会
会長

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、水害等の大規模災害が発生した時（以下、「災害時」という。）における災害廃棄物の撤去、収集、運搬及び処分に関し、愛知県（以下、「甲」という。）が、愛知県解体工事業連合会（以下、「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に損壊した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック類等）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ）等の廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の市町村（以下、「市町村」という。）が実施する次に掲げる事業（以下、「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村からの要請に基づいて、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集及び運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

(協力要請の手続)

第4条 甲は、前条の要請を行う場合には、次に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村の名称
- (2) 協力要請をする災害廃棄物の処理等
- (3) その他必要な事項

2 前項の通知を受けたときは、乙は、協力の内容、方法等について、協力要請の対象となる市町村と協議し、確認するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、前条第1項の通知があったときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、市町村の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、前条の規定により、市町村の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施したときは、第4条第1項各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

(情報の提供)

第7条 甲は、第3条の要請を行ったときは、災害廃棄物の処理等に円滑な協力を得ることができるよう、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、第3条の要請を受けたときは、災害廃棄物の処理等に関し協力が可能な協会の状況を甲に報告するものとする。

(費用等)

第8条 乙が、第3条の要請を受けて実施した災害廃棄物の処理等に要した費用及び災害補償については、乙と当該廃棄物の処理等に係る市町村との間で協議するものとする。

(協会員の状況等の報告)

第9条 乙は、この協定に定めるところによる協力が可能な協会員の状況をあらかじめ甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めるものとする。

2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等を図ることができるよう、協力体制並びに情報等の収集及び伝達の体制の整備に努めるものとする。

(広域応援体制)

第10条 被害が甚大で、乙がこの協定に定めるところによる協力の遂行が困難な場合は、甲は乙の要請に基づき、関係団体に協力を求めることができるものとする。

2 被災した他の都道府県からの災害応援要請に対し、甲が応援をする場合においては、乙はこの協定に準じて可能な限り協力をするものとする。

(連絡窓口)

第11条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては愛知県環境部資源循環推進課、乙においては愛知県解体工事業連合会事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議して定める。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成21年3月25日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県

愛知県知事

乙 名古屋市中村区則武1-15-13

Uコーポ名古屋4C

愛知県解体工事業連合会

会長

春日井市（以下「甲」という。）と一般社団法人愛知県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、春日井市内に春日井市地域防災計画に定める災害が発生した際（以下「災害時」という。）における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における災害廃棄物の処理等に関し、甲が乙に協力を得て行う必要な役務及び資機材等の提供を迅速かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「災害廃棄物」とは、がれき（災害時に損壊した建築物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず、廃プラスチック等）、生活系ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみ及び粗大ごみ）等の廃棄物をいう。
- (2) 「災害廃棄物の処理等」とは、次に掲げる事項をいう。
 - ア 災害廃棄物の撤去
 - イ 災害廃棄物の収集及び運搬
 - ウ 災害廃棄物の分別及び処分
 - エ その他必要な事項

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において役務の提供が必要となった場合、乙に対して災害廃棄物の処理等の協力を要請することができる。

（要請の手續）

第4条 前条の要請は、乙に対して災害時における災害廃棄物処理等の協力要請書（様式第1号）（以下「協力要請書」という。）をもって、要請するものとする。ただし、緊急を要する時には、電話等により要請し、その後、速やかに協力要請書を乙に提出するものとする。

- (1) 要請を行った者の職名及び担当者氏名
- (2) 要請の日時
- (3) 要請の理由
- (4) 要請の内容
- (5) 履行の場所
- (6) 履行の期間
- (7) 前各号に伴う必要な事項

（災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 乙は、前条の要請があつたときは、必要な人員、車両、資機材等を調達し、甲の指示に従い、可能な限り災害廃棄物の処理等を実施するものとする。

（情報の提供等）

第6条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、適宜、乙に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、災害時における円滑な災害廃棄物の処理等が図られるように、乙の会員等における協力体制及び伝達体制の整備並びに情報等の収集に努めるものとする。
- 3 乙は、災害廃棄物の処理等が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要員、車両、資機材等の数量を把握し、予め甲に報告するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は、第4条の要請を受け、甲の指示に従い、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次に掲げる事項について災害時における災害廃棄物処理等の協力実施報告書(様式第2号)(以下「協力実施報告書」という。)をもって甲に報告するものとする。

- (1) 要請を行った者の職名及び担当者氏名
- (2) 要請の日時
- (3) 実施業務内容
- (4) 従事者氏名
- (5) 履行の場所
- (6) 履行の期間
- (7) その他甲が乙に指示した事項

(費用の負担)

第8条 乙が第4条の要請を受けて実施した災害廃棄物の処理等に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

- 2 該当作業中による発生した事故の補償については、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(費用の請求)

第9条 乙は、前条の費用を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合は、乙が指定する支払先に遅滞なく速やかにその支払いを行うものとする。

- 2 甲が支払うべき災害廃棄物の処理等の価格は、市場の適正な価格を基準とし、役務等の提供後、乙の提出する協力実施報告書に基づき、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(支援体制の整備及び情報提供)

第11条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(連絡窓口)

第12条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲において春日井市環境部局担当課、乙においては一般社団法人愛知県産業廃棄物協会事務局とする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じたときには、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。
ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから文書による協定の解除、又は変更の申し出がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間延長されるものとし、以降もこの例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年11月19日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 名古屋市中区金山二丁目10番9号
第8フクマルビル5階
一般社団法人愛知県産業廃棄物協会
代表者 会長

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務をそれぞれ独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

協定締結先

愛知県、愛知県流域下水道管理者、
名古屋市、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者
豊橋市、豊橋市水道事業及び下水道事業管理者、岡崎市、岡崎市公共下水道管理者、
一宮市、一宮市水道事業等管理者、瀬戸市、瀬戸市公共下水道管理者、
半田市、半田市公共下水道事業者、春日井市、春日井市公共下水道管理者、
豊川市、豊川市公共下水道管理者、津島市、津島市下水道事業
碧南市、碧南市公共下水道管理者、刈谷市、刈谷市公共下水道管理者、
豊田市、豊田市事業管理者、安城市、安城市公共下水道管理者、
西尾市、西尾市公共下水道管理者、蒲郡市、蒲郡市公共下水道管理者、
犬山市、犬山市公共下水道管理者、常滑市、常滑市公共下水道管理者、
江南市、江南市公共下水道管理者、小牧市、小牧市公共下水道管理者、
稲沢市、稲沢市公共下水道管理者、新城市、新城市公共下水道管理者、
東海市、東海市公共下水道管理者、大府市、大府市公共下水道管理者、
知多市、知多市公共下水道管理者、知立市、知立市公共下水道管理者、
尾張旭市、尾張旭市公共下水道管理者、高浜市、高浜市公共下水道管理者、
岩倉市、岩倉市公共下水道管理者、豊明市、豊明市公共下水道管理者、
日進市、日進市公共下水道管理者、田原市、田原市公共下水道管理者、
愛西市、愛西市公共下水道管理者、清須市、清須市公共下水道管理者、
北名古屋市、北名古屋市公共下水道管理者、弥富市、弥富市公共下水道管理者、
みよし市、みよし市公共下水道管理者、あま市、あま市公共下水道管理者、
長久手市、長久手市公共下水道管理者、東郷町、東郷町公共下水道管理者、
豊山町、豊山町公共下水道管理者、大口町、大口町公共下水道管理者、
扶桑町、扶桑町公共下水道管理者、大治町、大治町公共下水道管理者、
蟹江町、蟹江町公共下水道管理者、飛島村、阿久比町、阿久比町公共下水道管理者、

東浦町、東浦町公共下水道管理者、南知多町、美浜町、
武豊町、武豊町公共下水道管理者、幸田町、幸田町公共下水道管理者、設楽町、
東栄町、東栄町公共下水道管理者、豊根村、愛北広域事務組合管理者、
中部知多衛生組合管理者、東部知多衛生組合管理者、衣浦衛生組合管理者、
常滑武豊衛生組合管理者、蒲郡市幸田町衛生組合管理者、逢妻衛生処理組合管理者、
西知多医療厚生組合管理者、尾張東部衛生組合管理者、
海部地区環境事務組合管理者、小牧岩倉衛生組合管理者、知多南部衛生組合管理者、
尾張旭市長久手市衛生組合管理者、刈谷知立環境組合管理者、
江南丹羽環境管理組合管理者、北設広域事務組合管理者、北名古屋衛生組合管理者、
尾三衛生組合管理者、日東衛生組合管理者、五条広域事務組合管理者、
知多南部広域環境組合管理者

ボランティア部関係

資料 5-107 春日井市災害救援ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定書

春日井市（以下「甲」という。）と社会福祉法人春日井市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他による災害の発生時における春日井市災害救援ボランティアセンター（以下「センター」という。）の開設及び運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他の災害発生時において、被災住民の速やかな自立及び復興のため、他市町村からのボランティアを混乱無く受け入れ、より効率的かつ効果的に救援活動を展開することを目的に、センターの開設及び運営に関し、必要な事項について定める。

（センターの開設）

第2条 甲は、大規模な災害が発生し、被災住民が生活復旧のための支援を必要とした場合、乙と協議し、必要な資機材等を確保して、センターを福祉文化体育館及び総合福祉センター敷地内の一部に開設する。

2 甲は、必要に応じて乙と協議し、センターの機能を補助する春日井市災害救援地域ボランティアセンターを防災拠点等に開設する。

3 乙は、センターの開設に際し、災害救援のボランティアに関わる機関、団体等にセンターへの参画を依頼し、体制を整える。

（センターの運営）

第3条 甲は、センターの運営に際し、乙の意見、判断及び自主性を尊重する。

2 甲は、センターの運営に際し、乙と協議し、必要な情報の提供、資機材の補充、体制の充実等について全面的に協力する。

（センターの閉鎖）

第4条 乙は、ボランティアによる災害救援活動が概ね完了したときは、センターの閉鎖についてセンター運営に参画した機関、団体等の意見を参考に、甲と協議し、閉鎖する。

2 乙は、センターが閉鎖されるときは、センターでの活動について、甲に対して引き継ぎを行う。

（経費の負担）

第5条 甲は、原則としてセンターの開設及び運営に関し必要な経費を負担する。ただし、センターの運営に関しては、災害救援ボランティア活動に関連する民間資金の活用も得られるよう努める。

（平常時の協力活動）

第6条 甲及び乙は、平常時において、この協定の実現に向けて、センターに参画する機関、団体等と、センターの開設及び運営について協議するとともに、訓練の実施、事前の資機材等の整備に努める。

（有効期間）

第7条 この協定書の有効期間は、協定締結日から平成29年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日前1か月までの間に、甲又は乙から何らかの

意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後同様とする。

(雑則)

第8条 この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙が協議して決定するものとする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、平成20年7月1日付けで終結した「春日井市災害救援ボランティアセンターの開設及び運営に関する協定書」は、この協定の終結をもって廃止する。

平成28年4月1日

甲 春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市
代表者 春日井市長

乙 春日井市浅山町1丁目2番地61号
社会福祉法人春日井市社会福祉協議会
会 長